

江 東 区 公 報

目 次

◎条 例

江東区行政手続条例の一部を改正する条例 (1)	2
江東区行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する条例の一部を改正する条例 (2)	3
江東区事務手数料条例の一部を改正する条 例(3)	7
江東区公告式条例等の一部を改正する条例 (4)	7
江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等 に関する条例の一部を改正する条例(5)	8
江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例(6)	8
江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の一部を改正する条例(7)	8
江東区長及び副区長の給料等に関する条例 の一部を改正する条例(8)	8
江東区監査委員の給与等に関する条例の一 部を改正する条例(9)	9
江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に 関する条例の一部を改正する条例(10)	9
江東区職員の給与に関する条例の一部を改 正する条例(11)	9
江東区江東公会堂条例の一部を改正する条 例(12)	45
江東区特別区税条例の一部を改正する条例 (13)	45
江東区子ども家庭支援センター条例の一部 を改正する条例(14)	46
江東区旅館業法施行条例の一部を改正する 条例(15)	46
江東区営住宅条例の一部を改正する条例 (16)	47
江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場 の整備に関する条例の一部を改正する条例 (17)	48
江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学 校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一 部を改正する条例(18)	49
江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条	

例の一部を改正する条例(19)	49
江東区後期高齢者医療に関する条例の一部 を改正する条例(20)	50
江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基 金条例及び江東区国民健康保険出産費資金 貸付基金条例を廃止する条例(21)	50
江東区介護保険条例の一部を改正する条例 (22)	50
江東区国民健康保険条例の一部を改正する 条例(23)	54
特別区税条例の一部を改正する条例(24)	56

◎告 示

保管自転車の処分について（令和 8 年 2 月 下期）(82)	58
令和 7 年度補正予算の公表(91)	58
特定乳児等通園支援事業者の確認について (93)	75
特別区道路線の区域変更について(94)	76
特別区道路線の供用開始について(95)	78
江東区区有通路の区域変更について(96)	80
保管自転車の処分について（令和 8 年 3 月 上期）(100)	82
開発行為に関する工事の完了公告(101)	82
特別区道路線の供用開始について(102)	82
違法放置等物件の告示について(103)	84
江東区区有通路の区域変更について(106)	84
特別区道路線の区域変更について(107)	93
特別区道路線の供用開始について(108)	110
特定乳児等通園支援事業者の確認について (110)	125
指定公金事務取扱者の指定について(111)	125
令和 8 年度当初予算の公表(113)	128
特定乳児等通園支援事業者の確認について (114)	149
特定乳児等通園支援事業者の確認について (115)	149
特定乳児等通園支援事業者の確認の辞退に ついて(116)	150
児童遊園の一部休園について(117)	150
特定商業施設新設届出書の縦覧について (119)	152
道路占用許可基準の一部改正について (121)	152
特定乳児等通園支援事業者の確認について (122)	153
指定公金事務取扱者の指定について(123)	153
指定公金事務取扱者の指定について(124)	153

コンビニエンスストア等における証明書の 交付に係る手数料の収納事務に係る私人委 託について(125)……………	156
江東区国民健康保険料の徴収事務の私人委 託について(126)……………	156
江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務の 私人委託について(127)……………	156
都市公園の区域及び面積変更について (128)……………	157
指定公金事務取扱者の指定について(129)……	159
令和 8 年度会計年度任用職員の報酬の額の 告示について(130)……………	159
指定公金事務取扱者の指定について(131)……	165
令和 8 年度江東区一般廃棄物処理実施計画 について(132)……………	165
指定公金事務取扱者の指定について(133)……	174
指定公金事務取扱者の指定について(134)……	174
指定公金事務取扱者の指定について(135)……	175
指定公金事務取扱者の指定について(136)……	175
指定公金事務取扱者の指定について(137)……	175
指定公金事務取扱者の指定について(138)……	175
指定公金事務取扱者の指定について(139)……	176
指定公金事務取扱者の指定について(141)……	176
指定公金事務取扱者の指定について(143)……	176
指定公金事務取扱者の指定について(146)……	177
指定公金事務取扱者の指定について(147)……	177
指定公金事務取扱者の指定について(149)……	178
指定居宅介護支援事業者の指定について (150)……………	178
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の指定について(152)……………	178

◎告 示 (教)

令和 8 年第 3 回江東区教育委員定例会の招 集(4)……………	179
--------------------------------------	-----

◎告 示 (監)

令和 7 年度第 3 回定期財務監査の結果につ いて(4)……………	179
---------------------------------------	-----

◎区 議 会

区議会議決事項……………	180
(令和 8 年第 1 回定例会)	

条

例

江東区行政手続条例の一部を改正する条例を公
布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 号

江東区行政手続条例の一部を改正する条例
江東区行政手続条例（平成 8 年 10 月江東区条
例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号
及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項
各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその
者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に
掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後
段を削り、同条に次の 1 項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分
の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及
び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項
各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもそ
の者に交付する旨（以下この項において「公示
事項」という。）を規則で定める方法により不
特定多数の者が閲覧することができる状態に置
くとともに、公示事項が記載された書面を当該
行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事
項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面
に表示したものの閲覧をすることができる状態
に置く措置をとることによって行うものとする。
この場合においては、当該措置を開始した日か
ら 2 週間を経過したときに、当該通知がその者
に到達したものとみなす。

第 16 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条
第 4 項後段」に改める。

第 22 条第 3 項中「第 15 条第 3 項」及び「同
条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の
次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2
週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を
「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「第 15 条第 3 項及び」の次に「第
4 項並びに」を加え、「「同項第 3 号」を「同条
第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」
と、」を「第 28 条第 3 号」と、「並びに当該行
政庁が同項各号」とあるのは「及び当該行政庁が
同条各号」と、」に、「同条第 3 項後段」を「同
条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を
「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の江東区行政手続条例第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例第 22 条第 3 項若しくは第 29 条又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 2 号

江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 29 年 7 月江東区条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江東区情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第 1 条を次のように改める。

（目的）

- 第 1 条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報システムの整備、必要な支援の実施その他の情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正その他の情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 号中「及び規則」を「並びに規則」に、「区が」を「江東区（以下「区」という。）が」に改め、「含む。）」の次に「及びその他の申請、届出その他の手続に係る区の機関等が定める根拠となる規定（次号ウに掲げる者にとっては、区の公の施設の管理に関する手続に係るものに限る。）」を加え、同条第 2 号を次のように改める。

- （2） 区の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 地方自治法第 7 章の規定に基づいて置かれる区の執行機関又はこれらに置かれる機関及び議会

イ アに掲げる機関の職員であって法令又は条例等により独立に権限を行使することを認められたもの

ウ 区の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）

第 2 条第 3 号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同条第 6 号中「又は条例等の規定に基づき区の機関」の次に「等」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を經由して行われる申請等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける区の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第 2 条第 7 号中「又は条例等の規定に基づき区の機関」の次に「等」を加え、同号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき区の機関等以外の者を經由して行う処分通知等における当該区の機関等以外の者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う区の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第 2 条第 8 号中「機関」の次に「等」を加え、同条第 9 号中「機関」の次に「等」を加え、「又は」を「、又は」に改め、同条第 10 号中「又は作成等」を「、作成等、掲示又は公示通知」に改め、同号を同条第 12 号とし、同条第 9 号の次に次の 2 号を加える。

（10） 掲示 条例等の規定に基づき区の機関等が書面等を掲示することをいう。

（11） 公示通知 条例等の規定に基づき区の機関等が公示の方法により通知をすることによって、当該通知が当該通知の相手方に到達したものとみなされるものをいう。

第 9 条を第 16 条とする。

第 8 条の見出しを「（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）」に改め、同条

中「少なくとも毎年度 1 回、区の機関が」を削り、「使用して行わせ又は」を「使用する方法により」に改め、「できる」の次に「区の機関に係る」を加え、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第 15 条とする。

第 7 条を削る。

第 6 条第 1 項中「区の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第 3 項中「第 1 項の場合において、区の機関は、」を「作成等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第 1 項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代える」を「代える」に改め、同条を第 9 条とし、同条の次に次の 5 条を加える。

(自動公衆送信等による掲示)

第 10 条 掲示については、当該掲示に関する他の条例等の規定にかかわらず、書面等を当該条例等の規定に規定する場所において掲示するとともに、規則で定めるところにより、当該書面等に記載された情報を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。次条第 1 項において同じ。）により公衆の閲覧に供することができる。

(自動公衆送信等による公示通知)

第 11 条 公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定にかかわらず、当該条例等の規定において公示をすることが規定されている事項（以下この項において「公示事項」という。）を、規則で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供するとともに、次の各号のいずれかの措置をとることによって行うことができる。

- (1) 公示事項が記載された書面を当該公示通知に関する他の条例等の規定に規定する事務所の掲示場に掲示する措置
- (2) 公示事項を当該公示通知に関する他の条例

等の規定に規定する事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置

- 2 前項の規定により行われた公示通知については、当該公示通知に関する他の条例等の規定により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該公示通知に関する条例等の規定を適用する。

(適用除外)

第 12 条 次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの 第 6 条から第 9 条までの規定
- (2) 申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第 6 条第 1 項又は第 7 条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第 6 条及び第 7 条の規定
- (3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第 8 条及び第 9 条の規定

(添付書面等の省略)

第 13 条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、区の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを

要しない。

（情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正）

第14条 区長は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、全ての者が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができるようにするための施策、当該援助を行う者の確保及び資質の向上のための施策その他の年齢、身体的な条件、地理的な制約その他の要因に基づく情報通信技術の利用のための能力又は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

第5条第1項中「区の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条を第8条とする。

第4条第1項を次のように改める。

処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「処分通知等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に

代える」を「代える」に改め、同条に次の1項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第4条を第7条とする。

第3条第1項中「区の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に改め、「により、」の次に「規則で定める」を加え、「区の機関の」を「区の機関等の」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に改め、「いう」の次に「。以下同じ」を加え、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の区の機関」を「当該申請等を受ける区の機関等」に改め、「当該区の機関」の次に「等」を加え、同条第4項中「第1項の場合において、区の機関は、」を「申請等のうち」に、「規定により」を「規定において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第11条において同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等

の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。

- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。）」とする。

第 3 条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

(基本原則)

第 3 条 情報通信技術を活用した行政の推進は、情報通信技術の利用のための能力又は知識経験が十分でない者に対する適正な配慮及び必要な支援がされることを確保しつつ、次に掲げる事項を旨として行わなければならない。

- (1) 手続等及びこれに関連する区の機関等の事務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 区の機関等に提供された情報については、区の機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報の提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、区の機関等が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

(推進計画)

第 4 条 区長は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る区の機関（第 2 条第 2 号ア及びイに掲げるものをいう。以下同じ。）の情報システム（次条第 4 項を除き、以下単に「情報システム」という。）の整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を総合的かつ計画的に実施するため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本的な方針
- (3) 対象となる手続等の範囲
- (4) 情報通信技術を活用した行政の推進に関する内容

- 3 区長は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 4 前項の規定は、推進計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用する。

(区の機関等による情報システムの整備等)

第 5 条 区の機関は、推進計画に従って情報システムの整備その他情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策（第 3 項において「情報システムの整備等」という。）を実施しなければならない。

- 2 区の機関は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。

- 3 区の機関は、情報システムの整備等の実施に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する区の機関等の事務についての簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。

- 4 第 2 条第 2 号ウに掲げる者は、区の機関が前 3 項の規定に基づき講ずる措置に準じて、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該者の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

- 5 区長は、第 2 条第 2 号ウに掲げる者が講ずる前項の施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 3 号

江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

江東区事務手数料条例（昭和 3 3 年 3 月江東区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 7 1 の項中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

別表第 6 の 8 8 の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第 1 0 5 条第 1 項」を「第 1 6 3 条の 5 9 第 1 項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加え、「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に改め、「建築されるマンション」の次に「又は要除却等認定マンションの更新がされるマンション」を加え、同表の 8 9 の項中「第 5 条の 4」を「第 5 条の 1 4」に改め、同表の 9 0 の項中「第 5 条の 6 第 1 項」を「第 5 条の 1 6 第 1 項」に改め、同表の 9 1 の項中「第 5 条の 7 第 1 項」を「第 5 条の 1 7 第 1 項」に、「第 5 条の 7 第 2 項」を「第 5 条の 1 7 第 2 項」に、「第 5 条の 4」を「第 5 条の 1 4」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 6 の 8 8 の項の改正規定 令和 8 年 4 月 1 日
- (2) 別表第 4 の改正規定 令和 8 年 5 月 1 日

江東区公告式条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 4 号

江東区公告式条例等の一部を改正する条例（江東区公告式条例の一部改正）

第 1 条 江東区公告式条例（昭和 2 9 年 1 2 月江東区条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出し中「この条例の」を削り、同条中「基く」を「基づく」に改める。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 条例の公布は、江東区ホームページへの掲載又は江東区役所の門前掲示場への掲示により行う。

第 3 条及び第 4 条を次のように改める。

（規則の公布）

第 3 条 区長の定める規則（以下「区規則」という。）を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び区長名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、区規則について準用する。

（規程の公表）

第 4 条 第 2 条第 2 項及び前条第 1 項の規定は、区長の定める規程（区規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

第 5 条中「第 2 条の」を「第 2 条第 2 項及び第 3 条第 1 項の」に、「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関」を「、区の機関（区長を除く。以下同じ。）」に改め、「定める規則」の次に「及びその他の規程」を加え、「これを」を「ついて」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第 6 条中「規則又は区」を「区規則若しくは区」に、「若しくは規程」を「又はその他の規程で公表を要するもの」に、「もって」を「もって」に改める。

（江東区財政状況の公表に関する条例の一部改正）

第 2 条 江東区財政状況の公表に関する条例（昭和 3 9 年 3 月江東区条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「江東区公報」を「次に掲げる方法」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 江東区公報に登載する方法
- (2) 江東区公告式条例（昭和 2 9 年 1 2 月江東区条例第 7 号）第 2 条第 2 項の規定の例により行う方法
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める方法

（江東区監査委員条例の一部改正）

第 3 条 江東区監査委員条例（昭和 3 9 年 3 月江東区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「江東区役所の門前掲示場に掲示して」を「江東区公告式条例（昭和 29 年 12 月江東区条例第 7 号）第 2 条第 2 項の規定の例により」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。
(江東区公告式条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 第 1 条の規定による改正後の江東区公告式条例（以下「新公告式条例」という。）第 2 条第 2 項（新公告式条例第 3 条第 2 項、第 4 条及び第 5 条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公布及び公表について適用し、施行日前に行った公布及び公表については、なお従前の例による。
(江東区財政状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 第 2 条の規定による改正後の江東区財政状況の公表に関する条例の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。
(江東区監査委員条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第 3 条の規定による改正後の江東区監査委員条例の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 5 号

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「100 分の 183」を「100 分の 185.5」に改める。

別表中「924,000 円」を「959,000 円」に、「796,000 円」を「826,000 円」に、「671,000 円」を「696,000 円」に、「639,000 円」を「663,000 円」に、「610,000 円」を「633,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 6 号

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表中「231,000 円」を「239,000 円」に、「289,000 円」を「299,000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 7 号

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 10 月江東区条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「300,000 円」を「347,100 円」に、「16,700 円」を「19,322 円」に、「2,800 円」を「3,240 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 8 号

江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

江東区長及び副区長の給料等に関する条例（昭和 31 年 11 月江東区条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「100 分の 183」を「100 分の 185.5」に改める。

別表中「1, 157, 000円」を「1, 200, 000円」に、「924, 000円」を「959, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第9号

江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

江東区監査委員の給与等に関する条例（平成3年10月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「63万7, 000円」を「66万1, 000円」に改め、同条第2項中「28万9, 000円」を「29万9, 000円」に改め、同条第3項中「14万5, 000円」を「15万円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第10号

江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年11月江東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「80万9, 000円」を「83万9, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第11号

江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区職員の給与に関する条例（昭和30年4月江東区条例第7号）の一部を次のように改正す

る。

第7条第4項中「4号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、0号級）」を加える。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第 1 (第 6 条関係)

ア 行政職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	

39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	
41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	
45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
78	284,100	345,100	395,100	422,900		
79	285,200	346,000	396,000	423,600		
80	286,300	346,900	396,700	424,200		
81	287,300	347,600	397,500	424,800		
82	288,400	348,400	398,300	425,300		
83	289,500	349,100	399,000	425,800		

84	290,500	349,800	399,600	426,300		
85	291,600	350,300	400,300	426,800		
86	292,700	350,900	400,900	427,200		
87	293,800	351,500	401,500	427,700		
88	294,800	352,000	402,000	428,200		
89	295,900	352,600	402,500	428,600		
90	297,000	353,200	403,000	429,100		
91	298,000	353,800	403,500	429,600		
92	299,100	354,300	404,000	430,000		
93	300,200	354,800	404,500	430,400		
94	301,300	355,300	405,000	430,900		
95	302,400	355,800	405,500	431,400		
96	303,400	356,300	406,000	431,800		
97	304,400	356,800	406,400	432,200		
98	305,500	357,200	406,800	432,600		
99	306,600	357,700	407,300	433,000		
100	307,700	358,200	407,800	433,400		
101	308,600	358,700	408,300	433,800		
102	309,600	359,100	408,800	434,200		
103	310,600	359,600	409,300	434,600		
104	311,500	360,100	409,700	435,000		
105	312,400	360,600	410,100	435,400		
106	313,300	361,000	410,500	435,800		
107	314,200	361,400	410,900	436,200		
108	315,100	361,800	411,300	436,600		
109	315,900	362,200	411,700	437,000		
110	316,700	362,600	412,100	437,400		
111	317,400	363,000	412,500	437,800		
112	318,100	363,400	412,900	438,200		
113	318,700	363,800	413,300	438,600		
114	319,400	364,200	413,700	439,000		
115	320,000	364,600	414,100	439,400		
116	320,600	365,000	414,500	439,800		
117	321,100	365,400	414,900	440,200		
118	321,600	365,800	415,300	440,600		
119	322,000	366,200	415,700	441,000		
120	322,400	366,600	416,100	441,400		
121	322,700	367,000	416,500	441,800		
122	323,100		416,900	442,200		
123	323,500		417,300	442,600		
124	323,900		417,700	443,000		
125	324,300		418,100	443,400		
126	324,600		418,500	443,800		
127	325,000		418,900	444,200		
128	325,400		419,300	444,600		

	129	325,800		419,700	445,000		
	130	326,200		420,100			
	131	326,600		420,500			
	132	327,000		420,900			
	133	327,300		421,300			
	134	327,700					
	135	328,000					
	136	328,300					
	137	328,600					
	138	328,900					
	139	329,200					
	140	329,500					
	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第 23 条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
1		181,100	242,900	278,000	310,100
2		182,000	245,000	280,200	312,500
3		182,900	247,100	282,400	314,900
4		183,800	249,200	284,700	317,300
5		184,700	251,400	287,000	319,600
6		185,600	253,100	288,800	321,900
7		186,500	254,800	290,600	324,000
8		187,400	256,500	292,400	326,100
9		188,300	258,000	294,200	328,200
10		189,200	259,500	295,800	330,300
11		190,100	260,800	297,400	332,400
12		191,000	262,100	299,000	334,500
13		191,900	263,400	300,600	336,400
14		192,800	264,700	302,100	338,300
15		193,700	266,000	303,600	340,200
16		194,600	267,300	305,000	342,100
17		195,500	268,600	306,400	344,000
18		196,400	269,900	307,800	345,900
19		197,300	271,200	309,200	347,600
20		198,200	272,400	310,500	349,300
21		199,300	273,600	311,800	351,000
22		200,400	274,800	313,100	352,700
23		201,500	276,000	314,400	354,400
24		202,600	277,200	315,600	356,100
25		203,700	278,400	316,800	357,600
26		204,800	279,600	318,000	359,100
27		205,900	280,800	319,200	360,600
28		207,000	282,000	320,400	362,100
29		208,100	283,100	321,600	363,600
30		209,200	284,200	322,700	365,100
31		210,300	285,300	323,800	366,600
32		211,400	286,400	324,900	368,100
33		212,500	287,500	325,900	369,600
34		213,600	288,600	326,900	371,100
35		214,700	289,700	327,900	372,600
36		215,800	290,800	328,900	374,100
37		216,900	291,900	329,900	375,600
38		218,000	293,000	330,900	376,900
39		219,100	294,000	331,900	378,200
40		220,200	295,000	332,800	379,500
41		221,300	296,000	333,700	380,800

42	222,400	297,000	334,600	382,100
43	223,500	298,000	335,500	383,400
44	224,600	299,000	336,300	384,700
45	225,700	300,000	337,100	386,000
46	226,800	301,000	337,900	387,100
47	227,900	302,000	338,700	388,200
48	229,000	303,000	339,500	389,300
49	230,100	303,900	340,300	390,300
50	231,200	304,800	341,100	391,300
51	232,300	305,700	341,900	392,300
52	233,400	306,600	342,700	393,300
53	234,400	307,500	343,400	394,300
54	235,400	308,400	344,100	395,300
55	236,400	309,300	344,800	396,300
56	237,400	310,200	345,500	397,300
57	238,400	311,100	346,200	398,300
58	239,400	312,000	346,900	399,100
59	240,400	312,700	347,500	399,900
60	241,400	313,400	348,100	400,700
61	242,400	314,100	348,700	401,500
62	243,400	314,800	349,300	402,300
63	244,400	315,500	349,900	403,100
64	245,400	316,100	350,500	403,900
65	246,400	316,700	351,100	404,500
66	247,400	317,300	351,700	405,100
67	248,400	317,900	352,300	405,700
68	249,400	318,500	352,900	406,300
69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500
71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600

89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800
93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	
135	309,600	340,100	377,700	

	136	310,200	340,300	378,000	
	137	310,800	340,500	378,300	
	138	311,400	340,700	378,600	
	139	312,000	340,900	378,900	
	140	312,400	341,100	379,200	
	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 224,600	円 235,900	円 257,800	円 290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第 2 (第 6 条関係)

ア 医療職給料表 (一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	260,000	363,500	445,000
	2	262,400	366,900	447,800
	3	264,700	370,700	450,600
	4	266,700	374,100	453,400
	5	269,000	377,800	456,400
	6	271,400	381,300	459,100
	7	273,300	385,000	461,900
	8	275,900	388,300	464,600
	9	278,200	392,100	467,300
	10	281,100	396,200	470,000
	11	284,200	400,300	472,700
	12	287,100	404,300	475,400
	13	290,200	408,200	478,200
	14	294,300	412,000	480,900
	15	298,300	415,700	483,700
	16	302,000	419,300	486,300
	17	305,700	422,900	488,800
	18	309,300	425,700	491,300
	19	312,600	428,300	494,100
	20	316,200	430,800	496,700
	21	319,800	433,500	499,400
	22	323,100	436,000	502,100
	23	326,300	438,700	504,700
	24	329,400	441,100	507,100
	25	332,500	443,300	509,900
	26	335,800	445,600	512,500
	27	338,700	447,900	514,800
	28	342,000	450,300	517,200
	29	345,100	452,900	519,700
	30	348,300	455,000	522,100
	31	351,400	457,600	524,100
	32	354,700	460,000	526,300
	33	357,400	462,300	528,400
	34	360,700	464,700	530,700
	35	363,500	466,600	532,900
	36	366,200	468,500	535,300
	37	369,400	470,400	537,100
	38	372,600	472,200	538,900
	39	375,900	474,500	540,900
	40	378,300	476,400	542,800
	41	380,900	478,400	545,000

42	383, 600	480, 200	546, 300
43	386, 100	482, 100	547, 900
44	388, 100	483, 700	549, 600
45	390, 300	485, 300	551, 300
46	392, 600	487, 000	552, 300
47	395, 100	488, 500	553, 600
48	397, 400	490, 000	554, 700
49	399, 400	491, 500	556, 000
50	400, 800	492, 800	557, 200
51	401, 800	494, 100	558, 400
52	403, 000	495, 300	559, 500
53	404, 100	496, 400	560, 600
54	405, 300	497, 400	561, 600
55	406, 600	498, 200	562, 600
56	407, 800	499, 000	563, 500
57	408, 800	499, 900	564, 400
58	410, 200	500, 500	565, 300
59	410, 900	501, 500	566, 200
60	411, 900	502, 500	567, 200
61	412, 500	503, 300	568, 200
62	413, 200	503, 900	569, 100
63	413, 700	504, 700	570, 200
64	414, 400	505, 500	571, 200
65	415, 100	506, 000	572, 200
66	415, 700	506, 800	573, 200
67	416, 100	507, 400	574, 200
68	416, 800	508, 100	575, 200
69	417, 200	508, 600	576, 200
70	417, 600	509, 100	577, 200
71	418, 200	509, 400	578, 200
72	418, 800	509, 900	579, 100
73	419, 200	510, 400	580, 100
74	419, 600	510, 900	581, 100
75	420, 000	511, 300	582, 000
76	420, 600	511, 700	582, 900
77	421, 100	512, 100	583, 900
78	421, 500	512, 400	584, 800
79	422, 000	512, 800	585, 700
80	422, 400	513, 300	586, 600
81	423, 000	513, 800	587, 500
82	423, 300	514, 200	588, 300
83	423, 600	514, 600	589, 200
84	424, 100	515, 100	590, 000
85	424, 900	515, 700	590, 800
86	425, 300	516, 300	591, 600
87	425, 900	516, 800	592, 400
88	426, 500	517, 200	593, 100
89	426, 800	517, 700	593, 900

90	427, 200	518, 300	594, 600
91	427, 700	518, 800	595, 400
92	428, 100	519, 300	596, 200
93	428, 500	519, 800	596, 900
94	428, 800	520, 400	597, 700
95	429, 200	520, 900	598, 400
96	429, 700	521, 400	599, 100
97	430, 200	521, 900	599, 800
98	430, 600	522, 400	600, 500
99	431, 100	522, 900	601, 200
100	431, 500	523, 500	601, 900
101	431, 900	524, 000	602, 600
102	432, 300	524, 500	603, 400
103	432, 700	525, 000	604, 000
104	433, 200	525, 600	604, 600
105	433, 700	526, 100	605, 400
106	434, 200		606, 100
107	434, 700		606, 900
108	435, 200		607, 600
109	435, 600		608, 200
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円 312, 600	円 377, 200	円 441, 400

備考 この表は、医師等で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
2		198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
3		199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
4		200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
5		201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
6		202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
7		203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
8		204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
9		205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
10		206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
11		207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
12		208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
13		209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
14		211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
15		212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
16		213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
17		215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
18		216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
19		218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
20		219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
21		221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
22		222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
23		224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
24		225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
25		227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
26		228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
27		230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
28		231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
29		233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
30		234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
31		234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
32		235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
33		236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
34		237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
35		238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
36		239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
37		240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
38		241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
39		241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
40		242,900	299,900	339,400	371,400	453,000
41		243,900	301,300	341,100	373,300	453,500

42	244, 800	302, 500	342, 800	375, 200	454, 000
43	245, 800	303, 800	344, 500	377, 100	454, 500
44	246, 800	305, 100	346, 200	378, 900	455, 100
45	247, 700	306, 500	347, 800	380, 700	455, 700
46	248, 900	307, 700	349, 400	382, 500	456, 300
47	250, 100	309, 000	351, 000	384, 300	456, 900
48	251, 300	310, 200	352, 700	386, 100	457, 300
49	252, 700	311, 500	354, 400	387, 900	457, 800
50	254, 000	312, 800	356, 000	389, 700	458, 300
51	255, 200	314, 000	357, 600	391, 600	458, 800
52	256, 400	315, 200	359, 200	393, 300	459, 300
53	257, 600	316, 400	360, 900	395, 000	459, 800
54	258, 800	317, 500	362, 500	396, 700	460, 300
55	259, 800	318, 700	364, 200	398, 400	460, 700
56	261, 000	319, 900	365, 800	399, 900	461, 200
57	262, 100	321, 100	367, 300	401, 400	461, 700
58	263, 300	322, 300	368, 900	402, 900	462, 200
59	264, 400	323, 400	370, 400	404, 400	462, 700
60	265, 400	324, 600	371, 900	405, 900	463, 200
61	266, 400	325, 800	373, 500	407, 300	463, 600
62	267, 600	327, 000	375, 100	408, 600	464, 100
63	268, 600	328, 200	376, 600	409, 900	464, 600
64	269, 600	329, 400	378, 100	411, 100	465, 100
65	270, 700	330, 500	379, 600	412, 200	465, 600
66	271, 900	331, 700	381, 100	413, 200	466, 100
67	272, 900	332, 900	382, 600	414, 200	466, 600
68	274, 000	334, 100	384, 000	415, 200	467, 100
69	275, 000	335, 200	385, 400	416, 200	467, 600
70	276, 100	336, 400	386, 700	417, 000	468, 100
71	277, 100	337, 600	388, 000	417, 900	468, 600
72	278, 200	338, 700	389, 200	418, 700	469, 100
73	279, 300	339, 900	390, 300	419, 500	469, 600
74	280, 500	341, 000	391, 300	420, 200	470, 100
75	281, 500	342, 100	392, 300	420, 900	470, 600
76	282, 600	343, 100	393, 200	421, 600	471, 100
77	283, 600	344, 100	394, 200	422, 300	471, 600
78	284, 800	345, 100	395, 100	422, 900	
79	285, 900	346, 000	396, 000	423, 600	
80	286, 900	346, 900	396, 700	424, 200	
81	287, 800	347, 600	397, 500	424, 800	
82	288, 800	348, 400	398, 300	425, 300	
83	289, 800	349, 100	399, 000	425, 800	
84	290, 800	349, 800	399, 600	426, 300	
85	292, 000	350, 300	400, 300	426, 800	
86	293, 100	350, 900	400, 900	427, 200	
87	294, 100	351, 500	401, 500	427, 700	
88	295, 100	352, 000	402, 000	428, 200	

89	296, 200	352, 600	402, 500	428, 600	
90	297, 300	353, 200	403, 000	429, 100	
91	298, 200	353, 800	403, 500	429, 600	
92	299, 300	354, 300	404, 000	430, 000	
93	300, 400	354, 800	404, 500	430, 400	
94	301, 500	355, 300	405, 000	430, 900	
95	302, 500	355, 800	405, 500	431, 400	
96	303, 500	356, 300	406, 000	431, 800	
97	304, 500	356, 800	406, 400	432, 200	
98	305, 600	357, 200	406, 800	432, 600	
99	306, 700	357, 700	407, 300	433, 000	
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400	
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800	
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200	
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600	
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000	
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400	
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800	
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200	
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600	
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000	
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400	
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800	
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200	
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600	
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000	
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400	
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800	
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200	
118	321, 600		415, 300		
119	322, 000		415, 700		
120	322, 400		416, 100		
121	322, 700		416, 500		
122	323, 100		416, 900		
123	323, 500		417, 300		
124	323, 900		417, 700		
125	324, 300		418, 100		
126	324, 600		418, 500		
127	325, 000		418, 900		
128	325, 400		419, 300		
129	325, 800		419, 700		
130	326, 200		420, 100		
131	326, 600		420, 500		
132	327, 000		420, 900		
133	327, 300		421, 300		
134	327, 700				
135	328, 000				

	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
1		208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
2		209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
3		210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
4		211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
5		213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
6		214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
7		215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
8		216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
9		218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
10		219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
11		220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
12		221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
13		223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
14		224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
15		225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
16		226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
17		228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
18		229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
19		230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
20		231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
21		232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
22		234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
23		235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
24		237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
25		238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
26		238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
27		239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
28		240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
29		240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
30		241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
31		241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
32		242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
33		243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
34		243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
35		244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
36		244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
37		245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
38		246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
39		246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
40		247,700	300,700	339,500	371,600	453,000
41		248,700	301,900	341,200	373,500	453,500

42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300
47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
78	289,400	345,100	395,100	422,900	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	
81	292,600	347,600	397,500	424,800	
82	293,600	348,400	398,300	425,300	
83	294,500	349,100	399,000	425,800	
84	295,600	349,800	399,600	426,300	
85	296,700	350,300	400,300	426,800	
86	297,700	350,900	400,900	427,200	
87	298,700	351,500	401,500	427,700	
88	299,800	352,000	402,000	428,200	

89	300,800	352,600	402,500	428,600	
90	301,700	353,200	403,000	429,100	
91	302,700	353,800	403,500	429,600	
92	303,700	354,300	404,000	430,000	
93	304,700	354,800	404,500	430,400	
94	305,700	355,300	405,000	430,900	
95	306,700	355,800	405,500	431,400	
96	307,700	356,300	406,000	431,800	
97	308,600	356,800	406,400	432,200	
98	309,600	357,200	406,800	432,600	
99	310,600	357,700	407,300	433,000	
100	311,500	358,200	407,800	433,400	
101	312,400	358,700	408,300	433,800	
102	313,300	359,100	408,800	434,200	
103	314,200	359,600	409,300	434,600	
104	315,100	360,100	409,700	435,000	
105	315,900	360,600	410,100	435,400	
106	316,700	361,000	410,500	435,800	
107	317,400	361,400	410,900	436,200	
108	318,100	361,800	411,300	436,600	
109	318,700	362,200	411,700	437,000	
110	319,400	362,600	412,100	437,400	
111	320,000	363,000	412,500	437,800	
112	320,600	363,400	412,900	438,200	
113	321,100	363,800	413,300	438,600	
114	321,600	364,200	413,700	439,000	
115	322,000	364,600	414,100	439,400	
116	322,400	365,000	414,500	439,800	
117	322,700	365,400	414,900	440,200	
118	323,100		415,300		
119	323,500		415,700		
120	323,900		416,100		
121	324,300		416,500		
122	324,600		416,900		
123	325,000		417,300		
124	325,400		417,700		
125	325,800		418,100		
126	326,200		418,500		
127	326,600		418,900		
128	327,000		419,300		
129	327,300		419,700		
130	327,700		420,100		
131	328,000		420,500		
132	328,300		420,900		
133	328,600		421,300		
134	328,900				
135	329,200				

	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(特定の職務の級の切替え)
- この条例による改正後の江東区職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第 1 イに掲げる行政職給料表（二）の適用について、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第 1 の旧級欄に掲げる職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
(号給の切替え)
- 施行日の前日において江東区職員の給与に関する条例別表第 1 アに掲げる行政職給料表（一）、同表イに掲げる行政職給料表（二）、別表第 2 イに掲げる医療職給料表（二）及び同表ウに掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第 2 に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職

員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(復職等の日における号給調整の特例)

- 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和 53 年特別区人事委員会規則第 18 号）第 33 条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。
 - 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第 2 条第 4 号に規定する昇給日がある職員
 - 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日においてこの条例による改正前の江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月江東区条例第 4 号）附則第 5 項から第 7 項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）
(施行日と同日に昇格等をする場合の号給決定)
- 施行日と同日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則別表第 2 による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。

（他の特別区及び特別区の一部事務組合から採用される職員に対する規定の準用）

7 施行日の前日に人事交流により他の特別区及び特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第 2 項から前項まで並びに附則別表第 1 及び附則別表第 2 の規定を準用する。

（委任）

8 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

9 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 30 年 3 月江東区条例第 4 号）の一部を次のように改める。

附則第 5 項から第 7 項までを次のように改める。

5 から 7 まで 削除

附則別表第 1（附則第 2 項関係）

職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級

附則別表第 2 (附則第 3 項関係)

号給の切替表

ア 行政職給料表 (一) の適用を受ける職員の
新号給

職務の級 旧号給	5 級	6 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1

2 4	1	1
2 5	1	1
2 6	1	1
2 7	1	1
2 8	1	1
2 9	1	1
3 0	1	1
3 1	1	1
3 2	1	1
3 3	1	1
3 4	2	1
3 5	3	1
3 6	4	1
3 7	5	1
3 8	6	1
3 9	7	1
4 0	8	1
4 1	9	2
4 2	1 0	2
4 3	1 1	2
4 4	1 2	2
4 5	1 3	2
4 6	1 4	2
4 7	1 5	3
4 8	1 6	3
4 9	1 7	3
5 0	1 8	3
5 1	1 9	3
5 2	2 0	3

5 3	2 1	3
5 4	2 2	4
5 5	2 3	4
5 6	2 4	4
5 7	2 5	4
5 8	2 6	4
5 9	2 7	4
6 0	2 8	4
6 1	2 9	4
6 2	3 0	5
6 3	3 1	5
6 4	3 2	5
6 5	3 3	5
6 6	3 4	5
6 7	3 5	5
6 8	3 6	5
6 9	3 7	5
7 0	3 8	5
7 1	3 9	5
7 2	4 0	5
7 3	4 1	6
7 4	4 2	6
7 5	4 3	6
7 6	4 4	6
7 7	4 5	6
7 8	4 6	6
7 9	4 7	6
8 0	4 8	6
8 1	4 9	6

8 2	5 0	6
8 3	5 1	6
8 4	5 2	7
8 5	5 3	7
8 6	5 4	7
8 7	5 5	7
8 8	5 6	7
8 9	5 7	7
9 0	5 8	
9 1	5 9	
9 2	6 0	
9 3	6 1	
9 4	6 2	
9 5	6 3	
9 6	6 4	
9 7	6 5	
9 8	6 6	
9 9	6 7	
1 0 0	6 8	
1 0 1	6 9	
1 0 2	7 0	
1 0 3	7 1	
1 0 4	7 2	
1 0 5	7 3	
1 0 6	7 4	
1 0 7	7 5	
1 0 8	7 6	
1 0 9	7 7	

イ 行政職給料表 (二) の適用を受ける職員の
新号給

職務の級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1

2 6	2 4	2 0	1 0	1
2 7	2 5	2 1	1 3	1
2 8	2 6	2 2	1 7	2
2 9	2 7	2 3	1 7	2
3 0	2 8	2 4	1 8	3
3 1	2 9	2 4	1 8	4
3 2	3 0	2 5	1 9	5
3 3	3 1	2 7	1 9	5
3 4	3 2	2 9	2 0	6
3 5	3 3	3 1	2 0	7
3 6	3 4	3 3	2 1	8
3 7	3 5	3 3	2 2	9
3 8	3 6	3 4	2 3	9
3 9	3 7	3 4	2 4	1 0
4 0	3 8	3 5	2 5	1 1
4 1	3 9	3 5	2 6	1 2
4 2	4 0	3 6	2 7	1 3
4 3	4 1	3 6	2 8	1 5
4 4	4 2	3 7	2 9	1 7
4 5	4 3	3 8	3 0	1 7
4 6	4 4	3 9	3 1	1 8
4 7	4 5	4 0	3 2	1 8
4 8	4 6	4 1	3 3	1 9
4 9	4 7	4 2	3 5	2 0
5 0	4 8	4 3	3 7	2 1
5 1	4 9	4 4	3 8	2 1
5 2	5 0	4 5	4 0	2 2
5 3	5 0	4 6	4 1	2 4
5 4	5 1	4 7	4 3	2 5

5 5	5 1	4 8	4 4	2 5
5 6	5 2	4 8	4 5	2 7
5 7	5 2	5 0	4 5	2 8
5 8	5 3	5 1	4 6	2 8
5 9	5 3	5 2	4 8	2 9
6 0	5 4	5 3	4 9	2 9
6 1	5 4	5 4	5 1	3 0
6 2	5 5	5 5	5 2	3 2
6 3	5 6	5 6	5 3	3 3
6 4	5 7	5 7	5 4	3 3
6 5	5 8	5 8	5 4	3 3
6 6	5 9	5 8	5 5	3 4
6 7	6 0	5 9	5 6	3 4
6 8	6 1	6 0	5 7	3 4
6 9	6 2	6 1	5 8	3 5
7 0	6 3	6 2	5 9	3 6
7 1	6 4	6 3	6 0	3 6
7 2	6 5	6 4	6 1	3 7
7 3	6 6	6 4	6 1	3 7
7 4	6 7	6 5	6 1	3 8
7 5	6 8	6 6	6 2	3 8
7 6	6 9	6 7	6 2	3 9
7 7	7 0	6 8	6 2	3 9
7 8	7 1	6 9	6 3	4 0
7 9	7 2	6 9	6 3	4 0
8 0	7 3	7 0	6 4	4 1
8 1	7 4	7 1	6 4	4 1
8 2	7 5	7 1	6 5	4 1
8 3	7 6	7 1	6 5	4 1

8 4	7 7	7 2	6 6	4 2
8 5	7 8	7 2	6 7	4 2
8 6	7 9	7 2	6 8	4 2
8 7	8 0	7 3	6 8	4 3
8 8	8 1	7 3	6 9	4 3
8 9	8 2	7 3	6 9	4 3
9 0	8 3	7 4	7 0	4 4
9 1	8 4	7 4	7 1	4 4
9 2	8 5	7 4	7 1	4 4
9 3	8 6	7 5	7 2	4 5
9 4	8 7	7 5	7 2	4 5
9 5	8 8	7 5	7 3	4 5
9 6	8 9	7 6	7 4	4 6
9 7	9 0	7 7	7 5	4 6
9 8	9 1	7 7	7 5	4 6
9 9	9 2	7 8	7 6	4 6
1 0 0	9 3	7 9	7 7	4 7
1 0 1	9 4	8 0	7 7	4 7
1 0 2	9 5	8 0	7 8	4 7
1 0 3	9 6	8 1	7 9	4 7
1 0 4	9 7	8 2	7 9	4 8
1 0 5	9 8	8 3	8 0	4 8
1 0 6	9 9	8 4	8 1	4 8
1 0 7	1 0 0	8 5	8 1	4 8
1 0 8	1 0 1	8 6	8 2	4 9
1 0 9	1 0 2	8 7	8 3	4 9
1 1 0	1 0 3	8 8	8 3	4 9
1 1 1	1 0 4	8 8	8 4	5 0
1 1 2	1 0 5	8 9	8 5	5 0

1 1 3	1 0 5	9 0	8 6	5 0
1 1 4	1 0 6	9 1	8 6	5 1
1 1 5	1 0 7	9 1	8 7	5 1
1 1 6	1 0 8	9 2	8 8	5 1
1 1 7	1 0 9	9 3	8 9	5 2
1 1 8	1 1 0	9 4	9 0	5 2
1 1 9	1 1 0	9 4	9 1	5 2
1 2 0	1 1 1	9 5	9 2	5 3
1 2 1	1 1 2	9 6	9 3	5 5
1 2 2	1 1 2	9 7	9 4	
1 2 3	1 1 3	9 7	9 5	
1 2 4	1 1 3	9 8	9 6	
1 2 5	1 1 4	9 9	9 8	
1 2 6	1 1 4	9 9	9 9	
1 2 7	1 1 5	1 0 0	1 0 0	
1 2 8	1 1 5	1 0 1	1 0 2	
1 2 9	1 1 6	1 0 1	1 0 3	
1 3 0	1 1 6	1 0 2	1 0 4	
1 3 1	1 1 6	1 0 3	1 0 6	
1 3 2	1 1 7	1 0 3	1 0 7	
1 3 3	1 1 7	1 0 4	1 0 8	
1 3 4	1 1 8	1 0 4	1 1 0	
1 3 5	1 1 8	1 0 5	1 1 1	
1 3 6	1 1 8	1 0 5	1 1 2	
1 3 7	1 1 9	1 0 5	1 1 4	
1 3 8	1 1 9	1 0 6	1 1 5	
1 3 9	1 2 0	1 0 6	1 1 6	
1 4 0	1 2 0	1 0 6	1 1 8	
1 4 1	1 2 1	1 0 7	1 1 9	

142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	
156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の
新号給

旧号給 \ 職務の級	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8

4 1	9
4 2	1 0
4 3	1 1
4 4	1 2
4 5	1 3
4 6	1 4
4 7	1 5
4 8	1 6
4 9	1 7
5 0	1 8
5 1	1 9
5 2	2 0
5 3	2 1
5 4	2 2
5 5	2 3
5 6	2 4
5 7	2 5
5 8	2 6
5 9	2 7
6 0	2 8
6 1	2 9
6 2	3 0
6 3	3 1
6 4	3 2
6 5	3 3
6 6	3 4
6 7	3 5
6 8	3 6
6 9	3 7
7 0	3 8
7 1	3 9
7 2	4 0
7 3	4 1
7 4	4 2
7 5	4 3
7 6	4 4
7 7	4 5
7 8	4 6
7 9	4 7
8 0	4 8
8 1	4 9
8 2	5 0
8 3	5 1
8 4	5 2

8 5	5 3
8 6	5 4
8 7	5 5
8 8	5 6
8 9	5 7
9 0	5 8
9 1	5 9
9 2	6 0
9 3	6 1
9 4	6 2
9 5	6 3
9 6	6 4
9 7	6 5
9 8	6 6
9 9	6 7
1 0 0	6 8
1 0 1	6 9
1 0 2	7 0
1 0 3	7 1
1 0 4	7 2
1 0 5	7 3
1 0 6	7 4
1 0 7	7 5
1 0 8	7 6
1 0 9	7 7

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の
新号給

旧号給 \ 職務の級	5 級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
1 0	1
1 1	1
1 2	1
1 3	1
1 4	1

1 5	1
1 6	1
1 7	1
1 8	1
1 9	1
2 0	1
2 1	1
2 2	1
2 3	1
2 4	1
2 5	1
2 6	1
2 7	1
2 8	1
2 9	1
3 0	1
3 1	1
3 2	1
3 3	1
3 4	2
3 5	3
3 6	4
3 7	5
3 8	6
3 9	7
4 0	8
4 1	9
4 2	1 0
4 3	1 1
4 4	1 2
4 5	1 3
4 6	1 4
4 7	1 5
4 8	1 6
4 9	1 7
5 0	1 8
5 1	1 9
5 2	2 0
5 3	2 1
5 4	2 2
5 5	2 3
5 6	2 4
5 7	2 5
5 8	2 6

5 9	2 7
6 0	2 8
6 1	2 9
6 2	3 0
6 3	3 1
6 4	3 2
6 5	3 3
6 6	3 4
6 7	3 5
6 8	3 6
6 9	3 7
7 0	3 8
7 1	3 9
7 2	4 0
7 3	4 1
7 4	4 2
7 5	4 3
7 6	4 4
7 7	4 5
7 8	4 6
7 9	4 7
8 0	4 8
8 1	4 9
8 2	5 0
8 3	5 1
8 4	5 2
8 5	5 3
8 6	5 4
8 7	5 5
8 8	5 6
8 9	5 7
9 0	5 8
9 1	5 9
9 2	6 0
9 3	6 1
9 4	6 2
9 5	6 3
9 6	6 4
9 7	6 5
9 8	6 6
9 9	6 7
1 0 0	6 8
1 0 1	6 9
1 0 2	7 0

103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

江東区江東公会堂条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第12号

江東区江東公会堂条例の一部を改正する条例

江東区江東公会堂条例（昭和47年10月江東区条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分	利用日	単位	利用料金
大ホール	平日	1日	437,000円
	土曜日、日曜日及び休日	1日	523,450円
大ホール楽屋		1日	6,600円
特別室		1日	6,050円
小ホール	平日	1日	46,700円
	土曜日、日曜日及び休日	1日	56,200円
小ホール楽屋		1日	3,650円
オープンスタジオ	平日	1日	51,800円
	土曜日、日曜日及び休日	1日	63,300円
会議室		全面1日	20,100円
		半面1日	10,050円
プレイルーム		1日	12,050円
第1練習室、		1日	14,000円

第3練習室及び第5練習室			
第2練習室		2時間	2,900円
第4練習室		2時間	2,000円
リハーサル室		1日	20,450円
駐車場		1台20分	100円

備考

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。
- 2 利用者が、入場料その他これに類する料金を徴収して利用する場合の利用料金は、本表に定める額の100分の150相当額を上限とする。
- 3 駐車場を利用することができる自動車（二輪のものを除く。）は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条に定める普通自動車、小型自動車及び軽自動車で、全長5メートル以下のものとする。
- 4 駐車場の利用に際し、最初の30分間は無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 3 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例
江東区特別区税条例（昭和 3 9 年 1 2 月江東区
条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「公示送達は、」の次に「公示事項
（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下こ
の条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和
2 9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」とい
う。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不
特定多数の者が閲覧することができる状態に置く
措置をとるとともに、公示事項が記載された書面
を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は
公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映
像面に表示したものの閲覧をすることができる状
態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 1 5 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 2
9 年総理府令第 2 3 号。以下「施行規則」とい
う。）」を「施行規則」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法
律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号
に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江東区特別区税条例
の規定は、この条例の施行の日以後にする公示
送達について適用し、同日前にした公示送達に
ついては、なお従前の例による。

江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改
正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 4 号

江東区子ども家庭支援センター条例の一部
を改正する条例

江東区子ども家庭支援センター条例（平成 1 1
年 3 月江東区条例第 1 2 号）の一部を次のように
改正する。

第 4 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、プレイルームについては、午前 1 0
時から午後 4 時 3 0 分まで（日曜日、月曜日及
び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第
1 7 8 号）に規定する休日における江東区有明
子ども家庭支援センター及び江東区住吉子ども
家庭支援センターのプレイルームにあっては、
午前 1 0 時から午後 4 時まで）とする。

第 5 条第 1 項の表中「（昭和 2 3 年法律第 1 7
8 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
を公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 1 5 号

江東区旅館業法施行条例の一部を改正する
条例

江東区旅館業法施行条例（平成 2 4 年 3 月江東
区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

(目的)

第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 2 3 年法律
第 1 3 8 号。以下「法」という。）の施行に関
し必要な事項及び旅館業の業務の適正な運営の
確保を図るために必要な事項を定めることによ
り、宿泊者に安全で安心な宿泊環境を提供し、
かつ、区民の安全で安心な生活環境を確保し、
もって本区における旅館業の健全な発達及び区
民生活の向上に寄与することを目的とする。

第 2 条第 1 項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の
次に次の 1 号を加える。

(2) 隣接土地所有者等 公道（道路法（昭和 2
7 年法律第 1 8 0 号）に定める道路及び敷地
が公有地（国又は地方公共団体が管理するも
のに限る。）で現に一般交通の用に供されて
いる道路をいう。）から旅館業の許可を受け
ようとする施設の敷地に至るまでの土地の所
有者又は管理者

第 2 条の 2 第 2 号中「土地又は」を「土地及
び」に改め、「の事業用賃貸借契約書の写し又
は」を削り、「土地若しくは」を「土地及び」に
改め、同条を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の
1 条を加える。

(基本理念)

第 2 条の 2 旅館業の業務の適正な運営の確保は、
次に掲げる事項を基本理念として行われなけれ
ばならない。

- (1) 宿泊者に対して良質なサービスを提供する
こと。
- (2) 宿泊者及び区民にとって安全で安心なもの
であること。
- (3) 地域の生活環境との調和に考慮すること。
- (4) 地域コミュニティの活性化に寄与すること。

第3条第1項中「関係住民」の次に「及び隣接土地所有者等」を加える。

第4条第1項中「関係住民」の次に「及び隣接土地所有者等」を加え、同条第3項中「関係住民」の次に「又は隣接土地所有者等」を加え、「努めること」を「努めなければならない」に改める。

第9条第1号ただし書を削り、同条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 営業施設の入り口には、緊急時に当該営業施設内に営業者自らが勤務し、又は営業従事者を勤務させる場所に通じる連絡先を掲示すること。

第9条に次の3号を加える。

- (8) 宿泊者に対し、関係住民の生活環境の悪化を防止するために必要な事項として、次条に定める宿泊者の遵守事項及び営業施設の使用方法を書面等により事前に説明すること。

- (9) 営業施設内に宿泊者が滞在する間は、少なくとも24時間以内に1回、営業者又は営業従事者が当該営業施設に赴いて当該営業施設の状況及び宿泊者が次条に定める事項を遵守しているかを確認し、遵守していない場合は当該事項を遵守させるとともに、その結果を記録及び保管すること。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

- (10) 営業施設の運営に当たり必要な法令の趣旨を理解し、営業施設の適正な管理に努めること。

第9条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

(営業者の責務)

第9条 営業者は、基本理念にのっとり、旅館業の業務の適正な運営の確保に向けて区長が行う指導、勧告、助言又は情報の提供の趣旨及び内容を十分に理解し、真摯に対応するよう努めなければならない。

2 営業者は、基本理念にのっとり、地域コミュニティの重要性を理解し、その営業施設が所在する地域において行われる地域活動への参加等を通じて、地域住民との信頼関係の構築に努めなければならない。

第10条中「当たっては」の次に「、基本理念にのっとり、当該営業施設において旅館業を営む営業者から説明を受けた事項を遵守するとともに」を加える。

第11条に次の2号を加える。

- (11) 営業施設内には、営業者又は営業従事者が常駐できるための規則で定める施設を設けること。

- (12) 営業施設は、玄関、玄関帳場、客室その他宿泊者等の用途に供する施設を一体的に管理することができ、かつ、住居その他の施設と区画され、これらが混在していない構造であること。

第12条第2項中「第10号」の次に「から第12号まで」を加える。

第13条第2項中「第10号」を「第12号」に改める。

第16条中「第9条第1号又は第6号」を「第9条の2第1号」に改める。

第18条を第19条とし、第17条第1項中「、前条」を「、第16条」に改め、「従わなかったとき」の次に「又は前条の規定により過料を科したとき」を加え、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(過料)

第17条 区長は、前条の規定による命令に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。(経過措置)

2 この条例の施行の際現に旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第9条の2第1号の規定は適用せず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定により経営の許可を受けている営業施設及び現に当該許可の申請がされている施設については、この条例による改正後の第11条第11号及び第12号の規定は適用しない。ただし、この条例の施行の日以後に、当該施設を増築し、若しくは改築し、又は大規模な修繕をする場合は、この限りでない。

江東区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第16号

江東区営住宅条例の一部を改正する条例

江東区営住宅条例(平成9年12月江東区条例

第 50 号)の一部を次のように改正する。

第 30 条第 2 項中「含む」の次に「。以下同じ」を加える。

第 39 条の次に次の 1 条を加える。

(定期使用許可)

第 39 条の 2 区長は、次に掲げる要件を全て満たす場合は、10 年を超えない範囲内においてあらかじめ規則で定める期間に限って区営住宅の使用を許可することができる。ただし、使用者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子で、規則で定める者のうち最も年少のものが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日 (以下この条において「当該日」という。)が、当該許可の日から 10 年を経過した日以後に到来する場合は、当該日までとすることができる。

- (1) 使用申込者が第 6 条第 1 項各号に定める条件を満たす者であること。
 - (2) 使用申込者、配偶者、江東区パートナーシップ宣誓制度の相手方又は東京都パートナーシップ関係の相手方の子のうち最も年少の者が区営住宅の使用の申込受付期間の末日時点において 18 歳未満であること。
 - (3) 区長が別に定める世帯構成に該当すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に必要があると認める場合は、同項本文に規定する許可をすることができる。
- 3 第 1 項又は前項の規定による許可 (以下「定期使用許可」という。)は、その更新がなく、期間の満了によってその効力を失うものとする。
- 4 定期使用許可をしようとする場合における前項に定める事項についての使用予定者に対する説明は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 5 前項の説明を受けた使用予定者は、第 12 条に定める手続のほか、規則で定めるところにより、当該説明を受けた旨を証する書類を提出しなければならない。
- 6 定期使用許可をした場合において、その期間の満了する日の 1 年前から 6 月前までの間に、使用者に対して行う期間の満了により当該許可が効力を失う旨の通知は、規則で定めるところにより行うものとする。
- 7 定期使用許可を受けた使用者は、その期間が満了するときまでに当該区営住宅を明け渡さなければならない。
- 8 定期使用許可をした場合においては、第 31

条、第 32 条第 2 項、第 33 条及び第 35 条の規定は適用しない。ただし、第 1 項ただし書の規定による定期使用許可をした場合について、当該定期使用許可の日から当該日までの期間 (当該定期使用許可の日から 10 年を経過した日までの期間を除く。)における第 31 条、第 32 条第 2 項、第 33 条及び第 35 条の規定の適用については、この限りでない。

9 第 28 条又は第 3 項の規定にかかわらず、定期使用許可を受けた使用者が、当該許可を受けた後に同条又は第 30 条第 1 項に規定する者に該当するに至ったことを理由として、当該区営住宅を明け渡す旨の申出をしたときは、区長は当該許可の効力を将来に向けて失わせることができる。

10 前項の場合において、区長は、必要があると認めるときは、他の公的資金による住宅への入居のあっせん等の措置を講ずることができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 13 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 17 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例 (昭和 60 年 10 月江東区条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「300 円」を「360 円」に、「以内 400 円」を「以内 480 円」に、「150 円」を「180 円」に、「日額 400 円」を「日額 480 円」に、「2,000 円」を「2,400 円」に、「4,000 円」を「4,800 円」に、「6,000 円」を「7,200 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第18号

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年3月江東区条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「177,950円」を「186,050円」に改め、同項第3号中「88,980円」を「92,980円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「8,529円」を「9,060円」に、「9,909円」を「10,332円」に、「12,351円」を「14,175円」に、「13,575円」を「14,175円」に、「15,837円」を「16,467円」に、「16,866円」を「17,496円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「7,164円」を「7,629円」に、「7,932円」を「8,340円」に、「9,438円」を「9,873円」に、「10,701円」を「11,073円」に、「11,610円」を「11,907円」に、「11,970円」を「12,246円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年8月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたそ

の他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用については、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14,175円」とあるのは、「12,951円」とする。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

5 新条例第12条第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、令和7年8月1日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 令和7年8月1日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条第2項第1号及び第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月13日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第19号

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月江東区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をし

た」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第 2 項中「週休日等以外の日の午前零時から午前 5 時までの間」を「午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第 3 項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前 2 項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を加え、同項第 1 号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）」を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

江東区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 20 号

江東区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

江東区後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年 3 月江東区条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 12 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江東区後期高齢者医療に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前に

した公示送達については、なお従前の例による。

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 21 号

江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例（昭和 52 年 9 月江東区条例第 20 号）
- (2) 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（平成 13 年 10 月江東区条例第 52 号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例（以下これらを「廃止条例」という。）の規定に基づき資金の貸付けを受けている者については、次に掲げる廃止条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- (1) 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例第 8 条から第 10 条まで及び第 13 条
- (2) 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例第 9 条から第 12 条まで及び第 15 条

3 この条例の施行の際廃止条例の規定に基づき令和 8 年 3 月 31 日までに資金の貸付けの申請を行った者については、次に掲げる廃止条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

- (1) 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例第 3 条から第 11 条まで及び第 13 条
- (2) 江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例第 3 条から第 13 条まで及び第 15 条

江東区介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 22 号

江東区介護保険条例の一部を改正する条例

江東区介護保険条例（平成12年3月江東区条例第62号）の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、区長は、特に減免する必要があると認めるときは、職権により保険料を減免することができる。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料の額の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第11条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与

等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。））」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第

13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア、第17号ア及び第18号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与等が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)」とする。

(令和8年度の保険料の額の算定に関する基準の特例)

第12条 第1号被保険者の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期

日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た

額以下である場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料の額の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月27日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第23号

江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

江東区国民健康保険条例（昭和34年11月江東区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中「並びに介護納付金賦課被保険者」を「、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者」に、「の合算額」を「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額」に改める。

第14条の3第1号イ中「並びに介護保険法」

を「、介護保険法」に、「の納付に要する費用に」を「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）の納付に要する費用に」に改め、同号カ、同条第2号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第15条第1項中「第15条の4」を「第15条の4第1号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に、「100分の59」を「100分の58」に改め、同条第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に、「100分の41」を「100分の42」に改める。

第15条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第15条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に改め、同条第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に改める。

第16条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第16条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に改める。

第16条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第16条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第19条の2、第19条の4、第19条の5及び第19条の6の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用

に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第 19 条の 6 の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ アに掲げるもののほか、区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第 16 条の 7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する 18 歳以上被保険者(法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号に規定する 18 歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した 18 歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第 16 条の 8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第 16 条の 9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100 分の 0.27 (子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第 16 条の 6 第 1 号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の 100 分の 56 に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所

得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 4 号ただし書に規定する場合にあっては、省令第 32 条の 10 の 2 に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者 1 人につき 1,800 円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の 100 分の 44 に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(3) 18 歳以上被保険者均等割 被保険者 1 人につき 73 円(第 16 条の 6 第 1 号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の 2 か年度の各年度における 18 歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第 16 条の 10 第 16 条の 7 の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3 万円を超えることができない。

第 18 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「及び後期高齢者支援金等賦課額並びに介護納付金賦課額」を「、後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額及び子ども・子育て支援納付金賦課額」に改める。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「若しくは第 16 条の 2 の額」を「、第 16 条の 2 の額若しくは第 16 条の 7 の額」に、「若しくは第 19 条の 5 第 1 項各号に定める額」を「、第 19 条の 5 第 1 項各号に定める額若しくは第 19 条の 6 に定める額」に改める。

第 19 条の 2 各号列記以外の部分中「66 万円」を「67 万円」に、「及び第 15 条の 10」を「、第 15 条の 10」に、「並びに第 16 条の 2」を「、第 16 条の 2」に改め、「17 万円」の次に「及び第 16 条の 7 の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号の E 及びオに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 3 万円を超える場合には、3 万円)」を加え、同条第 1 号ア中「3 万 3,110 円」を「3 万 3,320 円」に改め、同号イ中「1 万 1,760 円」を「1 万 2,320 円」に改め、同号ウ中「1 万 1,620 円」を「1 万 2,460 円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者 1 人につき

1, 260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
18歳以上被保険者均等割額 被保険者1
人につき 52円

第19条の2第2号中「30万5,000円」
を「31万円」に改め、同号ア中「2万3,65
0円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中
「8,400円」を「8,800円」に改め、同
号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改
め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者1人につき
900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
18歳以上被保険者均等割額 被保険者1
人につき 37円

第19条の2第3号中「56万円」を「57万
円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,
520円」に改め、同号イ中「3,360円」を
「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320
円」を「3,560円」に改め、同号に次のよう
に加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
被保険者均等割額 被保険者1人につき
360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る
18歳以上被保険者均等割額 被保険者1
人につき 15円

第19条の3中「及び前条」を「、第15条の
11、第16条の3及び第16条の8並びに前条
及び第19条の5」に改める。

第19条の4第1号ア中「7,095円」を
「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,8
25円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ
中「1万8,920円」を「1万9,040円」
に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万
3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,5
20円」を「2,640円」に改め、同号イ中
「4,200円」を「4,400円」に改め、同
号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改
め、同号エ中「8,400円」を「8,800
円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被
保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応
じ、それぞれ未就学児1人について次に定め
る額

ア 第19条の2第1号エに規定する金額を
減額した世帯 270円

イ 第19条の2第2号エに規定する金額を
減額した世帯 450円

ウ 第19条の2第3号エに規定する金額を
減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯
900円

第19条の5第1項各号列記以外の部分中「第
29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6
項第8号」に、「所得割額及び被保険者均等割
額」を「所得割額並びに被保険者均等割額及び1
8歳以上被保険者均等割額」に、「被保険者均等
割額」を「被保険者均等割額及び18歳以上被
保険者均等割額」に、「及び第16条の5」を
「、第16条の5及び第16条の10」に改め、
同項第1号中「第32条の10の2」を「第32
条の10の3」に改め、同項に次の2号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割
額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総
所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて
得た額の12分の1の額に、当該出産被保険
者の産前産後期間のうち当該年度に属する月
数に乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被
保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等
割額 当該年度分の子ども・子育て支援納付
金賦課額の被保険者均等割額及び18歳以上
被保険者均等割額(第19条の2に規定する
金額を減額するものとした場合にあつては、
その減額後の被保険者均等割額及び18歳以
上被保険者均等割額)に12分の1を乗じて
得た額に、当該出産被保険者の産前産後期
間のうち当該年度に属する月数に乗じて得た額

第19条の5の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前
である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第19条の6 当該年度において、その世帯に1
8歳に達する日以後の最初の3月31日以前で
ある被保険者(以下「18歳未満被保険者」と
いう。)がある場合における当該18歳未満被
保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第16条
の9第2号の被保険者均等割の保険料率に相当
する額(第19条の2各号、第19条の4第3
号及び前条第8号の規定により当該18歳未満
被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支
援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する
額を減額するものとした場合にあつては、当該

減額後の額) から当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第 14 条の 2、第 14 条の 3、第 15 条の 4、第 15 条の 8、第 15 条の 12、第 16 条の 4、第 16 条の 6 から第 16 条の 10 まで、第 18 条の 2 及び第 19 条から第 19 条の 6 までの規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区条例第 24 号

江東区特別区税条例の一部を改正する条例

江東区特別区税条例(昭和 39 年 12 月江東区条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条各号列記以外の部分中「、第 37 条の 7 第 1 項」を削り、同項第 2 号及び第 3 号中「第 37 条の 7 第 1 項の申告書又は」を削り、「若しくは第 2 項」を「又は第 2 項」に改める。

第 15 条第 3 項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「という。）」の次に「(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。)」を加える。

第 37 条第 1 項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第 37 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定にかかわらず」を「前項の規定にかかわらず」に、「種別割」を「軽自動車税」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「または」を「又は」に、「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第 37 条の 2 第 1 項中「軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は」を「買主を」に改め、同条第 2 項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第 3 項及び第 4 項を削る。

第 37 条の 4 から第 37 条の 9 までを削る。

第 38 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 39 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 40 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 42 条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 43 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 1 項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 33 号の 4 の 2 様式」を「第 33 号の 4 様式」に改める。

第 44 条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 45 条第 2 項中「第 37 条第 3 項ただし書」を「第 37 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 9 項中「原動機付自転車又は」を「原動機付自転車若しくは」に、「しなくなったとき、又は」を「しなくなったとき、」に、「しないこととなったとき、若しくは」を「しないこととなったとき又は」に、「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 46 条の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 46 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第 3 条の 4 の前の見出し及び同条を削る。

付則第 3 条の 4 の 2 に見出しとして「(区民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において、前条第 1 項の規定の適用を受けないときは、法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「には、法附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を「付則第 3 条の 4 第 1 項」に改め、同条を付則第 3 条の 4 とする。

付則第 3 条の 6 第 1 項及び付則第 3 条の 9 中「付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を「付則第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付則第 4 条第 2 項中「、付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を削る。

付則第 5 条の 3 から第 5 条の 7 までを削る。

付則第 6 条の見出し中「の種別割」を削り、同

条第 1 項中「法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」を「道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」に、「から第 4 項まで」を「及び第 3 項」に改め、「の種別割」を削り、同条第 2 項中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第 3 項中「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和 4 年 4 月 1 日」を「令和 7 年 4 月 1 日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和 8 年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「第 8 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とする。

付則第 6 条の 2 の見出し中「の種別割」を削り、同条第 1 項中「の種別割」を削り、「から第 4 項まで」を「又は第 3 項」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「の種別割」を削る。

付則第 8 条第 3 項第 2 号、付則第 9 条第 3 項第 2 号及び付則第 1 0 条第 3 項第 2 号中「、付則第 3 条の 4 第 1 項及び付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「令和 8 年度」を「令和 1 1 年度」に改める。

付則第 1 2 条第 5 項第 2 号、付則第 1 3 条第 2 項第 2 号及び付則第 1 4 条第 2 項第 2 号中「、付則第 3 条の 4 第 1 項及び付則第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付則第 1 4 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号並びに付則第 1 4 条の 3 第 2 項第 2 号及び第 5 項第 2 号中「、第 3 条の 4 第 1 項及び第 3 条の 4 の 2 第 1 項」を「及び付則第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(軽自動車税に関する経過措置)
- 2 この条例による改正後の江東区特別区税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和 8 年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。
- 3 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 令和 7 年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
(江東区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正)
- 5 江東区特別区税条例等の一部を改正する条例

(平成 2 6 年 6 月江東区条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「の種別割」を削る。

告

示

◎江東区告示第 8 2 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 3 月 5 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 9 1 号

令和 8 年 3 月 1 3 日、江東区議会の議決を経た、令和 7 年度補正予算を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）
- 2 令和 7 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）
- 3 令和 7 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 7 年度江東区後期高齢者医療保険会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）

令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 6,070,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 294,256,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

（特別区債の補正）

第 3 条 特別区債の廃止及び変更は、「第 3 表特別区債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	特 別 区 税	64,402,512	4,147,801	68,550,313
	1 特 別 区 民 税	60,272,358	3,958,293	64,230,651
	2 軽 自 動 車 税	232,734	△ 711	232,023
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,768,429	183,122	3,951,551
	4 入 湯 税	128,991	7,097	136,088
2	地 方 譲 与 税	742,000	△ 15,000	727,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	521,000	△ 15,000	506,000
3	特 別 区 交 付 金	73,641,365	3,000,000	76,641,365
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	73,641,365	3,000,000	76,641,365
4	利 子 割 交 付 金	686,000	△ 105,000	581,000
	1 利 子 割 交 付 金	686,000	△ 105,000	581,000
5	配 当 割 交 付 金	1,677,000	△ 325,000	1,352,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,677,000	△ 325,000	1,352,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	15,553,000	216,000	15,769,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	15,553,000	216,000	15,769,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	281,000	△ 75,000	206,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	281,000	△ 75,000	206,000
12	分 担 金 及 び 負 担 金	2,247,100	△ 44,746	2,202,354
	1 負 担 金	2,247,100	△ 44,746	2,202,354
13	使 用 料 及 び 手 数 料	3,110,028	57,906	3,167,934
	1 使 用 料	2,272,300	63,949	2,336,249
	2 手 数 料	837,728	△ 6,043	831,685

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
14	国 庫 支 出 金	47,933,389	△ 881,163	47,052,226
	1 国 庫 負 担 金	41,388,182	3,619	41,391,801
	2 国 庫 補 助 金	6,521,774	△ 882,282	5,639,492
	3 国 庫 委 託 金	23,433	△ 2,500	20,933
15	都 支 出 金	34,739,599	△ 1,487,641	33,251,958
	1 都 負 担 金	11,104,554	324,906	11,429,460
	2 都 補 助 金	21,015,246	△ 1,833,325	19,181,921
	3 都 委 託 金	2,619,799	20,778	2,640,577
16	財 産 収 入	1,037,800	183,979	1,221,779
	1 財 産 運 用 収 入	1,037,743	177,379	1,215,122
	2 財 産 売 払 収 入	57	6,600	6,657
17	寄 付 金	201,370	432,152	633,522
	1 寄 付 金	201,370	432,152	633,522
18	繰 入 金	34,206,890	△10,102,946	24,103,944
	1 基 金 繰 入 金	34,206,890	△10,102,946	24,103,944
20	諸 収 入	3,017,508	87,658	3,105,166
	2 預 金 利 子	12,705	8,397	21,102
	3 貸 付 金 元 利 収 入	524,641	△ 16,210	508,431
	4 受 託 事 業 収 入	440,122	△ 91,869	348,253
	6 雑 入	1,417,987	187,340	1,605,327
21	特 別 区 債	6,689,000	△ 1,159,000	5,530,000
	1 特 別 区 債	6,689,000	△ 1,159,000	5,530,000
	歳 入 合 計	300,326,000	△ 6,070,000	294,256,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	議 会 費	835,593	△ 20,028	815,565
	1 議 会 費	835,593	△ 20,028	815,565
2	総 務 費	47,562,469	2,803,979	50,366,448
	1 総 務 管 理 費	27,259,492	4,370,200	31,629,692
	2 徴 税 費	1,667,601	△ 134,640	1,532,961
	3 戸籍及び住民基本台帳費	1,996,375	△ 212,521	1,783,854
	4 選 挙 費	643,290	△ 26,390	616,900
	5 統 計 調 査 費	543,511	△ 64,017	479,494
	6 地 域 振 興 費	15,324,501	△ 1,095,613	14,228,888
	7 監 査 委 員 費	127,699	△ 33,040	94,659
3	民 生 費	131,101,281	△ 4,393,855	126,707,426
	1 社 会 福 祉 費	31,350,384	△ 912,671	30,437,713
	2 高 齢 者 福 祉 費	7,430,927	△ 885,856	6,545,071
	3 児 童 福 祉 費	71,507,686	△ 2,333,186	69,174,500
	4 生 活 保 護 費	20,812,284	△ 262,142	20,550,142
4	衛 生 費	22,140,449	△ 910,466	21,229,983
	1 衛 生 管 理 費	4,669,337	△ 345,219	4,324,118
	2 環 境 衛 生 費	742,067	△ 42,680	699,387
	3 公 衆 衛 生 費	7,229,784	△ 455,301	6,774,483
	4 清 掃 費	9,499,261	△ 67,266	9,431,995
5	産 業 経 済 費	5,238,549	△ 112,918	5,125,631
	1 商 工 費	5,238,549	△ 112,918	5,125,631

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6	土 木 費	21,836,108	△ 3,410,909	18,425,199
	1 土 木 管 理 費	1,849,466	△ 411,189	1,438,277
	2 道 路 橋 梁 費	9,548,623	△ 1,520,682	8,027,941
	3 河 川 費	1,811,091	△ 234,235	1,576,856
	4 公 園 費	4,517,400	△ 429,413	4,087,987
	5 都 市 整 備 費	4,109,528	△ 815,390	3,294,138
7	教 育 費	54,364,073	△ 1,878,996	52,485,077
	1 教 育 総 務 費	26,414,805	△ 701,968	25,712,837
	2 小 学 校 費	16,470,086	△ 633,460	15,836,626
	3 中 学 校 費	7,664,393	△ 421,806	7,242,587
	5 幼 稚 園 費	1,854,489	△ 85,484	1,769,005
	6 社 会 教 育 費	1,905,440	△ 36,278	1,869,162
8	公 債 費	2,106,024	△ 6,221	2,099,803
	1 公 債 費	2,106,024	△ 6,221	2,099,803
9	諸 支 出 金	14,741,454	1,859,414	16,600,868
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,440,107	343,070	13,783,177
	3 諸 費	1,301,346	1,516,344	2,817,690
	歳 出 合 計	300,326,000	△ 6,070,000	294,256,000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
			千円
2	総 務 費		110,896
	1 総 務 管 理 費	電子計算事務	43,800
	6 地 域 振 興 費	スポーツ施設管理運営事業	67,096
3	民 生 費		2,033
	3 児 童 福 祉 費	物価高対応子育て応援手当支給事業	2,033
6	土 木 費		95,064
	4 公 園 費	公園改修事業	95,064
合 計			207,993

第 3 表 特別区債補正
廃止

起債目的	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
豊洲児童館 改修事業	千円 41,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
義務教育施設 整備事業	407,000			

変更

起債目的	区分	起債限度額	起債の方法	利 率	償還方法
江東公会堂 改修事業	補正前	千円 4,387,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補正後	3,792,000			
塩浜ホーム 改修事業	補正前	850,000			
	補正後	764,000			

起 債 目 的	区 分	起 限 度 債 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
亀高第二保育園 改 修 事 業	補 正 前	176,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債のときから据置期間を含めて30年以内に元利均等その他の方法により償還する。ただし、区財政の都合により償還期限を短縮し、又は繰上償還することができる。
	補 正 後	163,000			
南砂第三保育園 改 修 事 業	補 正 前	159,000			
	補 正 後	142,000			

令和 7 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 520,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,602,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,024,443	△ 221,844	10,802,599
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,024,443	△ 221,844	10,802,599
4	国 庫 支 出 金	2	48,156	48,158
	1 国 庫 補 助 金	2	48,156	48,158
5	都 支 出 金	30,918,300	△ 734,207	30,184,093
	1 都 補 助 金	30,918,299	△ 734,207	30,184,092
6	繰 入 金	4,105,073	79,762	4,184,835
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,105,073	79,762	4,184,835
7	繰 越 金	1,000,000	294,471	1,294,471
	1 繰 越 金	1,000,000	294,471	1,294,471
8	諸 収 入	74,178	13,662	87,840
	2 預 金 利 子	1,118	3,184	4,302
	3 雑 入	73,057	10,478	83,535
	歳 入 合 計	47,122,000	△ 520,000	46,602,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	933,042	△ 84,762	848,280
	1 総 務 管 理 費	816,890	△ 53,584	763,306
	2 徴 収 費	116,152	△ 31,178	84,974
2	保 険 給 付 費	30,876,756	△ 715,931	30,160,825
	1 療 養 諸 費	26,372,503	△ 538,349	25,834,154
	2 高 額 療 養 費	4,265,503	△ 160,752	4,104,751
	4 出 産 育 児 諸 費	142,550	△ 12,000	130,550
	5 葬 祭 費	42,140	△ 4,830	37,310
5	保 健 事 業 費	430,256	△ 49,000	381,256
	1 特定健康診査等事業費	390,026	△ 33,000	357,026
	2 保 健 事 業 費	40,230	△ 16,000	24,230
7	諸 支 出 金	149,018	329,693	478,711
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	149,018	329,693	478,711
	歳 出 合 計	47,122,000	△ 520,000	46,602,000

令和 7 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号)

令和 7 年度江東区介護保険会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,260,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 43,477,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	保 険 料	8,682,088	93,829	8,775,917
	1 介 護 保 険 料	8,682,088	93,829	8,775,917
3	国 庫 支 出 金	9,052,658	282,946	9,335,604
	1 国 庫 負 担 金	7,043,381	261,318	7,304,699
	2 国 庫 補 助 金	2,009,277	21,628	2,030,905
4	支 払 基 金 交 付 金	10,760,726	254,731	11,015,457
	1 支 払 基 金 交 付 金	10,760,726	254,731	11,015,457
5	都 支 出 金	5,906,389	120,890	6,027,279
	1 都 負 担 金	5,594,439	125,680	5,720,119
	2 都 補 助 金	311,949	△ 4,790	307,159
6	財 産 収 入	4,727	3,644	8,371
	1 財 産 運 用 収 入	4,727	3,644	8,371
7	繰 入 金	7,499,756	64,703	7,564,459
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,606,405	58,054	6,664,459
	2 基 金 繰 入 金	893,351	6,649	900,000
8	繰 越 金	300,000	437,669	737,669
	1 繰 越 金	300,000	437,669	737,669
9	諸 収 入	10,655	1,588	12,243
	2 預 金 利 子	2,079	1,445	3,524
	3 雑 入	8,573	143	8,716
歳 入 合 計		42,217,000	1,260,000	43,477,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	1,008,005	△ 53,500	954,505
	1 総 務 管 理 費	461,795	△ 24,500	437,295
	2 徴 収 費	79,610	△ 19,000	60,610
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	460,752	△ 10,000	450,752
2	保 険 給 付 費	38,885,610	947,000	39,832,610
	1 介 護 サービス等諸費	36,714,672	874,000	37,588,672
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	830,062	57,000	887,062
	3 そ の 他 諸 費	42,900	2,000	44,900
	4 高 額 介 護 サービス等費	1,134,576	7,000	1,141,576
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	163,400	7,000	170,400
4	地 域 支 援 事 業 費	1,998,542	△ 45,072	1,953,470
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	940,190	△ 10,000	930,190
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	25,486	△ 5,000	20,486
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,029,602	△ 31,072	998,530
	4 そ の 他 諸 費	3,264	1,000	4,264
5	基 金 積 立 金	5,727	471,572	477,299
	1 基 金 積 立 金	5,727	471,572	477,299
6	諸 支 出 金	219,115	△ 60,000	159,115
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	219,115	△ 60,000	159,115
歳 出 合 計		42,217,000	1,260,000	43,477,000

令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 366,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,690,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

別表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	6,188,531	243,062	6,431,593
	1 後期高齢者医療保険料	6,188,531	243,062	6,431,593
3	広域連合支出金	3,661	6,938	10,599
	1 広域連合補助金	3,661	6,938	10,599
4	繰 入 金	6,696,519	△ 45,751	6,650,768
	1 一般会計繰入金	6,696,519	△ 45,751	6,650,768
5	繰 越 金	50,000	90,035	140,035
	1 繰 越 金	50,000	90,035	140,035
6	諸 収 入	385,288	40,480	425,768
	2 償還金及び還付加算金	2,924	1,248	4,172
	3 預 金 利 子	1,098	1,244	2,342
	4 受託事業収入	378,737	△ 24,409	354,328
	5 雑 入	2,528	62,397	64,925
7	国 庫 支 出 金	0	31,236	31,236
	1 国 庫 補 助 金	0	31,236	31,236
	歳 入 合 計	13,324,000	366,000	13,690,000

歳出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総 務 費	239,182	△ 15,714	223,468
	1 総 務 管 理 費	188,275	△ 14,414	173,861
	2 徴 収 費	50,907	△ 1,300	49,607
2	保 険 給 付 費	238,000	△ 7,000	231,000
	1 葬 祭 費	238,000	△ 7,000	231,000
3	広 域 連 合 納 付 金	12,400,523	405,095	12,805,618
	1 広 域 連 合 分 賦 金	12,400,523	405,095	12,805,618
4	保 健 事 業 費	380,904	△ 13,800	367,104
	1 保 健 事 業 費	380,904	△ 13,800	367,104
5	諸 支 出 金	15,391	△ 2,581	12,810
	1 償還金及び還付加算金	15,391	△ 2,581	12,810
歳 出 合 計		13,324,000	366,000	13,690,000

◎江東区告示第93号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第53条第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月17日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
労働者 協同組 合ワー ーカー ズコー プ・セ ンター 事	ワーカ ーズコ ープ新 大橋の びっこ 保育園 (園)	江東区 新大橋 二丁目 17番 9号	令和8 年4月 1日	私立保 育所

業団				
株式会 社チャ イルド ・ピ ース	小鳩保 育園清 澄白河	江東区 白河三 丁目1 0番8 号1～ 3階	令和8 年4月 1日	私立保 育所
株式会 社チャ イルド ・ピ ース	小鳩保 育園永 代	江東区 永代一 丁目1 2番5 -10 1号	令和8 年4月 1日	私立保 育所
株式会 社チャ イルド ・ピ ース	小鳩ス マー ト保 育所 冬木	江東区 冬木2 丁目2 番2 4号	令和8 年4月 1日	小規模 保育事 業所
社会福 祉法人 芳美会	ひろが り保 育園・ 門	江東区 富岡一 丁目4	令和8 年4月 1日	私立保 育所

	前仲町	番10号1階		
株式会社日本保育サービス	アスクもんなか保育園	江東区富岡一丁目14番17号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社新星	小規模保育室ラッキークコナッツ	江東区千石二丁目8番4号1階	令和8年4月1日	小規模保育事業所
社会福祉法人春和会	タムスわんぱく保育園木場	江東区木場二丁目13番17号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社マミー・インターナショナル	マミー保育園東陽町	江東区東陽二丁目2番14号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社Smile Project	キッズスマイル江東塩浜	江東区塩浜二丁目14番5号	令和8年4月1日	私立保育所
社会福祉法人深川愛隣学園	愛隣シャローム保育園	江東区枝川三丁目6番15号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社日本保育サービス	アスクバイリಂಗール保育園豊洲	江東区豊洲三丁目6番8号1階	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社アイオル	東雲ルミナス保育園	江東区東雲一丁目9番10号2階	令和8年4月1日	認証保育所
株式会社Smile Project	キッズスマイル江東有明	江東区有明一丁目3番1号1階	令和8年4月1日	私立保育所
社会福祉法人わかみ	かがやき保育園	江東区大島七丁目3	令和8年4月1日	私立保育所

や福社会		7番13号		
株式会社日本保育サービス	アスク東大島保育園	江東区大島八丁目31番2号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社Smile Project	キッズスマイル江東北砂	江東区北砂五丁目1番23号	令和8年4月1日	私立保育所
株式会社チャイルド・ピース	小鳩スマート保育園北砂	江東区北砂五丁目16番13号	令和8年4月1日	小規模保育事業所
株式会社マミー・インターナショナル	マミー保育園東砂	江東区東砂三丁目28番1号	令和8年4月1日	私立保育所

◎江東区告示第94号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和8年3月18日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和8年3月18日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理番号	路線名	変更の区間	変更前の敷地の幅員
			変更後の敷地の幅員
1	城23号	江東区北砂四丁目1283番2先から江東区北砂四丁目1283番1先まで	次図表示のとおり
			次図表示のとおり

特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



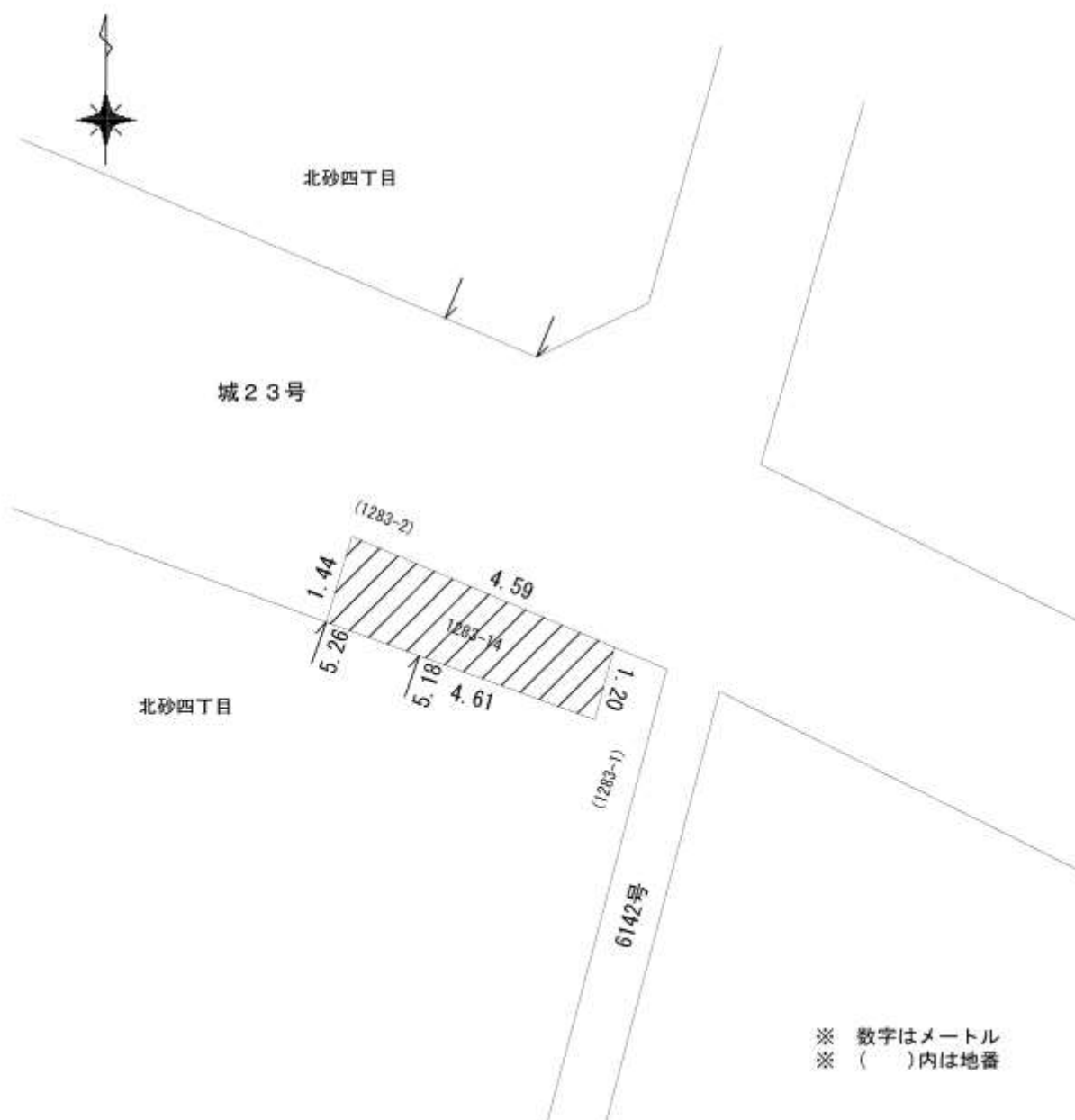
編入区域

面積

6.07 平方メートル



区域変更箇所



◎江東区告示第 9 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条
第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を
開始する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 1 8 日か
ら 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供す
る。

令和 8 年 3 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城 2 3 号	江東区北砂四丁目 1 2 8 3 番 2 先から 江東区北砂四丁目 1 2 8 3 番 1 先まで	なし

特別区道城 2 3 号供用開始略図

江東区北砂四丁目地内



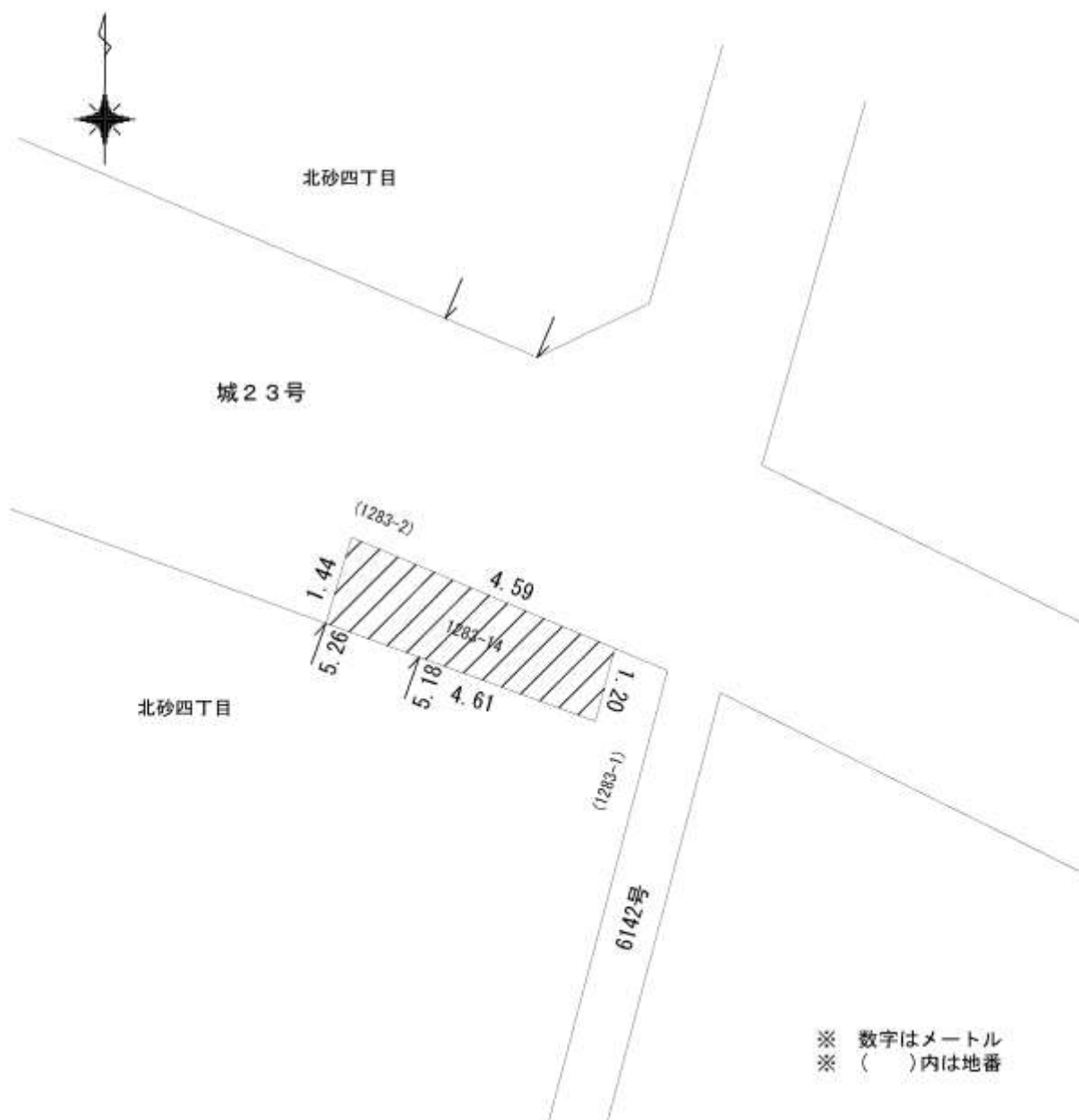
供用開始区域

面積

6.07 平方メートル



供用開始箇所



◎江東区告示第 9 6 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 1 8 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線 名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	6 0 3 6 号	江東区北砂四丁目 1 5 1 5 番 7 から	次図表示の とおり
		江東区北砂四丁目 1 5 1 5 番 5 5 まで	次図表示の とおり

区有通路6036号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内

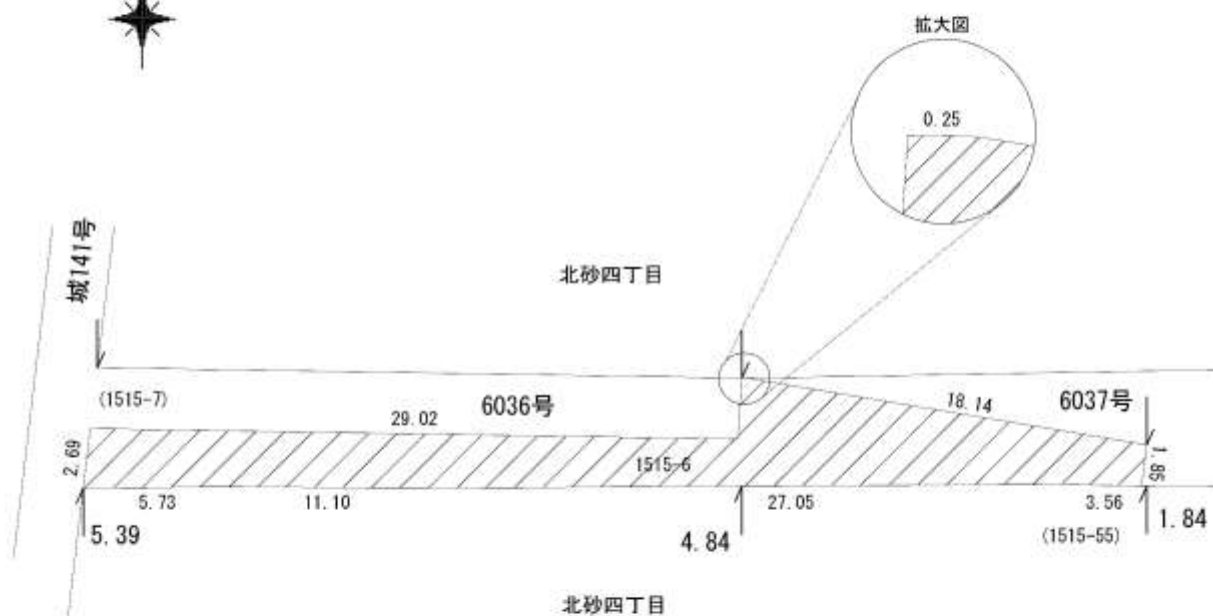


編入区域

面積 130.90 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 0 0 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 0 1 号

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条の規定に基づき許可した下記の開発行為に関する工事は完了した。

令和 8 年 3 月 1 9 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	江東区東雲一丁目 3 番 1、2、3
2 許可を受けた者の住所・氏名	東京都千代田区飯田橋 4-7-1 結和税理士法人内 東雲特定目的会社 取締役 中津 正憲

◎江東区告示第 1 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 2 3 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

江東区長 大久保 朋 果

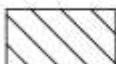
記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	江 1 4 0 号	江東区猿江二丁目 8 番 4 先から 江東区大島一丁目 5 4 番 3 先まで	なし

特別区道江 1 4 0 号供用開始略図

江東区猿江二丁目地内

江東区大島一丁目地内

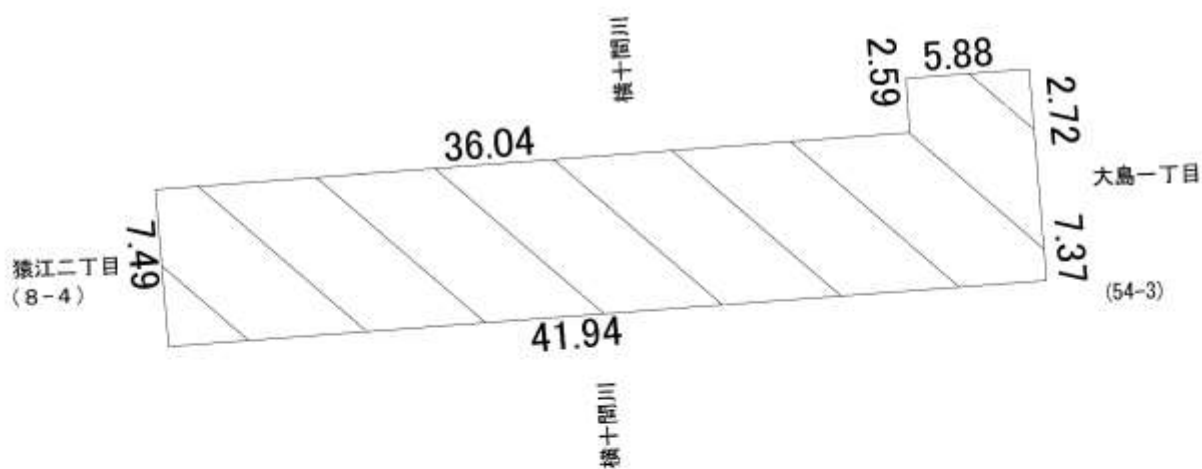


供用開始区域

面積 329.92 平方メートル



供用開始区域



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 0 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 4 4 条の 3 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき除去及び保管した違法放置等物件について、同法第 4 4 条の 3 第 3 項及び道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）第 1 9 条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

江東区長 大久保 朋 果
記

違法放置等物件の詳細	種別・数量	自動二輪車・1 台
	名称	HONDA LEAD
	ナンバー	不明
	色	シルバー
放置されていた場所		江東区新木場二丁目 1 0 番 5 号地先
除去した日時		令和 8 年 3 月 2 4 日 午前 9 時 2 7 分
保管を始めた日時		令和 8 年 3 月 2 4 日 午前 9 時 5 2 分
保管した場所		江東区資材置場
返還時に必要なもの		身分を確認できるもの（証明書）及び印鑑 当該物件の所有者等であることを証する書面

3	6 0 5 3 号	江東区北砂六丁目 6 7 6 番 2 先から	次図表示の とおり
		江東区北砂六丁目 6 3 2 番 4 先まで	次図表示の とおり
4	6 0 8 2 号	江東区東砂五丁目 1 9 2 番 8 先から	次図表示の とおり
		江東区東砂五丁目 1 9 3 番 2 先まで	次図表示の とおり
5	6 0 4 8 号	江東区北砂四丁目 1 1 4 1 番 1 先から	次図表示の とおり
		江東区北砂四丁目 1 1 4 1 番 3 先まで	次図表示の とおり
6	6 1 3 5 号	江東区北砂三丁目 2 3 1 番 5 4 先から	次図表示の とおり
		江東区北砂三丁目 2 3 1 番 1 0 6 先まで	次図表示の とおり
7	6 0 5 0 号	江東区北砂六丁目 7 3 5 番 2 先から	次図表示の とおり
		江東区北砂六丁目 7 2 6 番 4 5 先まで	次図表示の とおり
8	6 0 3 2 号	江東区大島五丁目 8 6 9 番 1 8 先から	次図表示の とおり
		江東区大島五丁目 3 8 6 番 2 先まで	次図表示の とおり

◎江東区告示第 1 0 6 号

江東区区有通路管理条例（平成 4 年 3 月江東区条例第 1 7 号）第 3 条の規定に基づき、区有通路の区域を下記のとおり変更する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 2 6 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線 名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	6 1 0 5 号	江東区南砂四丁目 2 4 8 番 4 1 先から	次図表示の とおり
		江東区南砂四丁目 2 4 9 番 2 先まで	次図表示の とおり
2	6 1 0 5 号	江東区南砂四丁目 2 5 1 番 1 先から	次図表示の とおり
		江東区南砂四丁目 2 5 2 番 1 先まで	次図表示の とおり

江東区區有通路6105号区域變更略図

江東区南砂四丁目地内

 編入区域

面積 12.55平方メートル



区域變更箇所



南砂四丁目

(248-41)

6105号

(249-2)

※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6053号区域変更略図

江東区北砂六丁目地内



編入区域

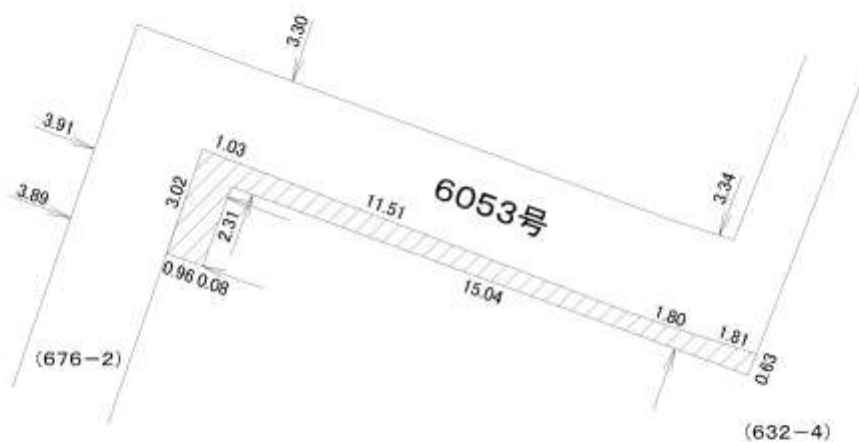
面積 12.00平方メートル



区域変更箇所



北砂六丁目



北砂六丁目

※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6082号区域変更略図

江東区東砂五丁目地内



編入区域

面積 3.56平方メートル



区域変更箇所



東砂五丁目



東砂五丁目

※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6048号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



編入区域

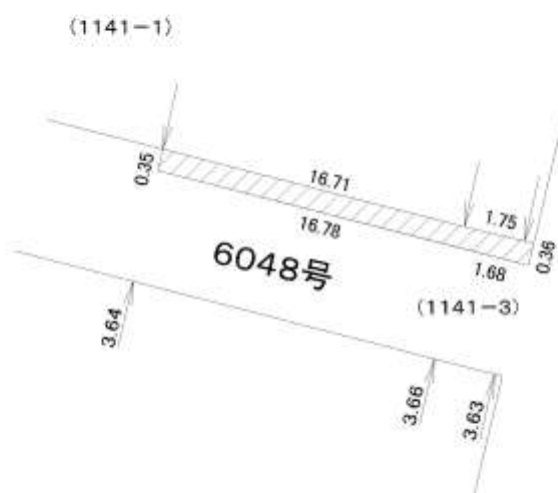
面積 6.34平方メートル



区域変更箇所



北砂四丁目



北砂四丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

江 東 区 区 有 通 路 6 1 3 5 号 区 域 変 更 略 図

江東区北砂三丁目地内



編入区域

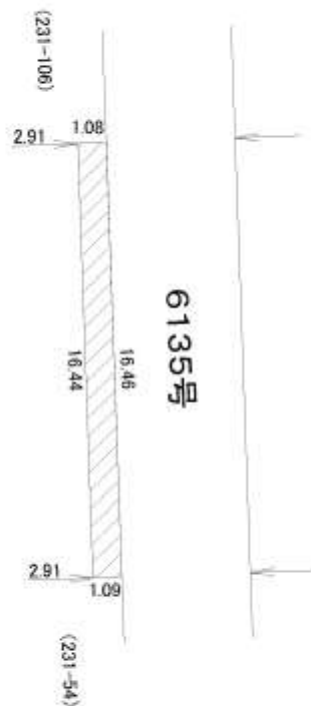
面 積 17.92平方メートル



区域変更箇所



北砂三丁目



北砂三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6050号区域変更略図

江東区北砂六丁目地内



編入区域

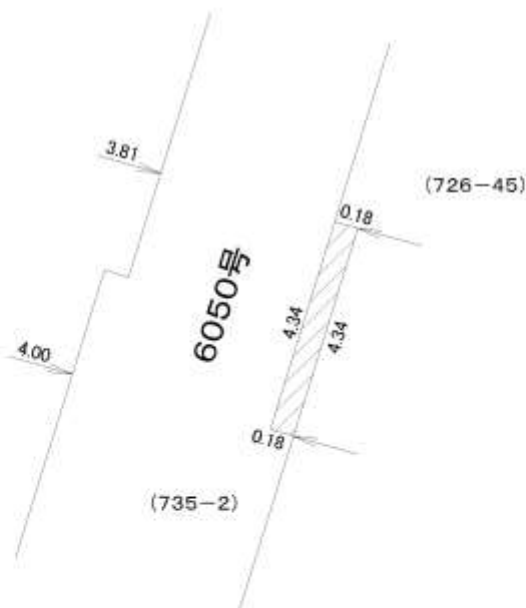
面積 0.79平方メートル



区域変更箇所



北砂六丁目



北砂六丁目

※数字はメートル
※()内は地番

江東区区有通路6032号区域変更略図

江東区大島五丁目地内



編入区域

面積 3.23平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

◎江東区告示第 107 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 26 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 26 日

江東区長 大久保 朋 果
記

整理 番号	路線 名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	深 8 9 号	江東区冬木 3 2 番 1 先から 江東区冬木 3 2 番 1 0 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
2	城 9 5 号	江東区大島一丁目 1 5 3 番 3 先から 江東区大島一丁目 1 5 4 番 3 4 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
3	深 3 1 8 号	江東区千田 1 7 番 8 先から 江東区千田 1 7 番 1 0 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
4	深 2 8 1 号	江東区石島 1 4 番 1 3 先から 江東区石島 1 4 番 2 2 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
5	深 1 4 2 号	江東区牡丹三丁目 1 6 番 1 先から 江東区牡丹三丁目 1 6 番 1 0 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
6	深 8 5 号	江東区深川二丁目 1 0 番 6 先から 江東区深川二丁目 1 0 番 1 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
7	城 1 5 5 号	江東区東砂六丁目 8 8 番 2 先から 江東区東砂六丁目 8 3 番まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
8	城 6 2 号	江東区亀戸八丁目 1 0 4 番 1 先から 江東区亀戸五丁目 1 0 5 番 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
9	城 1 2 2 号	江東区北砂一丁目 2 3 2 番 2 先から江東 区北砂一丁目 2 3 2 番 1 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

10	深 4 0 5 号	江東区森下三丁目 3 5 番 1 0 9 先から 江東区森下三丁目 3 5 番 2 5 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
11	城 1 0 9 号	江東区大島五丁目 7 5 0 番 7 4 先から 江東区大島三丁目 7 5 0 番 2 2 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
12	深 3 8 9 号	江東区森下二丁目 1 8 番 4 先から 江東区森下二丁目 1 8 番 3 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
13	深 5 3 号	江東区佐賀二丁目 1 0 番 1 6 先から 江東区佐賀二丁目 1 0 番 4 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
14	深 4 9 号	江東区深川一丁目 2 5 番 1 5 先から 江東区深川一丁目 2 5 番 4 先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
15	江 4 9 4 号	江東区北砂七丁目 4 0 0 番 5 内	次図表示の とおり
			次図表示の とおり
16	江 4 9 8 号	江東区北砂六丁目 5 9 5 番内	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道深 89 号区域変更略図

江東区冬木地内

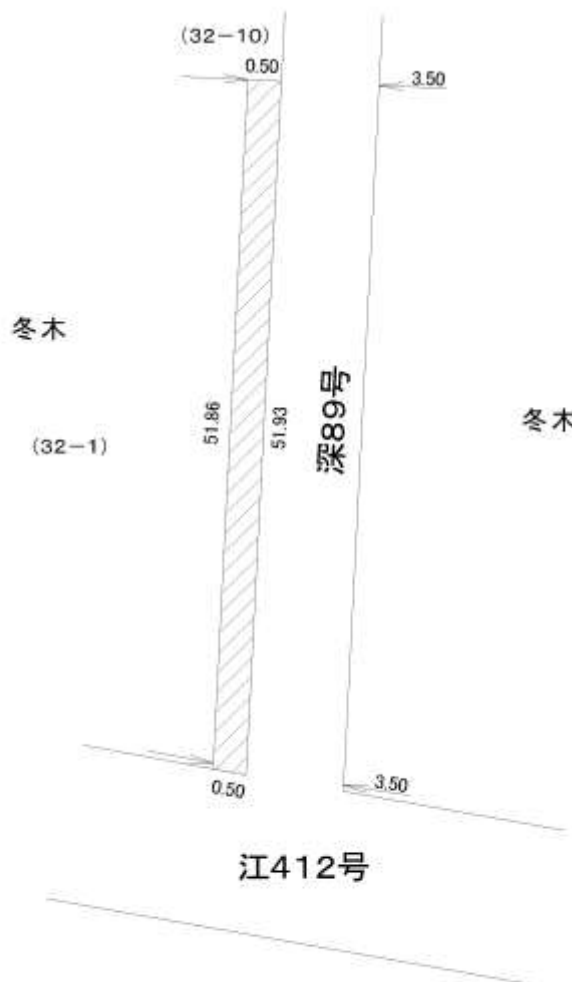


編入区域

面 積 25.96 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ () 内は地番

特別区道城95号区域変更略図

江東区大島一丁目地内



編入区域

面積 1.90平方メートル



区域変更箇所



大島一丁目



大島一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深 318 号区域変更略図

江東区千田地内



編入区域

面積 9.18 平方メートル



区域変更箇所



千田



千田

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深281号区域変更略図

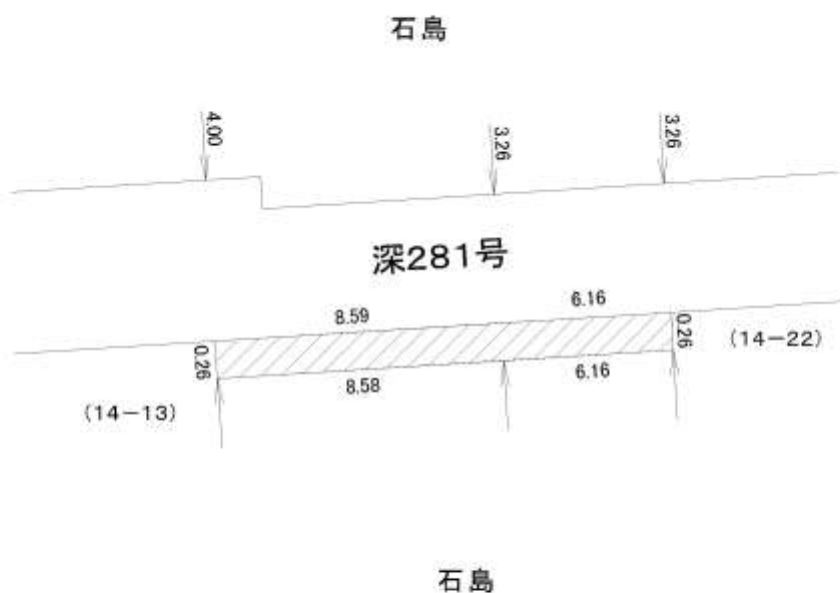
江東区石島地内

 編入区域

面積 3.83平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深142号区域変更略図

江東区牡丹三丁目地内

 編入区域

面積 6.37平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深85号区域変更略図

江東区深川二丁目地内



編入区域

面積 5.83平方メートル



区域変更箇所

深川二丁目

3.50

3.51

深85号

(10-11)

0.50

11.49

11.49

0.51

(10-6)

深川二丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城155号区域変更略図

江東区東砂六丁目地内



編入区域

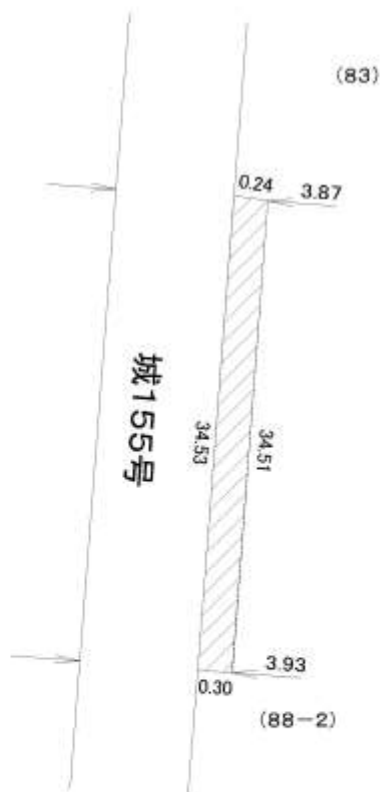
面積 9.38平方メートル



区域変更箇所



東砂六丁目



東砂六丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城62号区域変更略図

江東区亀戸八丁目地内

 編入区域

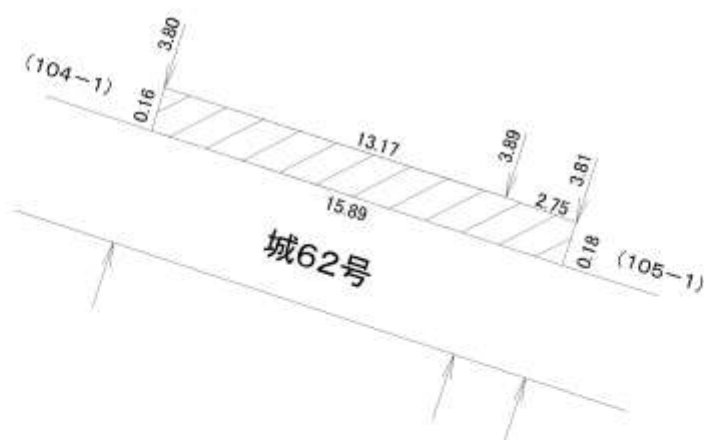
面積 3.38 平方メートル



区域変更箇所



亀戸八丁目



亀戸八丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道城122号区域変更略図

江東区北砂一丁目地内



編入区域

面積 6.97平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深405号区域変更略図

江東区森下三丁目地内

 編入区域

面 積 1.00平方メートル



区域変更箇所



森下三丁目



森下三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城109号区域変更略図

江東区大島五丁目地内



編入区域

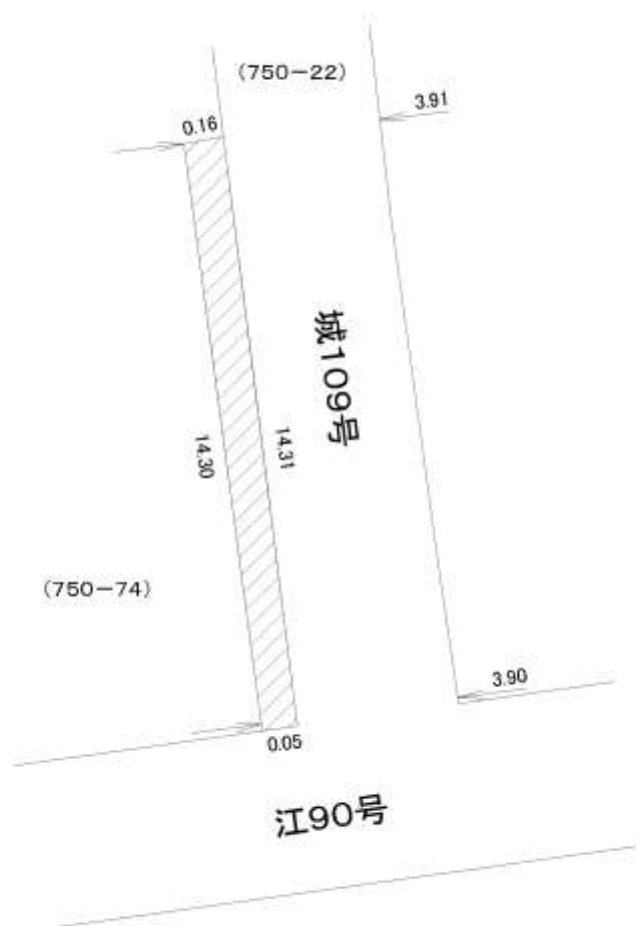
面積 1.59平方メートル



区域変更箇所



大島五丁目



大島五丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深389号区域変更略図

江東区森下二丁目地内

 編入区域

面 積 4.14平方メートル



区域変更箇所



森下二丁目



森下二丁目

※数字はメートル
※1/1000縮尺

特別区道深53号区域変更略図

江東区佐賀二丁目地内



編入区域

面積 5.88平方メートル



区域変更箇所



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深49号区域変更略図

江東区深川一丁目地内



編入区域

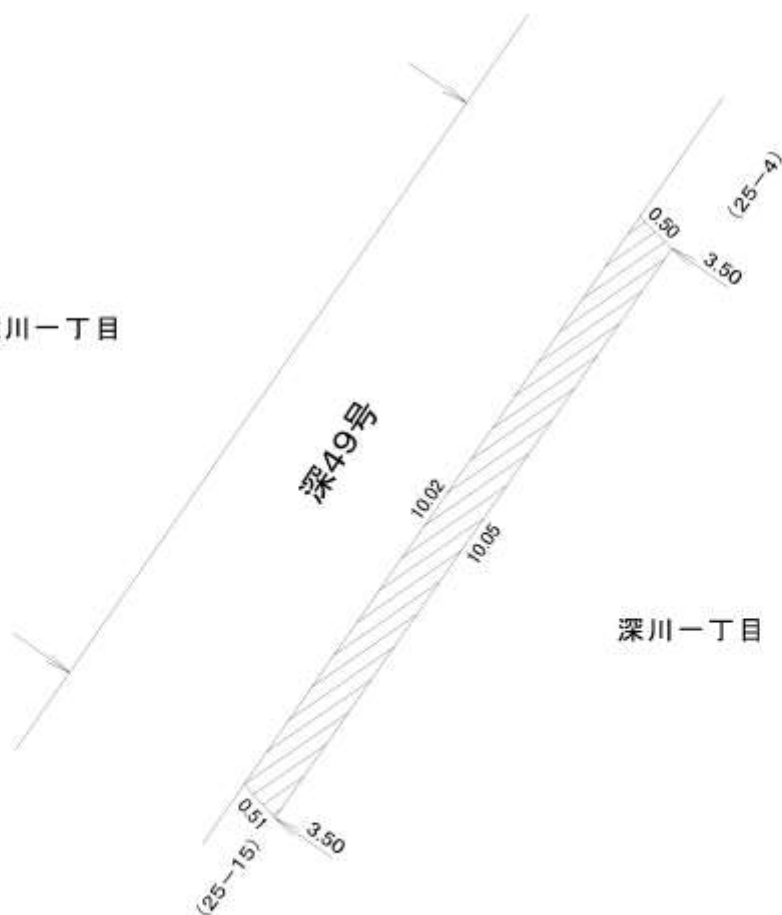
面積 5.02平方メートル



区域変更箇所



深川一丁目



深川一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道江494号区域変更略図

江東区北砂七丁目地内

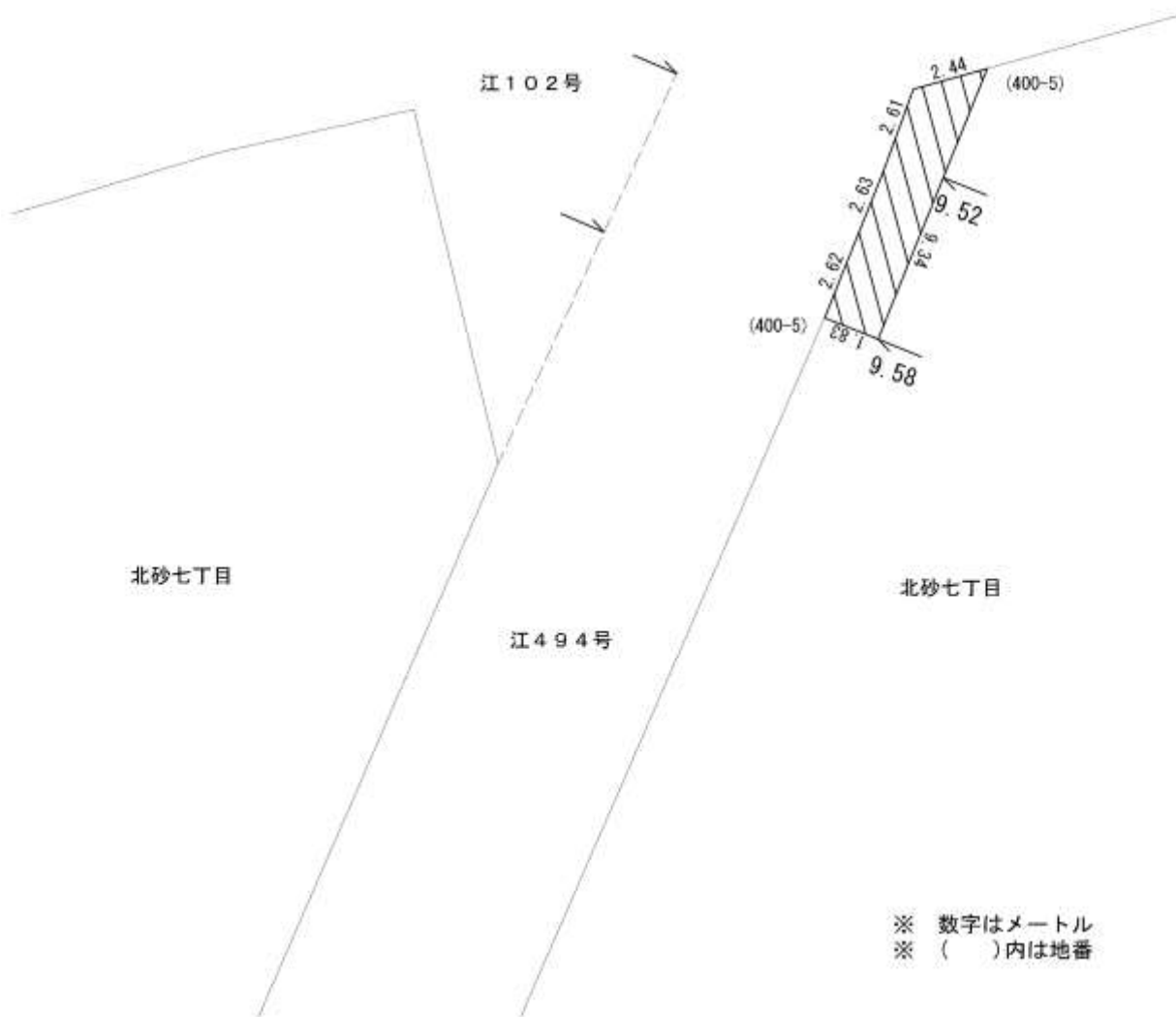


編入区域

面積 16.11 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
※ ()内は地番

特別区道江498号区域変更略図

江東区北砂六丁目地内



編入区域

面積

1.93 平方メートル



江382号



北砂六丁目

江498号



区域変更箇所

9.90

7.73

東砂一丁目

※ 数字はメートル
※ ()内は地番

◎江東区告示第 1 0 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和 8 年 3 月 2 6 日から 2 週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 2	深 3 8 9 号	江東区森下二丁目 1 8 番 4 先 から 江東区森下二丁目 1 8 番 3 先 まで	なし
1 3	深 5 3 号	江東区佐賀二丁目 1 0 番 1 6 先から 江東区佐賀二丁目 1 0 番 4 先 まで	なし
1 4	深 4 9 号	江東区深川一丁目 2 5 番 1 5 先から 江東区深川一丁目 2 5 番 4 先 まで	なし

整理 番号	路線 名	供用開始の区間	備考
1	深 8 9 号	江東区冬木 3 2 番 1 先から 江東区冬木 3 2 番 1 0 先まで	なし
2	城 9 5 号	江東区大島一丁目 1 5 3 番 3 先から 江東区大島一丁目 1 5 4 番 3 4 先まで	なし
3	深 3 1 8 号	江東区千田 1 7 番 8 先から 江東区千田 1 7 番 1 0 先まで	なし
4	深 2 8 1 号	江東区石島 1 4 番 1 3 先から 江東区石島 1 4 番 2 2 先まで	なし
5	深 1 4 2 号	江東区牡丹三丁目 1 6 番 1 先 から 江東区牡丹三丁目 1 6 番 1 0 先まで	なし
6	深 8 5 号	江東区深川二丁目 1 0 番 6 先 から 江東区深川二丁目 1 0 番 1 1 先まで	なし
7	城 1 5 5 号	江東区東砂六丁目 8 8 番 2 先 から 江東区東砂六丁目 8 3 番まで	なし
8	城 6 2 号	江東区亀戸八丁目 1 0 4 番 1 先から 江東区亀戸五丁目 1 0 5 番 1 先まで	なし
9	城 1 2 2 号	江東区北砂一丁目 2 3 2 番 2 先から 江東区北砂一丁目 2 3 2 番 1 先まで	なし
1 0	深 4 0 5 号	江東区森下三丁目 3 5 番 1 0 9 先から 江東区森下三丁目 3 5 番 2 5 先まで	なし
1 1	城 1 0 9 号	江東区大島五丁目 7 5 0 番 7 4 先から 江東区大島三丁目 7 5 0 番 2 2 先まで	なし

特別区道深89号供用開始略図

江東区冬木地内

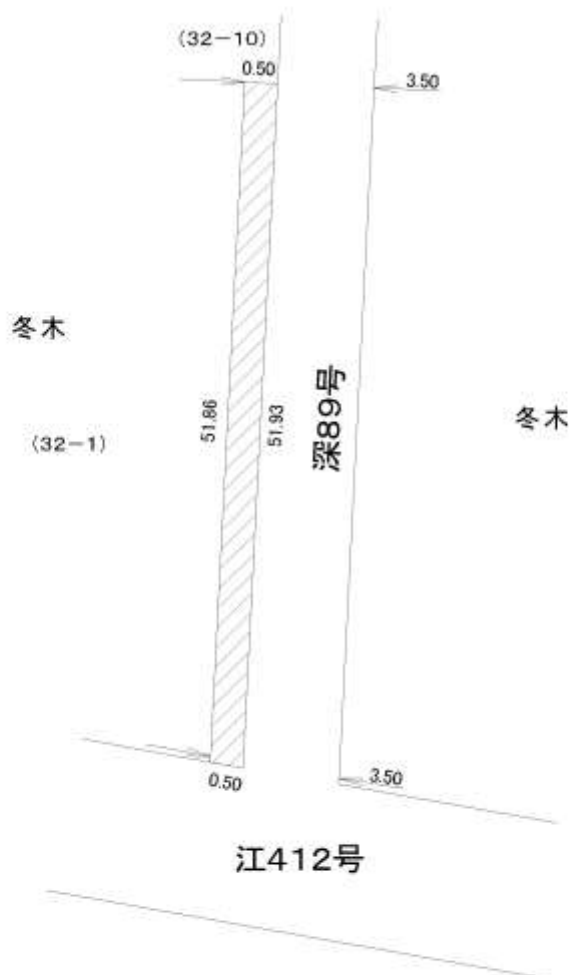


供用開始区域

面積 25.96平方メートル



供用開始区域



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城95号供用開始略図

江東区大島一丁目地内



供用開始区域

面積 1.90平方メートル



供用開始区域



大島一丁目



大島一丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深318号供用開始略図

江東区千田地内

 供用開始区域

面積 9.18平方メートル



供用開始区域



千田



深318号

千田

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深281号供用開始略図

江東区石島地内



供用開始区域

面積 3.83平方メートル



供用開始区域



石島



石島

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深142号供用開始略図

江東区牡丹三丁目地内



供用開始区域

面積 6.37平方メートル



供用開始区域



牡丹三丁目



牡丹三丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深 85 号供用開始略図

江東区深川二丁目地内



供用開始区域

面積 5.83 平方メートル



供用開始区域



深川二丁目

3.50

3.51

深 85 号

11.49

0.50

0.51

(10-11)

(10-6)

深川二丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城155号供用開始略図

江東区東砂六丁目地内



供用開始区域

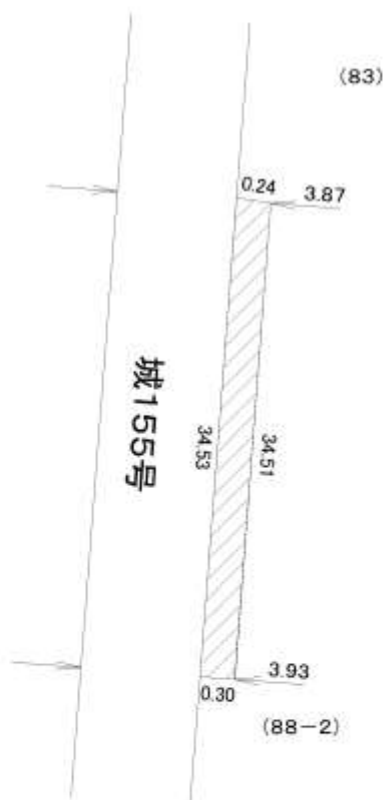
面 積 9.38平方メートル



供用開始区域



東砂六丁目



東砂六丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城 62 号供用開始略図

江 東 区 亀 戸 八 丁 目 地 内



供用開始区域

面積 3.38 平方メートル



供用開始区域



亀戸八丁目



亀戸八丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城122号供用開始略図

江東区北砂一丁目地内

 供用開始区域

面積 6.97平方メートル



供用開始区域



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深405号供用開始略図

江東区森下三丁目地内



供用開始区域

面積 1.00平方メートル



供用開始区域

森下三丁目



森下三丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道城109号供用開始略図

江東区大島五丁目地内

 供用開始区域

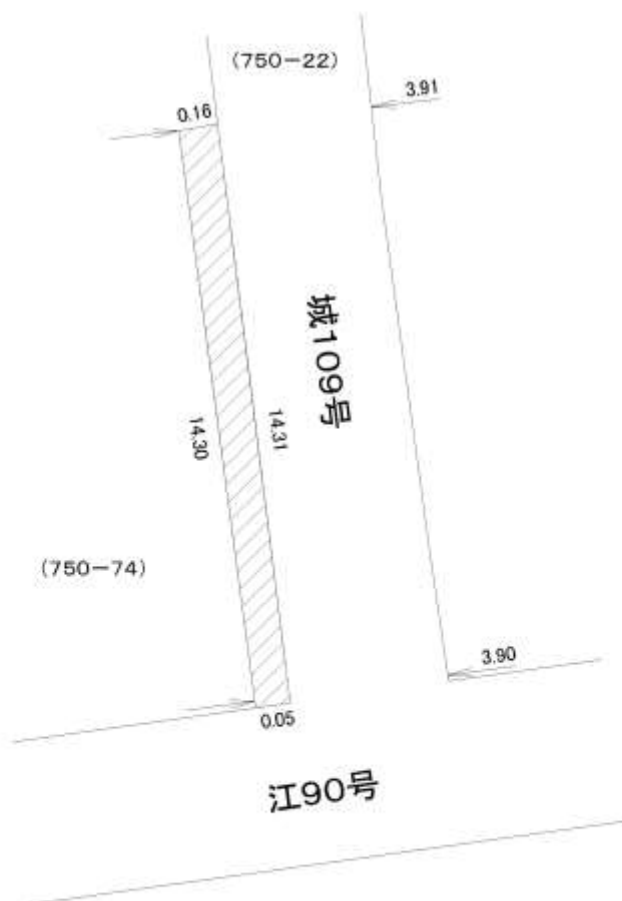
面積 1.59平方メートル



供用開始区域



大島五丁目



大島五丁目

※数字はメートル
※（ ）内は地番

特別区道深389号供用開始略図

江東区森下二丁目地内



供用開始区域

面積 4.14平方メートル



供用開始区域

森下二丁目



森下二丁目

※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深53号供用開始略図

江東区佐賀二丁目地内



供用開始区域

面積 5.88平方メートル



供用開始区域



※数字はメートル
※()内は地番

特別区道深 49 号供用開始略図

江東区深川一丁目地内



供用開始区域

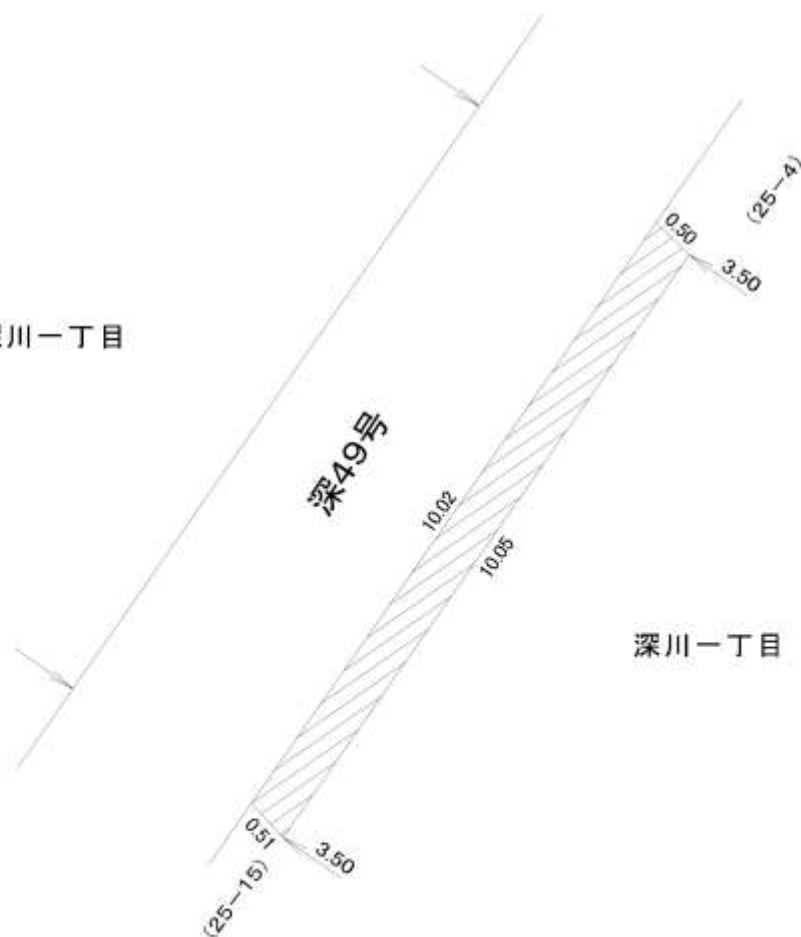
面積 5.02平方メートル



供用開始区域



深川一丁目



※数字はメートル
※()内は地番

◎江東区告示第110号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第53条第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月27日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
社会福祉法人豊友会	もんなかほうゆう保育園	江東区冬木1番17号	令和8年5月1日	私立保育所
株式会社マミー・インターナショナル	マミー保育園扇橋	江東区扇橋一丁目21番5号1・2階	令和8年5月1日	私立保育所
スマイルクラブ株式会社	スマイルクラブナーサリー住吉	江東区猿江二丁目16番5号1階	令和8年5月1日	小規模保育事業所
スマイルクラブ株式会社	スマイルクラブナーサリー木場	江東区木場一丁目4番5号2階	令和8年5月1日	私立保育所
社会福祉法人白菊会	スマイスセレソン豊洲保育園	江東区豊洲五丁目5番25号	令和8年5月1日	私立保育所
有限会社ミルキーウェイ	保育園ミルキーウェイ亀戸園	江東区亀戸七丁目38番12号1・2階	令和8年5月1日	私立保育所
社会福祉法人東京児童協会	亀戸こころ保育園（分園）	江東区亀戸七丁目63番3-118号	令和8年5月1日	私立保育所
社会福祉法人	亀戸こころ保	江東区亀戸九	令和8年5月	私立保育所

東京児童協会	育園	丁目34番1-140号	1日	
株式会社マミー・インターナショナル	マミー保育園西大島	江東区大島二丁目36番15号	令和8年5月1日	私立保育所
一般社団法人Buzze	たかもり保育園	江東区高橋6番4号	令和8年6月1日	小規模保育事業所
社会福祉法人聖救主福祉会	まこと保育園	江東区冬木16番7号	令和8年6月1日	私立保育所
社会福祉法人みわの会	M I W A シンフォニア保育園	江東区豊洲二丁目5番3-101号	令和8年6月1日	私立保育所
株式会社小学館アカデミー	小学館アカデミーしんとよす保育園	江東区豊洲六丁目2番10号	令和8年6月1日	私立保育所
公益財団法人東京YMCA	Y M C A オリーブ保育園	江東区東雲一丁目8番18号	令和8年6月1日	私立保育所
公益財団法人東京YMCA	Y M C A キャナルコート保育園	江東区東雲一丁目9番14-104号	令和8年6月1日	私立保育所

◎江東区告示第111号

江東区清掃リサイクル条例（平成11年12月江東区条例第34号）第51条に規定する廃棄物処理手数料のうち、江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成12年3月江東区規則第44号）第35条第1項及び第36条第1項の規定による廃棄物処理手数料の徴収の事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務

取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
別紙「委託先一覧」のとおり
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係
る歳入等の内容
有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券の交
付に係る手数料の収納事務
- 3 指定日
別紙「委託先一覧」のとおり
- 4 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

別紙 委託先一覧

事業者		住所	指定日
	(代表者)		
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	代表取締役 阿久津 知洋	東京都千代田区二番町8番地8	令和8年4月1日
株式会社ファミリーマート	代表取締役 小谷 達夫	東京都港区芝浦三丁目1番21号	
株式会社ローソン	代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎一丁目11番2号	
山崎製パン株式会社	ディリーヤマザキ事業統括 本部長 上田 恵治	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	
ミニストップ株式会社	代表取締役 堀田 昌嗣	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
株式会社ボブラ	代表取締役社長 岡田 礼信	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	
株式会社イトーヨーカ堂	代表取締役 真船 幸夫	東京都千代田区二番町8番地8	
株式会社アパブ赤札堂	代表取締役社長 小泉 和久	東京都台東区池之端一丁目5番2号	
株式会社イオンフードスタイル	代表取締役 平田 炎	東京都江東区東陽二丁目2番20号 東陽駅前ビル	
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	
株式会社タジマヤ	代表取締役社長 田島 康郎	東京都台東区根岸五丁目7番4号	
株式会社真尾マテリアル	代表取締役 真尾 建太郎	東京都江東区清澄三丁目10番14号	
大和物産株式会社	代表取締役社長 大塚 一基	東京都江東区白河一丁目5番16号	
有限会社サクライ	代表取締役 櫻井 稔久	東京都江東区白河四丁目1番19号	
多田 博雄		東京都江東区住吉二丁目14番3号	
日高 操		東京都江東区東陽二丁目4番28-706号	
有限会社爪田屋商店	代表取締役 鶴野 昭治	東京都江東区東陽三丁目19番10号	
外山興業株式会社	代表取締役 外山 敬	東京都江東区森下二丁目20番11号	
杉原 栄		東京都江東区白河二丁目7番4号	
花澤 廣子		東京都江東区白河二丁目19番12号	
株式会社大野屋間根商店	代表取締役 間根 玉枝	東京都江東区住吉一丁目14番8号	
株式会社斉藤薬局	代表取締役 勝山 俊和	東京都江東区東陽三丁目5番6号	
有限会社一心屋小松原酒店	代表取締役 小松原 弘文	東京都江東区石島11番9号	
藤沢 善司		東京都江東区海辺16番1号	
東京都環境衛生事業協同組合	代表理事 津島 英世	東京都千代田区九段北一丁目6番4号	
株式会社文化堂	代表取締役社長 山本 敏介	東京都品川区二葉四丁目2番14号	
社会福祉法人あそか会	理事長 古城 資久	東京都江東区住吉一丁目18番15号	
株式会社五分利屋	代表取締役 立田 研次	東京都江東区大島七丁目22番12号	
小林 常嗣		東京都江東区大島三丁目10番8号	
平田 雅彦		東京都板橋区板橋二丁目54番3-302号	
有限会社新栄堂	取締役 森石 敏晴	東京都江東区大島六丁目26番5号	
株式会社高島屋	代表取締役 高島 良一	東京都江東区大島七丁目11番1号	
株式会社折鐵	代表取締役 稲垣 省三	東京都江東区大島七丁目39番1-103号	
勝田 正直		東京都江東区亀戸四丁目26番1号	
有限会社猿橋商店	代表取締役 猿橋 陽規	東京都江東区亀戸五丁目29番24号	
株式会社三好屋食品工業	代表取締役 木島 一哉	東京都江東区亀戸五丁目46番3号	
杉浦 嘉雄		東京都江東区北砂一丁目15番9-801号	
有限会社二川中屋酒店	代表取締役 中村 勝次	東京都江東区東砂一丁目4番8号	
松本 康弘		東京都江東区南砂二丁目28番18号	
積田 静松		東京都江東区南砂二丁目3番2-425号	
有限会社中里商店	代表取締役 中里 誠治	東京都江東区南砂四丁目7番22号	
千村 公恵		東京都江東区南砂六丁目11番20号	
有限会社松本工機	代表取締役 松本 秀明	東京都江東区大島七丁目43番16号	
川村 一壽		東京都江東区亀戸五丁目15番6号	
株式会社永田屋	代表取締役 永田 由美子	東京都江東区海辺19番1号	

◎江東区告示第 1 1 3 号

令和 8 年 3 月 2 7 日、江東区議会の議決を経た、
令和 8 年度当初予算を地方自治法（昭和 2 2 年法
律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、
次のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 2 7 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 8 年度江東区一般会計予算
- 2 令和 8 年度江東区国民健康保険会計予算
- 3 令和 8 年度江東区介護保険会計予算
- 4 令和 8 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 8 年度江東区一般会計予算

令和 8 年度江東区一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 292,726,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(特別区債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる特別区債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表特別区債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	特 別 区 税	67,948,531
	1 特 別 区 民 税	63,761,141
	2 軽 自 動 車 税	220,910
	3 特 別 区 た ば こ 税	3,832,999
	4 入 湯 税	133,481
2	地 方 譲 与 税	737,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	134,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	538,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	65,000
3	特 別 区 交 付 金	74,758,244
	1 特 別 区 財 政 交 付 金	74,758,244
4	利 子 割 交 付 金	546,000
	1 利 子 割 交 付 金	546,000
5	配 当 割 交 付 金	1,688,000
	1 配 当 割 交 付 金	1,688,000
6	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,405,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,405,000
7	地 方 消 費 税 交 付 金	17,568,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	17,568,000
8	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	26,000
9	環 境 性 能 割 交 付 金	1
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	1
10	地 方 特 例 交 付 金	650,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	650,000

款	項	金 額
		千円
11	交通安全対策特別交付金	45,000
	1 交通安全対策特別交付金	45,000
12	分担金及び負担金	1,551,359
	1 負担金	1,551,359
13	使用料及び手数料	3,098,569
	1 使用料	2,308,746
	2 手数料	789,823
14	国庫支出金	49,076,534
	1 国庫負担金	43,688,468
	2 国庫補助金	5,369,102
	3 国庫委託金	18,964
15	都支支出金	32,085,045
	1 都負担金	12,191,019
	2 都補助金	18,284,894
	3 都委託金	1,609,132
16	財産収入	1,508,156
	1 財産運用収入	1,508,101
	2 財産売却収入	55
17	寄付金	601,370
	1 寄付金	601,370
18	繰入金	27,164,093
	1 基金繰入金	27,164,093
19	繰越金	3,600,000
	1 繰越金	3,600,000

款	項	金 額
		千円
20	諸 収 入	3,126,098
	1 延滞金加算金及び過料	25,404
	2 預 金 利 子	19,912
	3 貸 付 金 元 利 収 入	484,594
	4 受 託 事 業 収 入	501,507
	5 収 益 事 業 収 入	600,000
	6 雑 入	1,494,681
21	特 別 区 債	3,543,000
	1 特 別 区 債	3,543,000
歳 入 合 計		292,726,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	863,373
	1 議 会 費	863,373
2	総 務 費	40,663,133
	1 総 務 管 理 費	27,446,887
	2 徴 税 費	1,688,881
	3 戸 籍 及 び 住 民 基 本 台 帳 費	1,984,827
	4 選 挙 費	211,563
	5 統 計 調 査 費	142,042
	6 地 域 振 興 費	9,053,929
	7 監 査 委 員 費	135,004
3	民 生 費	130,859,629
	1 社 会 福 祉 費	27,035,053
	2 高 齢 者 福 祉 費	8,097,474
	3 児 童 福 祉 費	74,657,063
	4 生 活 保 護 費	21,070,039
4	衛 生 費	23,549,210
	1 衛 生 管 理 費	5,174,751
	2 環 境 衛 生 費	951,877
	3 公 衆 衛 生 費	7,061,194
	4 清 掃 費	10,361,388
5	産 業 経 済 費	2,895,949
	1 商 工 費	2,895,949

款	項	金 額
		千円
6	土 木 費	20,269,076
	1 土 木 管 理 費	1,621,679
	2 道 路 橋 梁 費	8,499,613
	3 河 川 費	1,091,614
	4 公 園 費	4,641,634
	5 都 市 整 備 費	4,414,536
7	教 育 費	57,030,853
	1 教 育 総 務 費	20,401,248
	2 小 学 校 費	23,683,449
	3 中 学 校 費	8,313,014
	4 校 外 施 設 費	85,367
	5 幼 稚 園 費	2,242,320
	6 社 会 教 育 費	2,305,455
8	公 債 費	2,267,965
	1 公 債 費	2,267,965
9	諸 支 出 金	13,926,812
	1 競 馬 組 合 分 担 金	1
	2 特 別 会 計 繰 出 金	13,846,811
	3 諸 費	80,000
10	予 備 費	400,000
	1 予 備 費	400,000
歳 出 合 計		292,726,000

第 2 表 債務負担行為

事 項 名	期 間	限 度 額
庁舎維持管理事業 (本庁舎 L E D 化工事)	令和 9 年度	千円 209, 070
富岡出張所改修事業 (仮設庁舎賃貸借)	令和 9 年度 ～ 令和 1 0 年度	137, 830
南砂出張所改修事業	令和 9 年度	402, 350
スポーツ施設管理運営事業 (有明スポーツセンター L E D 化工事)	令和 9 年度	134, 460
スポーツ施設管理運営事業 (有明スポーツセンター特別高圧受変電 設備オーバーホール)	令和 9 年度	44, 440
東砂スポーツセンター改修事業	令和 9 年度	2, 225, 382
社会福祉協議会地域拠点等設置事業 (実施設計委託)	令和 9 年度	19, 300
認知症高齢者グループホーム整備事業 (整備費補助金)	令和 9 年度	155, 399
小規模多機能型居宅介護施設整備事業 (整備費補助金)	令和 9 年度	58, 869
高齢者総合福祉センター改修事業 (基本・実施設計委託)	令和 9 年度	97, 570

事 項 名	期 間	限 度 額
白河高齢者在宅サービスセンター改修事業	令和 9 年度	千円 353,040
亀戸保育園改築事業 (基本・実施設計委託)	令和 9 年度	32,290
南砂第五保育園改修事業	令和 9 年度	440,309
(仮称) 富岡子ども家庭支援センター整備事業	令和 9 年度	1,133,370
こども家庭向け複合施設整備事業 (基本・実施設計委託)	令和 9 年度	213,520
深川保健相談所改修事業	令和 9 年度	403,580
(仮称) 清掃事務所作業センター等整備事業 (実施設計委託)	令和 9 年度	24,700
道路改修事業 (古石場二丁目Ⅱ工区)	令和 9 年度	193,038
道路改修事業 (南砂六丁目)	令和 9 年度	126,222
仙台堀川公園周辺路線無電柱化事業 (電線共同溝本体工事)	令和 9 年度	140,493

事 項 名	期 間	限 度 額
弁天橋改修事業 （下部工）	令和 9 年度 ～ 令和 1 0 年度	千円 754,700
緑橋改修事業 （上部・取付道路工）	令和 9 年度	99,227
掘さく道路復旧事業 （古石場二丁目Ⅱ工区）	令和 9 年度	10,642
掘さく道路復旧事業 （南砂六丁目）	令和 9 年度	20,713
掘さく道路復旧事業 （小名木川小学校前面道路工事）	令和 9 年度	13,049
公園改修事業 （東雲公園）	令和 9 年度	197,448
児童遊園改修事業 （東陽四丁目児童遊園・東陽西児童遊園）	令和 9 年度	18,618
不燃化特区整備事業 （小名木川小学校前面道路工事）	令和 9 年度	75,164
第六砂町小学校改築事業	令和 9 年度 ～ 令和 1 1 年度	6,065,839
小学校大規模改修事業 （越中島小学校）	令和 9 年度 ～ 令和 1 0 年度	1,850,190

事 項 名	期 間	限 度 額
小学校大規模改修事業 (豊洲小学校)	令和 9 年度	千円 1,253,219
小学校大規模改修事業 (枝川小学校)	令和 9 年度	1,899,450
小学校大規模改修事業 (毛利小学校・実施設計委託)	令和 9 年度	56,900
小学校大規模改修事業 (南砂小学校・実施設計委託)	令和 9 年度	49,300
中学校大規模改修事業 (第四砂町中学校・実施設計委託)	令和 9 年度	64,600

第 3 表 特別区債

起 債 目 的	起 債 限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 方 法
江 東 公 会 堂 改 修 事 業	千円 815,000	証券発行又は普通貸借の方法により起債する。証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。	8.0 % 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債のとき から据置期 間を含めて 30 年以内 に元利均等 その他の方 法により償 還する。た だし、区財 政の都合に より償還期 限を短縮し、又は繰上償還することができる。
塩 浜 ホ ー ム 改 修 事 業	1,146,000			
白 河 高 齢 者 在 宅 サ ー ビ ス セ ン タ ー 改 修 事 業	177,000			
亀 高 第 二 保 育 園 改 修 事 業	245,000			
南 砂 第 三 保 育 園 改 修 事 業	225,000			
南 砂 第 五 保 育 園 改 修 事 業	223,000			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	712,000			

令和 8 年度江東区国民健康保険会計予算

令和 8 年度江東区国民健康保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 46,896,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	国 民 健 康 保 険 料	11,087,164
	1 国 民 健 康 保 険 料	11,087,164
2	一 部 負 担 金	2
	1 一 部 負 担 金	2
3	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
4	国 庫 支 出 金	2
	1 国 庫 補 助 金	2
5	都 支 出 金	30,651,344
	1 都 補 助 金	30,651,343
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
6	繰 入 金	4,080,333
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,080,333
7	繰 越 金	1,000,000
	1 繰 越 金	1,000,000
8	諸 収 入	77,153
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 預 金 利 子	2,525
	3 雑 入	74,626
9	特 別 区 債	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
	歳 入 合 計	46,896,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	939,333
	1 総 務 管 理 費	817,495
	2 徴 収 費	121,838
2	保 険 給 付 費	30,666,363
	1 療 養 諸 費	26,309,744
	2 高 額 療 養 費	4,118,472
	3 移 送 費	1,000
	4 出 産 育 児 諸 費	143,552
	5 葬 祭 費	39,690
	6 結 核 ・ 精 神 医 療 給 付 金	53,575
	7 傷 病 手 当 金	330
3	国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	14,270,084
	1 医 療 給 付 費 分	9,332,869
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	3,357,241
	3 介 護 納 付 金 分	1,264,110
	4 子 ども ・ 子 育 て 支 援 納 付 金 分	315,864
4	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
5	保 健 事 業 費	415,013
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	374,936
	2 保 健 事 業 費	40,077
6	公 債 費	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
7	諸 支 出 金	405,205
	1 償 還 金 及 び 還 付 金	405,205

款	項	金 額
		千円
8 予	備 費	200,000
1 予	備 費	200,000
歳 出 合 計		46,896,000

令和 8 年度江東区介護保険会計予算

令和 8 年度江東区介護保険会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 43,550,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間とする。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金 額
		千円
1	保 険 料	8,682,008
	1 介 護 保 険 料	8,682,008
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	国 庫 支 出 金	9,307,066
	1 国 庫 負 担 金	7,252,084
	2 国 庫 補 助 金	2,054,982
4	支 払 基 金 交 付 金	11,103,925
	1 支 払 基 金 交 付 金	11,103,925
5	都 支 出 金	6,097,569
	1 都 負 担 金	5,782,227
	2 都 補 助 金	315,340
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	2
6	財 産 収 入	21,426
	1 財 産 運 用 収 入	21,426
7	繰 入 金	8,026,363
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,817,940
	2 基 金 繰 入 金	1,208,423
8	繰 越 金	300,000
	1 繰 越 金	300,000
9	諸 収 入	11,642
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	3
	2 預 金 利 子	3,354
	3 雑 入	8,285
歳 入 合 計		43,550,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	1,070,752
	1 総 務 管 理 費	510,793
	2 徴 収 費	79,783
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	474,314
	4 趣 旨 普 及 費	5,862
2	保 険 給 付 費	40,105,585
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	37,792,375
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	895,779
	3 そ の 他 諸 費	44,855
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,192,576
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	180,000
3	財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4	地 域 支 援 事 業 費	2,029,335
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	971,182
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	46,390
	3 包 括 的 支 援 等 事 業 費	1,008,157
	4 そ の 他 諸 費	3,606
5	基 金 積 立 金	22,426
	1 基 金 積 立 金	22,426
6	諸 支 出 金	221,901
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	221,901
7	予 備 費	100,000
	1 予 備 費	100,000
	歳 出 合 計	43,550,000

令和 8 年度江東区後期高齢者医療会計予算

令和 8 年度江東区後期高齢者医療会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,164,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
		千円
1	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	7,531,279
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	7,531,279
2	使 用 料 及 び 手 数 料	1
	1 手 数 料	1
3	広 域 連 合 支 出 金	7,475
	1 広 域 連 合 補 助 金	7,475
4	繰 入 金	7,180,296
	1 一 般 会 計 繰 入 金	7,180,296
5	繰 越 金	50,000
	1 繰 越 金	50,000
6	諸 収 入	394,949
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	4,923
	3 預 金 利 子	2,209
	4 受 託 事 業 収 入	385,213
	5 雑 入	2,603
歳 入 合 計		15,164,000

歳出

款	項	金 額
		千円
1	総 務 費	253,680
	1 総 務 管 理 費	199,974
	2 徴 収 費	53,706
2	保 険 給 付 費	245,000
	1 葬 祭 費	245,000
3	広 域 連 合 納 付 金	14,216,705
	1 広 域 連 合 分 賦 金	14,216,705
4	保 健 事 業 費	382,199
	1 保 健 事 業 費	382,199
5	諸 支 出 金	16,416
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	16,416
6	予 備 費	50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		15,164,000

◎江東区告示第 114 号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 54 条の 2 の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第 53 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 27 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
江東区	江東区塩崎保育園	江東区塩浜二丁目 6 番 3 号	令和 8 年 4 月 1 日	公設公営保育所
江東区	江東区南砂第四保育園	江東区南砂	令和 8 年 4 月 1 日	公設公営保育所

区	城東保育園	七丁目 9 番 11 号	年 4 月 1 日	営保育所
江東区	江東区大島第五保育園	江東区大島四丁目 21 番 3 - 101 号	令和 8 年 4 月 1 日	公設公営保育所
江東区	江東区南砂第四保育園	江東区南砂二丁目 3 番 4 - 101 号	令和 8 年 4 月 1 日	公設公営保育所

◎江東区告示第 115 号

特定教育・保育施設の確認の辞退について
 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 36 条の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第 27 条第 1 項

の確認の辞退があったので、法第 4 1 条第 2 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	辞退年月日	施設の種 類
クローバーホールディングス株式会社	富岡クローバー保育園	江 東 区 富 岡 1 - 4 - 1 0	令 和 7 年 3 月 3 1 日	保 育 所
特定非営利活動法人キッズポケット	キッズポケット豊洲保育園	江 東 区 豊 洲 5 - 5 - 2 5 1 F	令 和 7 年 3 月 3 1 日	保 育 所

◎江東区告示第 1 1 6 号

特定教育・保育施設の確認について

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 3 1 条第 1 項の規定に基づき、特定教育・保育施設に係る法第 2 7 条第 1 項の確認を行ったので、法第 4 1 条第 1 号の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種 類
株式会社チャイルド・ピース	小鳩保育園 永代	江東区永代 1 - 1 2 - 5	令 和 7 年 4 月 1 日	保 育 所
株式会社マミーズエンジェル	マミーズエンジェル亀戸	江東区亀戸 2 - 8 - 1 0	令 和 7 年 4 月 1 日	保 育 所
社会福祉法人芳美会	ひろがり保育園・門前仲町	江東区富岡 1 - 4 - 1 0	令 和 7 年 4 月 1 日	保 育 所
社会福祉法人絲	スマイスセレソン豊洲保育園	江東区豊洲 5 - 5 - 2 5 1 F	令 和 7 年 4 月 1 日	保 育 所

◎江東区告示第 1 1 7 号

江東区立児童遊園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区

条例第 1 4 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、下記の児童遊園を休園する。

令和 8 年 3 月 3 0 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 休園する児童遊園

名称	位置
江東区立枝川橋児童遊園	江東区枝川一丁目 1 4 番 2 1 号
江東区立枝川橋第二児童遊園	江東区枝川二丁目 1 8 番 2 号
江東区立枝川橋第三児童遊園	江東区枝川二丁目 4 番 1 7 号
江東区立枝川橋第四児童遊園	江東区枝川一丁目 3 番 1 号

2 休園箇所 別図のとおり

3 休園期間 令和 8 年 3 月 3 0 日から工事完了まで

4 休園理由 東京地下鉄株式会社による「8 号線枝川橋基礎撤去・架替工事における児童遊園附属物処理」による工事のため

名 称 江東区立枝川橋児童遊園
位 置 江東区枝川一丁目14番21号
公 園 面 積 171.53平方メートル

名 称 江東区立枝川橋第二児童遊園
位 置 江東区枝川二丁目18番2号
公 園 面 積 262.00平方メートル

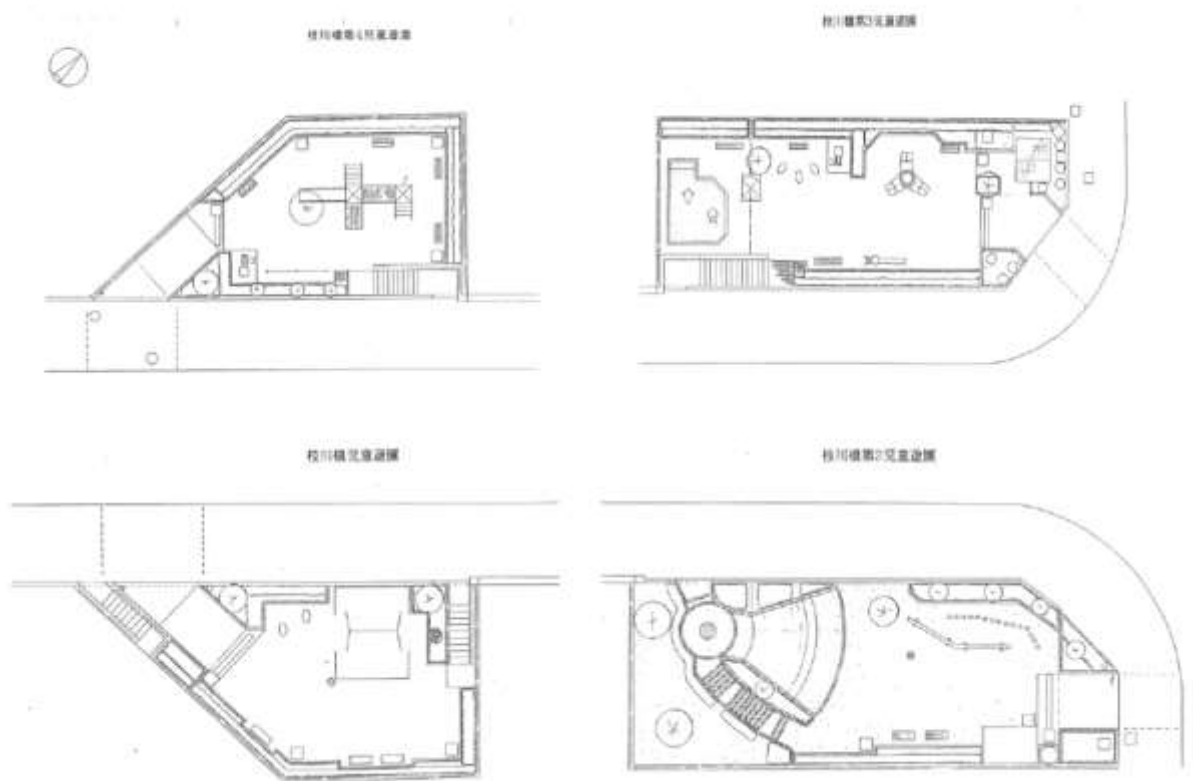
名 称 江東区立枝川橋第三児童遊園
位 置 江東区枝川二丁目4番17号
公 園 面 積 260.39平方メートル

名 称 江東区立枝川橋第四児童遊園
位 置 江東区枝川一丁目3番1号
公 園 面 積 185.20平方メートル

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 1 1 9 号

特定商業施設新設届出書の縦覧について
江東区特定商業施設の立地に伴う生活環境保全
に関する指導要綱（平成 1 2 年 6 月 2 9 日江地商
発第 6 6 号）第 6 条の規定に基づき、下記のと
おり特定商業施設新設届出書を縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 3 0 日
江東区長 大久保 朋 果
記

特定商業施設新設届出書の届出年月日	令和 8 年 3 月 2 5 日
特定商業施設新設届出書の縦覧場所	東京都江東区東陽四丁目 1 1 番 2 8 号 江東区地域振興部経済課（庁舎 4 階）
特定商業施設新設届出書の縦覧期	令和 8 年 3 月 3 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

間		
特定商業施設新設届出の概要	特定商業施設の名称及び所在地	（仮称）江東区亀戸計画 江東区亀戸二丁目 2 7 番 2 外
	設置者の氏名又は名称及び住所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 支配人 岡本泰典 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
	特定商業施設において営業を営む者の氏名又は名称及び住所	株式会社ウェルパーク 代表取締役 菅野一郎 立川市高町長 1 番地 1 0 0 株式会社はま寿司 代表取締役 南哲史 港区港南二丁目 1 8 番 1 号
	特定商業施設を新設する日	令和 8 年 8 月 2 6 日

◎江東区告示第121号

道路占用許可基準（平成16年6月江東区告示第145号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

江東区長 大久保 朋 果

第14条中「又は地方公共団体」を「若しくは地方公共団体又は町会等」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、町会等が設置する場合については、歴史的な経緯があるものに限る。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

◎江東区告示第122号

特定乳児等通園支援事業者の確認について
子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業者に係る確認を行ったので、法第53条第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和8年3月31日

江東区長 大久保 朋 果

記

設置者名	施設名	所在地	確認年月日	施設の種類
江東区	江東区つばめ幼稚園	江東区扇橋三丁目20番13-101号	令和8年4月1日	公立幼稚園
江東区	江東区枝川幼稚園	江東区枝川三丁目4番1-01号	令和8年4月1日	公立幼稚園
江東区	江東区第二亀戸幼稚園	江東区亀戸六丁目36番1号	令和8年4月1日	公立幼稚園
江東区	江東区第五砂町幼稚園	江東区東砂七丁目5番27号	令和8年4月1日	公立幼稚園

◎江東区告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 名称 公益社団法人江東区シルバー人材センター

会長 小野 綾子

(2) 所在地 江東区東陽六丁目2番17号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容

江東区立横十間川親水公園内ボート場使用料の収納事務

3 指定日

令和6年4月1日

4 委託日

令和8年4月1日

◎江東区告示第124号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、別紙のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙〕

1 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容

犬の注射済票交付手数料収納事務

2 委託日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定公金事務取扱者の名称、事務所の所在地及び指定日

指定公金事務取扱者の名称	事務所の所在地	指定日
青柳動物病院	江東区牡丹三丁目 9 番 6 号	令和 7 年 4 月 1 日
有明動物病院	江東区有明二丁目 1 番 8 号	令和 6 年 4 月 1 日
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡四丁目 17 番 8 号	令和 7 年 4 月 1 日
磯貝動物病院	北砂一丁目 12 番 1 号	令和 8 年 4 月 1 日
いぬねこラボ	江東区大島八丁目 22 番 12 号	令和 7 年 4 月 1 日
永代橋アニマルクリニック	江東区永代一丁目 9 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
おおじま動物クリニック	江東区大島一丁目 29 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
亀戸うえの動物病院	江東区亀戸七丁目 24 番 4 号ハイツ栄 101	令和 6 年 4 月 1 日
荻谷動物病院グループ三つ目通り病院	江東区森下五丁目 20 番 2 号	令和 7 年 4 月 1 日
木場きたむら動物病院	江東区冬木 17 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
木場パークサイド動物病院	江東区東陽一丁目 27 番 3 号	令和 7 年 4 月 1 日

きむら動物診療室	江東区常盤二丁目 1 4 番 1 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
公益社団法人東京都獣医師会	港区南青山一丁目 1 番 1 号	令和 7 年 4 月 1 日
江東どうぶつ医療センター	江東区塩浜二丁目 1 1 番 2 9 号	令和 7 年 4 月 1 日
コジマ亀戸動物病院	江東区亀戸三丁目 6 0 番 2 2 号	令和 7 年 4 月 1 日
Z E R O どうぶつクリニック	江東区大島一丁目 3 0 番 1 4 号コーポ川上 1 0 1	令和 7 年 4 月 1 日
チェロ動物病院	江東区東砂八丁目 5 番 5 - 1 0 3 号	令和 7 年 4 月 1 日
動物医療サポートセンター	江東区深川二丁目 7 番 1 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
とよす動物病院	江東区豊洲六丁目 2 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日
東砂動物診療所	江東区東砂三丁目 2 6 番 7 号	令和 7 年 4 月 1 日
ペテモ動物病院東雲	江東区東雲一丁目 9 番 1 0 号	令和 7 年 4 月 1 日
まるやま動物病院	江東区石島 4 番 9 号	令和 7 年 4 月 1 日
南砂どうぶつ医療センター	江東区南砂七丁目 4 番 5 号 i l Q u a r t e t t o 1 階	令和 7 年 5 月 1 日
有限会社とだ動物病院	江東区千田 6 番 1 3 号	令和 7 年 4 月 1 日
ラグドーナ株式会社	江東区辰巳二丁目 1 番 5 6 号	令和 7 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 5 号

コンビニエンスストア等における証明書の交付に係る手数料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり私人に委託したので、同条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 委託の相手方 東京都千代田区一番町 2 5 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 証明書の交付に係る手数料の収納事務
- 4 指定日 令和 8 年 4 月 1 日
- 5 委託をした委託日 令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 6 号

江東区国民健康保険料の徴収事務について、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2 及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定するとともに、当該事務を委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所
 - (1) 株式会社 N T T データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
 - (2) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
 - (3) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
 - (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
 - (5) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
 - (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
 - (7) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
 - (8) 株式会社ローソン

- 東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
- (9) ビリングシステム株式会社
東京都千代田区内幸町一丁目 2 番 2 号
- (10) K D D I 株式会社
東京都港区高輪二丁目 2 1 番 1 号 THE
L I N K P I L L A R 1 N O R T H
- (11) 株式会社 N T T ドコモ
東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
- (12) 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目 5 番 5 号
- 2 委託内容
 - (1) ①『モバイルレジ』による江東区国民健康保険料の徴収事務
②『モバイルレジクレジット』及び『ネット d e モバイルレジ』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
③江東区国民健康保険料に係る徴収事務の取りまとめ
 - (2) M M K 設置店の表示のある加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
 - (3) 直営店舗及び加盟店舗における江東区国民健康保険料の徴収事務
 - (4) 同上
 - (5) 同上
 - (6) 同上
 - (7) 同上
 - (8) 同上
 - (9) 『P a y P a y』、『d 払い』及び『a u P A Y』に係る江東区国民健康保険料の徴収事務
 - (10) 『a u P A Y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
 - (11) 『d 払い』による江東区国民健康保険料の徴収事務
 - (12) 『J - C o i n P a y』による江東区国民健康保険料の徴収事務
- 3 指定公金事務取扱者として指定をした指定日及び委託をした委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 7 号

江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務について、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条及び地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者として指定するとともに、当該事務を委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

2 区域及び面積 別図のとおり

1 指定公金事務取扱者の名称及び住所

- (1) 株式会社 N T T データ
東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号
- (2) 株式会社しんきん情報サービス
東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
- (3) 株式会社セブン・イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町 8 番地 8
- (4) 株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
- (5) 株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6
5 番地の 1
- (6) ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- (7) 山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
- (8) 株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

2 委託内容

- (1) ①『モバイルレジ』による江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
②江東区後期高齢者医療保険料に係る徴収事務の取りまとめ
- (2) MMK 設置店の表示のある加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
- (3) 直営店舗及び加盟店舗における江東区後期高齢者医療保険料の徴収事務
- (4) 同上
- (5) 同上
- (6) 同上
- (7) 同上
- (8) 同上

3 指定公金事務取扱者として指定をした指定日
及び委託をした委託日

令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 2 8 号

江東区立都市公園条例（昭和 5 2 年 6 月江東区条例第 1 3 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、以下の公園の区域及び面積を令和 8 年 4 月 1 日から変更する。

令和 8 年 4 月 1 日

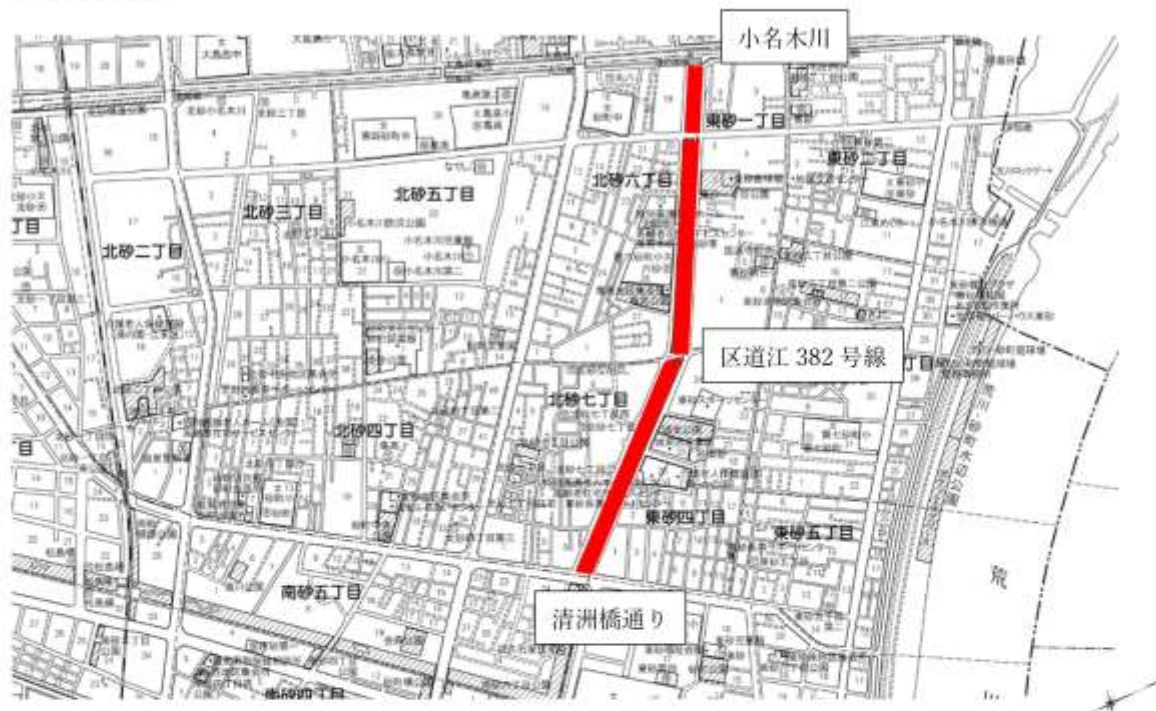
江東区長 大久保 朋 果

1 区域及び面積を変更する公園

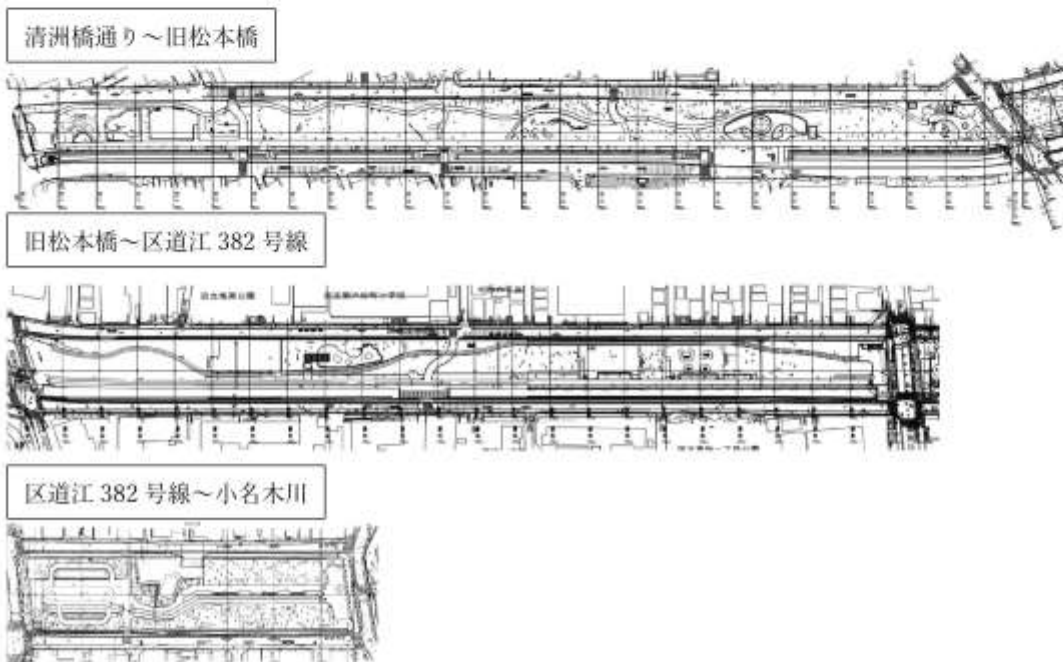
名称	位置
仙台堀川公園	北砂六丁目 1 9 番 2 1 号先 東陽六丁目 6 番 6 号先

名 称 江東区仙台堀川公園
 位 置 江東区北砂六丁目 19 番 21 号先～東陽六丁目 6 番 6 号先
 公園面積 104,456.38 平方メートル
 (旧面積 105,537.81－1,081.43 平方メートル)

《案内図》



《平面図》



◎江東区告示第 1 2 9 号

江東区立豊洲西小学校体育館棟における下記の公金の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社フクシ・エンタープライズ
 - (2) 所在地 東京都江東区大島一丁目 9 番 8 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
 - (1) 江東区立学校施設使用条例（昭和 5 1 年 3 月江東区条例第 1 9 号）第 7 条に規定する体育館設備、プール及びトレーニング室の使用料
 - (2) 水泳帽、水泳用のゴーグルその他水泳用品の売払代金
 - (3) 水泳教室の行事参加費
- 3 指定日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 0 号

令和 8 年度における会計年度任用職員の報酬の額について、江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和 2 年 3 月江東区規則第 4 号）第 4 条の規定に基づき、下記のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

令和 8 年度会計年度任用職員の報酬の額 別紙
のとおり

令和 8 年度 会計年度任用職員の報酬の額

職 名	報酬額	(内 訳)		報酬区分
		報酬 (諸手当相当 報酬を除く)	地域手当相当報 酬	
事務支援員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
職員課会計年度任用職員	216,855 円	180,713 円	36,142 円	月額
オフィスサポーター支援員	1,932 円	1,610 円	322 円	時間額
オフィスサポーター	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
職員課保健師	2,032 円	1,694 円	338 円	時間額
清掃サポーター支援員	1,932 円	1,610 円	322 円	時間額
清掃サポーター	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
図書館サポーター支援員	1,932 円	1,610 円	322 円	時間額
図書館サポーター	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
公文書等専門員	286,561 円	238,801 円	47,760 円	月額
行政不服審査担当職員	20,520 円	17,100 円	3,420 円	日額
文書事務担当職員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
男女共同参画推進センター保育士	211,575 円	176,313 円	35,262 円	月額
融資相談員	250,339 円	208,616 円	41,723 円	月額
消費生活相談員	242,853 円	202,378 円	40,475 円	月額
文化財主任専門員	286,561 円	238,801 円	47,760 円	月額
文化財専門員	255,656 円	213,047 円	42,609 円	月額
青少年育成指導員	236,048 円	196,707 円	39,341 円	月額
区民課窓口外国人住民支援員	248,871 円	207,393 円	41,478 円	月額
区民課窓口支援員	241,071 円	200,893 円	40,178 円	月額
個人番号カード交付担当員	241,071 円	200,893 円	40,178 円	月額
個人番号カード事務職員	241,071 円	200,893 円	40,178 円	月額
個人番号カード事務職員	241,071 円	200,893 円	40,178 円	月額
特別区税滞納整理専門指導員 A	131,614 円	109,679 円	21,935 円	月額
特別区税滞納整理専門指導員 B	65,761 円	54,801 円	10,960 円	月額
特別区税滞納整理専門指導員 C	197,376 円	164,480 円	32,896 円	月額
福祉事務専門員	241,071 円	200,893 円	40,178 円	月額
高齢者福祉相談支援事務会計年度任用職員	226,545 円	188,788 円	37,757 円	月額

介護予防機能強化支援員	241,195 円	200,996 円	40,199 円	月額
社会福祉士	297,540 円	247,950 円	49,590 円	月額
地域包括支援専門員	297,540 円	247,950 円	49,590 円	月額
介護保険料徴収嘱託員	186,573 円	155,478 円	31,095 円	月額
介護保険課窓口等事務職員	218,620 円	182,184 円	36,436 円	月額
介護保険認定調査員	230,868 円	192,390 円	38,478 円	月額
地域リハビリテーション相談員	20,314 円	16,929 円	3,385 円	日額
介護保険給付適正化事務職員	226,545 円	188,788 円	37,757 円	月額
障害者余暇活動支援指導員	228,736 円	190,614 円	38,122 円	月額
基幹相談支援センター会計年度 任用職員	297,738 円	248,115 円	49,623 円	月額
手話通訳者	11,204 円	9,337 円	1,867 円	日額
手話通訳者（休日補充）	12,904 円	10,754 円	2,150 円	日額
障害者支援相談員	248,871 円	207,393 円	41,478 円	月額
障害者就労・生活支援センター 相談員	229,500 円	191,250 円	38,250 円	月額
国民健康保険給付事務嘱託員	255,607 円	213,006 円	42,601 円	月額
医療保険相談員	221,425 円	184,521 円	36,904 円	月額
国民健康保険料等徴収嘱託員	186,573 円	155,478 円	31,095 円	月額
国民健康保険料等収納事務補助 職員	218,620 円	182,184 円	36,436 円	月額
医療扶助支援員	250,081 円	208,401 円	41,680 円	月額
資産調査専門員	297,540 円	247,950 円	49,590 円	月額
中国残留邦人等地域生活支援事 業相談員	199,568 円	166,307 円	33,261 円	月額
中国残留邦人等支援・相談員	11,906 円	9,922 円	1,984 円	日額
家庭相談員	180,267 円	150,223 円	30,044 円	月額
女性相談支援員（月 12 日）	223,154 円	185,962 円	37,192 円	月額
女性相談支援員（月 16 日）	329,419 円	274,516 円	54,903 円	月額
栄養士	10,418 円	8,682 円	1,736 円	日額
栄養士（時間額）	2,083 円	1,736 円	347 円	時間額
歯科衛生士（5 時間）	10,418 円	8,682 円	1,736 円	日額
歯科衛生士（6 時間）	12,501 円	10,418 円	2,083 円	日額
検査技師	10,418 円	8,682 円	1,736 円	日額
保健師	2,086 円	1,739 円	347 円	時間額
助産師	2,086 円	1,739 円	347 円	時間額
看護師	2,086 円	1,739 円	347 円	時間額
心理判定員	15,133 円	12,611 円	2,522 円	日額
医療連携ソーシャルワーカー	15,133 円	12,611 円	2,522 円	日額

医療相談専門員	11,788 円	9,824 円	1,964 円	日額
保育担当	1,615 円	1,346 円	269 円	時間額
検査補助	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
児童館児童指導員	1,932 円	1,610 円	322 円	時間額
児童館運営補助員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
児童福祉専門相談員	297,738 円	248,115 円	49,623 円	月額
普通保育補助員	131,882 円	109,902 円	21,980 円	月額
零歳特例保育補助員	176,331 円	146,943 円	29,388 円	月額
乳児専門園普通保育補助員	195,196 円	162,664 円	32,532 円	月額
区立保育園栄養士 (委託担当)	222,703 円	185,586 円	37,117 円	月額
区立保育園栄養士 (0 歳児担当)	222,703 円	185,586 円	37,117 円	月額
区立保育園栄養士 (保育政策課)	222,703 円	185,586 円	37,117 円	月額
特例延長 (朝・夕) ①	7,540 円	6,284 円	1,256 円	日額
特例延長 (朝・夕) ②	7,597 円	6,331 円	1,266 円	日額
特例延長 (朝・夕) ③	7,597 円	6,331 円	1,266 円	日額
特例延長 (朝・夕) ④	8,316 円	6,930 円	1,386 円	日額
特例延長 (朝) ①	4,040 円	3,367 円	673 円	日額
特例延長 (朝) ②	5,574 円	4,645 円	929 円	日額
特例延長 (朝) ③	6,322 円	5,269 円	1,053 円	日額
特例延長 (夕) ①	4,251 円	3,543 円	708 円	日額
特例延長 (夕) ②	5,821 円	4,851 円	970 円	日額
特例延長 (夕) ③	6,172 円	5,144 円	1,028 円	日額
特例延長 (夕) ④	4,330 円	3,609 円	721 円	日額
特例延長 (夕) ⑤	5,986 円	4,989 円	997 円	日額
特例延長 (夕) ⑥	5,986 円	4,989 円	997 円	日額
特例延長 (夕) ⑦	6,804 円	5,670 円	1,134 円	日額
通園支援 (資格有)	11,640 円	9,700 円	1,940 円	日額
通園支援 (資格無)	11,076 円	9,230 円	1,846 円	日額
通園支援 (資格無・半日)	5,906 円	4,922 円	984 円	日額
保育補助員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
特例延長保育補助員 (朝) ①	3,086 円	2,572 円	514 円	日額
特例延長保育補助員 (朝) ②	4,580 円	3,817 円	763 円	日額
特例延長保育補助員 (朝) ③	6,078 円	5,065 円	1,013 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ①	3,007 円	2,506 円	501 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ②	4,629 円	3,858 円	771 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ③	6,282 円	5,235 円	1,047 円	日額

特例延長保育補助員 (夕) ④	3,068 円	2,557 円	511 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑤	4,742 円	3,952 円	790 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑥	5,574 円	4,645 円	929 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑦	3,160 円	2,634 円	526 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑧	4,813 円	4,011 円	802 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑨	6,464 円	5,387 円	1,077 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑩	3,231 円	2,693 円	538 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑪	4,069 円	3,391 円	678 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑫	4,884 円	4,070 円	814 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑬	5,697 円	4,748 円	949 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑭	3,231 円	2,693 円	538 円	日額
特例延長保育補助員 (夕) ⑮	4,069 円	3,391 円	678 円	日額
保育施設支援員	12,994 円	10,829 円	2,165 円	日額
用務補助員	1,454 円	1,212 円	242 円	時間額
給食調理補助員	1,454 円	1,212 円	242 円	時間額
特別支援児保育巡回指導員	83,824 円	69,854 円	13,970 円	月額
保育施設検査支援員	1,731 円	1,443 円	288 円	時間額
環境学習推進員①	236,197 円	196,831 円	39,366 円	月額
環境学習推進員②	244,971 円	204,143 円	40,828 円	月額
清掃作業員	10,794 円	8,995 円	1,799 円	日額
道路課技術職員	1,771 円	1,476 円	295 円	時間額
道路等監察指導員	221,425 円	184,521 円	36,904 円	月額
道路保全技術補助員	221,425 円	184,521 円	36,904 円	月額
放置自転車対策作業員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
監査業務補助員	1,821 円	1,518 円	303 円	時間額
監査専門員	221,425 円	184,521 円	36,904 円	月額
学校用務補助職員	1,454 円	1,212 円	242 円	時間額
学校警備補助職員	1,454 円	1,212 円	242 円	時間額
日本語クラブ講師 (週 1 日)	93,058 円	77,549 円	15,509 円	月額
日本語クラブ講師 (週 2 日)	186,116 円	155,097 円	31,019 円	月額
日本語クラブ講師 (週 5 日)	369,360 円	307,800 円	61,560 円	月額
幼稚園相談員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
区立幼稚園預かり保育指導員	2,020 円	1,684 円	336 円	時間額
区立幼稚園預かり保育補助員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育指導員	2,020 円	1,684 円	336 円	時間額
区立幼稚園未就園児の預かり保育補助員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額

乳児等通園支援事業支援員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
学校事務専門員	10,476 円	8,730 円	1,746 円	日額
学校事務専門員(臨時)	1,821 円	1,518 円	303 円	時間額
学校栄養職員	243,997 円	203,331 円	40,666 円	月額
学びスタンダード強化講師 T 1	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
学びスタンダード強化講師 T T	2,133 円	1,778 円	355 円	時間額
教科担任制講師	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
栄養士補助 (資格有)	1,743 円	1,453 円	290 円	時間額
栄養士補助 (資格無)	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
江東区教育委員会相談員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
スクール・サポート・スタッフ	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
小 1 支援員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
ブリッジスクール学習支援職員	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
副校長補佐	8,390 円	6,992 円	1,398 円	日額
養護補助	1,743 円	1,453 円	290 円	時間額
特別非常勤講師	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
エデュケーション・アシスタント	13,005 円	10,838 円	2,167 円	日額
区立学校日本語指導講師	227,875 円	189,896 円	37,979 円	月額
スクールソーシャルワーカー	297,738 円	248,115 円	49,623 円	月額
江東区俳句教育推進員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
江東区理科教育等推進員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
江東区部活動教育推進員	227,822 円	189,852 円	37,970 円	月額
江東区学校部活動指導員	2,565 円	2,138 円	427 円	時間額
特別支援教育心理専門員 (月 15 日)	251,252 円	209,377 円	41,875 円	月額
特別支援教育心理専門員 (月 16 日)	268,015 円	223,346 円	44,669 円	月額
特別支援教育アドバイザー	255,607 円	213,006 円	42,601 円	月額
特別支援教育看護師	307,800 円	256,500 円	51,300 円	月額
学習支援員	1,675 円	1,396 円	279 円	時間額
個別学習支援指導員	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
情緒固定学級講師	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
特別支援教室指導員	2,800 円	2,334 円	466 円	時間額
きっずクラブ児童指導員	1,932 円	1,610 円	322 円	時間額
きっずクラブ児童指導補助員	1,476 円	1,230 円	246 円	時間額
教育相談心理専門員	17,280 円	14,400 円	2,880 円	日額

◎江東区告示第 1 3 1 号

江東区豊洲特別出張所の公金収納の事務については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 8 0 条の 2、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 4 条の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 名称 株式会社パソナ

(2) 所在地 東京都港区南青山三丁目 1 番 3 0
号

P A S O N A S Q U A R E

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税（種別割）、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納事務

3 指定日

令和 6 年 4 月 1 日

4 委託日

令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 2 号

江東区清掃リサイクル条例（平成 1 1 年 1 2 月江東区条例第 3 4 号）第 3 2 条第 1 項及び江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）第 1 4 条の規定に基づき、令和 8 年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

令和 8 年度江東区一般廃棄物処理実施計画

1 施行区域

江東区（以下「区」という。）全域

2 一般廃棄物の年間処理量の見込み

(1) 家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物の処理量 202,675 t

区分	種別	処理量
家庭廃棄物	燃やすごみ	62,212 t
	燃やさないごみ	2,037 t
	資源物	23,958 t
	管路ごみ	100 t
	粗大ごみ	6,582 t
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	101,991 t
	燃やさないごみ	1,914 t
	資源物	2,272 t
	管路ごみ	1,609 t

(2) し尿、浄化槽汚泥等 2,810kl

区分	処理量
家庭し尿	17kl
事業系し尿	1,705kl
浄化槽汚泥、ディスポーザ汚泥及びし尿混じりのピルビット汚泥	1,088kl

(3) 動物死体 888 頭

3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項

(1) 区民・事業者・区の情報共有と連携の強化

- 区民・事業者への情報発信と自主的な取り組みの促進
- 環境学習の推進や情報発信、交流・こどもに対する環境教育
- 区の率先行動

(2) リフューズ・リデュース・リユース・リペアの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 発生抑制をより効果的に推進するための施策

(3) 環境負荷低減効果を考慮したリサイクルの推進

- 区民・事業者による取り組みの促進
- 安定したリサイクルシステムの推進

(4) 安全・安心なごみの適正処理

- 事業用大規模建築物の所有者等への対策
- 安全なごみ・資源の収集・回収
- 東京都・清掃一組・他区との連携

4 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分及び一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

別紙のとおり

5 計画の進行管理

江東区一般廃棄物処理基本計画に基づき、次に掲げる指標により、施策の執行状況や達成状況などの進行管理を行う。なお、各指標については、別に公表する。

【基本指標】

- 区民 1 人当たり 1 日の資源・ごみの発生量
- 区民 1 人当たり 1 日の区収集ごみ量
- 資源化率

○大規模建築物事業者の再利用率

【モニター指標】

○最終処分量

○温室効果ガス削減効果

○区民 1 人当たりの費用

○資源・ごみ 1 t 当たりの費用

【取組指標】

○集団回収参加団体数等

6 一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の収集運搬が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分について

一般廃棄物収集運搬業の新規許可処分は令和 3 年度より行わない。ただし、次の場合はこの限りでない。

- ① 一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が、当該業の実施について、事前に江東区で協議を行い、一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合
- ② 令和 2 年度から引き続き東京二十三区のいずれかの区で一般廃棄物収集運搬業の許可を有する場合

(理由)

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物収集運搬業者の濫立により需給の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されるため。

別 紙

(1)家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物

区分	種別	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (生ごみ、紙くず、木くず、ゴム、革製品等焼却に適したごみ)	区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中間処理した後、埋立処分する。	1 燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物に分別し、清掃リサイクル条例(以下「条例」という。)第2条第2項第5号に規定する資源・ごみ集積所(以下「集積所」という。)へ、それぞれの収集日の朝8時までに、清掃リサイクル条例施行規則(以下「規則」という。)第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、持ち出すこと。
	燃やさないごみ (金属、ガラス、陶磁器等焼却不適ごみ)	区が原則として2週間に1回収集する。		民間施設に搬入し、資源化処理をする。	燃やさないごみは、電池(充電式含む)・蛍光灯・水銀製品等、発火性の燃やさないごみ、その他の燃やさないごみ、の3種類に分別して排出すること。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	資源物 (再生利用を目的として分別して回収する古紙、びん、缶、ペットボトル、プラスチック、発泡スチロール、蛍光灯、水銀体温計等、電池類、スプレー缶・カセットボンベ・ライター等、小型家電、古着・古布及び自転車等を含む。)	区が原則として週1回回収する。 蛍光灯、水銀体温計等及び電池類については水銀を含む製品として、区が燃やさないごみの日に回収する。 スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は発火性の燃やさないごみとして、区が燃やさないごみの日に回収する。 小型家電、古着・古布及び自転車については、区が定期的に回収する。 集団回収は、実践団体と契約をした回収業者が回収する。		回収物を資源化施設まで運搬した後、再生資源として、売却等を行う。 古着・古布については、選別後再利用する。	2 資源物については、次のように排出すること。 (1) 古紙は、新聞、雑誌・雑報、ダンボールの種類ごとにひも等で束ねること。 (2) びん及び缶は、キャップをはずし、軽く洗浄してから、集積所に用意する回収用コンテナへ排出すること。 (3) ペットボトルは、キャップとラベルをはずし、軽い洗浄及び簡易な圧縮をした上で、集積所に用意する回収用コンテナ若しくはネット(以下「コンテナ等」という。)へ排出すること。 (4) プラスチックは、汚れを落とした上で、規則第16条第1項に定める基準に適合した容器に収納するか、若しくは同条第2項の基準に適合した袋により、排出すること。 (5) 発泡スチロール(発泡トレイを含む。)は、汚れを落とした上で集積所に用意する回収用コンテナ等へ排出すること。コンテナ等へ入れることが困難な場合は、区の指示によること。 (6) 電池類は絶縁した上で、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (7) 蛍光灯、水銀体温計等は購入時の箱に入れ、燃やさないごみの日に水銀を含む製品として排出すること。 (8) スプレー缶・カセットボンベ・ライター等は中身を使い切った上で、燃やさないごみの日に発火性の燃やさないごみとして排出すること。 (9) 小型家電は、区が設置した拠点の回収ボックスに排出すること。(回収に出せない場合は、燃やさないごみとして排出すること。) (10) 古着・古布は、透明・半透明のビニール袋にまとめて入れ、口を結んで指定された場所へ排出すること。(回収に出せない場合は、燃やすごみとして排出すること。) (11) 自転車は、清掃事務所へ排出すること。(回収に出せない場合は、粗大ごみとして排出すること。) (12) 集団回収は、登録団体と回収業者の間で予め定められた排出場所へ排出すること。

	管路ごみ (大型のもの、粘着性のあるもの、弾性のあるもの、及び特に重いものを除く管路収集の対象となるごみ)	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。	輸送用パイプラインによる。	中間処理した後、埋立処分する。	管路ごみは、管路収集に適さないごみと区別し、予め設置した利用者設備へ投入すること。 管路収集に適さないごみは、燃やすごみ、燃やさないごみ等に分別して排出すること。
家庭廃棄物	粗大ごみ (30cm角以上のごみ)	区民の申告に基づき、区が原則として週2回収集する。	自動車による。	中継所で、分別した小型家電及び自転車は、資源化処理をする。それ以外は、中間処理した後、埋立処分する。	予め定められた日に収集するので、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第35条の規定により、有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。ただし、転居廃棄物(引越荷物運送業者が転居者からの委任を受け、所定の場所まで運搬したもの)を除く。 なお、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
事業系一般廃棄物	燃やすごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週2回収集する。	事業者が自らの責任で行うもののほかは、自動車及び輸送用パイプラインによる。	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、埋立処分し、又は、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(古紙に限る)等、前述の家庭廃棄物の排出方法に準じて分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。 事業者が自らの責任で収集及び運搬を行い、区長が指定する処理施設を利用して処分する場合は、燃やすごみと燃やさないごみに分別するなど区及び当該施設の指示によること。 資源物(古紙)は、新聞、雑誌・雑紙、ダンボールの種類ごとにひと等々束ねること。 また、条例第37条第1項に規定する排出禁止物を排出してはならない。
	燃やさないごみ	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として2週間に1回収集する。			
	資源物 (古紙)	事業者が自らの責任で行うもののほかは、区が原則として週1回収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、再生利用が可能な資源として、売却等により処分する。	
	管路ごみ	東京二十三区清掃一部事務組合が、原則として毎日収集する。		事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として、中間処理した後、埋立処分する。	
一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物(※1)		一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲において、家庭廃棄物及び事業系一般廃棄物と併せて区が収集する。	自動車による。	原則として、中間処理した後、埋立処分する。	区が収集する場合は、燃やすごみ、燃やさないごみ及び資源物(管路ごみ収集区域においては管路ごみ及び管路収集に適さないごみ)に分別し、条例第36条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。 ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。 なお、排出にあたって事業者は、集積所及び条例第41条に定める保管場所まで持ち出すなど区の指示によること。

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、常時使用する従業員の数が30人以下の事業者から排出されるもの又は一事業者当たりの平均排出日量が50キログラム未満のものを含む。

(2)し尿、浄化槽汚泥等

区分	収集方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿 (事業活動に伴って生じたし尿並びに浄化槽汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥を除く。)	区が江戸川区に委託し、江戸川区が原則として隔週で収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	1 公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法(昭和33年法律第79号)第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 2 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 3 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生じたし尿	原則として一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集し、吸い上げ自動車等で運搬する。	民間処理施設において処理する。	
浄化槽汚泥、ディスプレイ汚泥及びし尿混じりのビルビット汚泥		民間処理施設において処理するもののほか、東京二十三区清掃一部事務組合の施設において処理し、下水道投入する。	

(3)動物死体

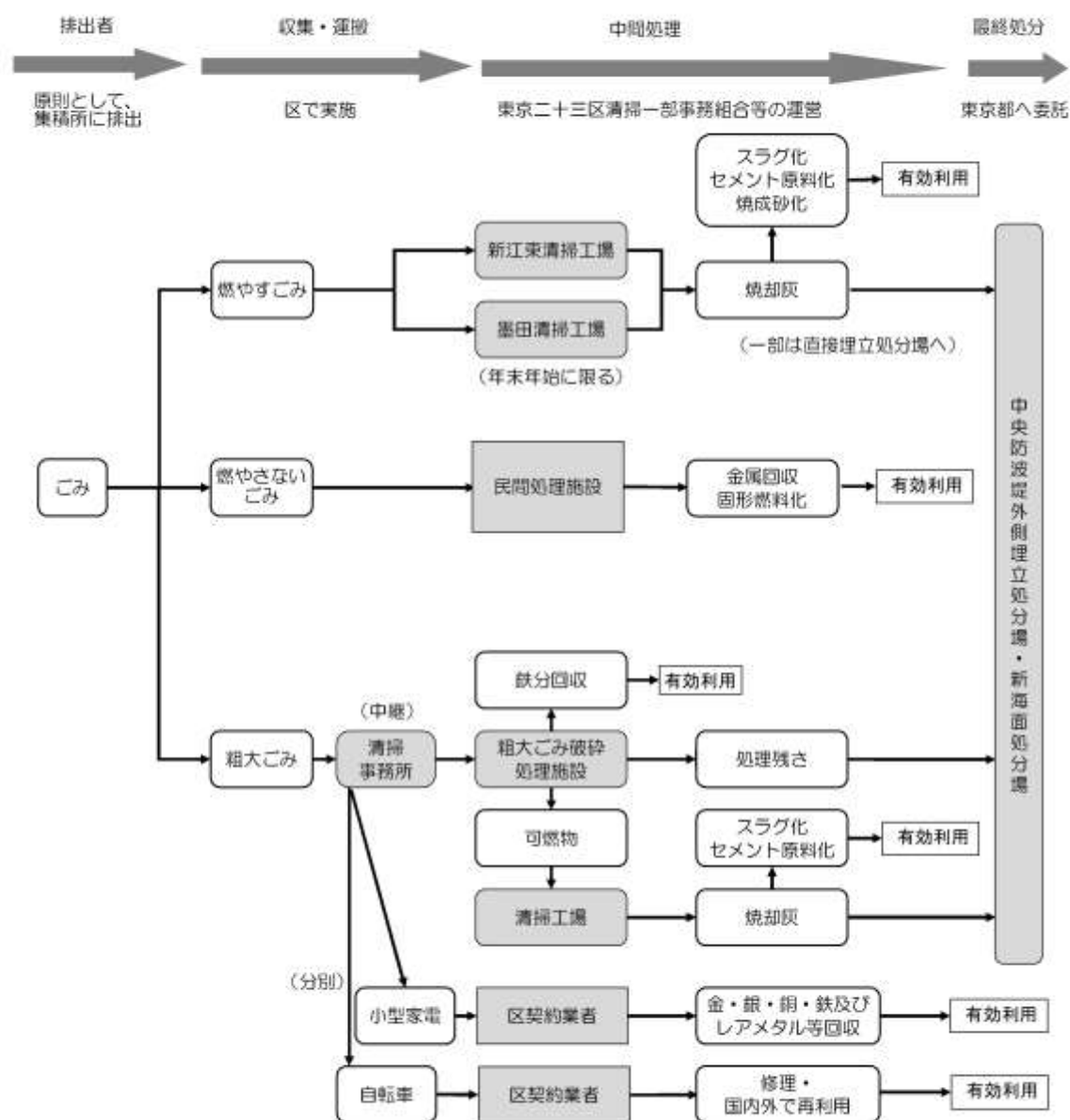
区分	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
動物死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、申告により区が収集する。 また、東京都から委託されたものは、区が収集する。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、自動車による。	占有者又は管理者が自らの責任で行うものほかは、火葬により処分する。	1 区に収集を依頼する場合は、規則第19条に定める動物死体届出書により、申告すること。 2 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう区の指示によること。

(4)区が収集しない一般廃棄物

区分	例示	処理方法にかかる区長の指示
有害性のある物	ガスボンベ類、石油(ガソリン、軽油、灯油、シンナー等)類、塗料、薬品類、バッテリー、火薬類、消火器、在宅医療等に伴って生じる注射針等の鋭利な物、ペット等のふん尿等。	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 消火器は、消火器リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 在宅医療等に伴って生じる注射針等については、医療機関、薬局等に引き取ってもらうなどして適正に処理すること。 ペット等のふん尿については、自家処理をし、又は土等を除去して、便所に流すこと。
危険性のある物		
引火性のある物		
著しく悪臭を発生するもの		
特別管理一般廃棄物に指定されているもの	エアコン、テレビ、電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)、ごみ焼却施設等から出されるばいじん、病院・診療所等から出される感染性廃棄物等	許可業者に委託して処理すること。
区が行う処理を著しく困難にし、または処理施設の機能に支障が生じるもの	廃ゴムタイヤ、金庫、ピアノ、單車、FRP船等	当該物を取り扱う小売店等に引き取りを求め、当該店等が適正に処理すること。 單車は、二輪車リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。 FRP船は、FRP船リサイクルシステムを活用するなどして、適正に処理すること。
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条4項に規定する特定家庭用機器	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式のものを)、電気冷蔵庫(電気冷凍庫を含む)、電気洗濯機(衣類乾燥機を含む。)	製品を購入した小売店、又は買い替えの場合には、新しい製品を購入する小売業者に引き取りを依頼すること。上記以外の場合には、自ら指定引取場所へ搬入するか、家電リサイクル受付センターへ申告し、リサイクル料金及び収集運搬を依頼した場合には収集運搬料金を負担すること。
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)に基づくもの	パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、重量が1kg以下のものを除く。)	排出する製品の製造事業者等に申込みをする。平成15年10月1日以降に製造されたものについては当該製品を購入した時に、それ以外の製品については廃棄する時に指示された方法により、リサイクル料金を負担すること。
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づくもの	使用済自動車	都道府県知事等の登録を受けた引取業者(取扱店等)に引き渡すこと。 平成16年度末までに購入した自動車の場合は、引取業者等の指示により、リサイクル料金を負担すること。

参 考

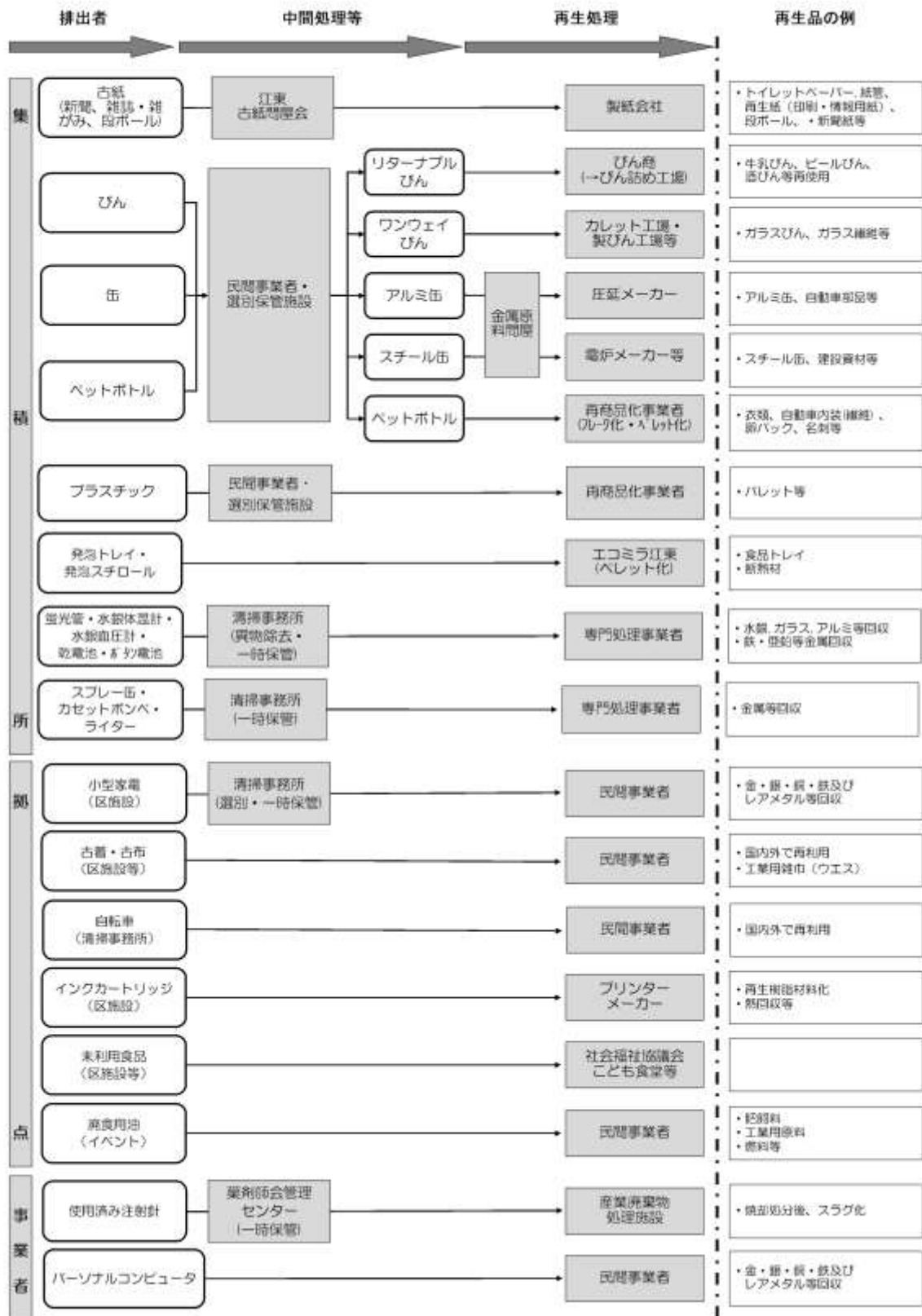
ごみ処理の流れ



*臨海部の一部のごみは、管路収集システムにより収集して有明清掃工場で焼却処理しています。

参 考

資源の流れ



◎江東区告示第 1 3 3 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

指定公金 事務取扱 者の名称	住所	委託内容	指定 日	委託 日
株式会社 NTTデ ータ	東京都江 東区豊洲 三丁目 3 番 3 号	公金収納 事務のと りまとめ 及びモバ イルレジ による公 金収納	令和 8 年 4 月 1 日	令和 8 年 4 月 1 日
株式会社 しんきん 情報サー ビス	東京都港 区港南一 丁目 8 番 2 7 号	MMK 設 置店の表 示のある 加盟店舗 における 公金収納	同上	同上
株式会社 セブン イレブ ン・ジャ パン	東京都千 代田区二 番町 8 番 地 8	直営店舗 及び加盟 店舗にお ける公金 収納	同上	同上
株式会社 ファミリー マート	東京都港 区芝浦三 丁目 1 番 2 1 号	同上	同上	同上
株式会社 ポプラ	広島県広 島市安佐 北区安佐 町大字久 地 6 6 5 番地の 1	同上	同上	同上
ミニスト ップ株式 会社	千葉県千 葉市美浜 区中瀬一 丁目 5 番 地 1	同上	同上	同上
山崎製パ ン株式会 社	東京都千 代田区岩 本町三丁 目 1 0 番 1 号	同上	同上	同上
株式会社 ローソン	東京都品 川区大崎	同上	同上	同上

	一丁目 1 1 番 2 号			
ビリング システム 株式会社	東京都千 代田区内 幸町一丁 目 2 番 2 号	a u P A Y、d 払い、P a y P a y に係る 公金収納	同上	同上
KDDI 株式会社	東京都港 区高輪 2 丁目 2 1 番 1 号 THE L I N K P I L L A R 1 N O R T H	a u P A Y によ る公金収 納	同上	同上
株式会社 NTTド コモ	東京都千 代田区永 田町二丁 目 1 1 番 1 号	d 払いに よる公金 収納	同上	同上
株式会社 みずほ銀 行	東京都千 代田区大 手町一丁 目 5 番 5 号	J - C o i n P a y によ る公金収 納	同上	同上

◎江東区告示第 1 3 4 号

江東区駐車場条例（昭和 5 9 年 1 2 月江東区条例第 4 0 号）第 5 条の規定に基づく、江東区東陽二丁目駐車場の使用料の収納については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 指定公金事務取扱者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称 株式会社ジェイレック江東支店
所在地 東京都江東区亀戸一丁目 3 9 番 1 号
7 0 5
代表者 支店長 臼倉 宏直
- 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 委託年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定の内容
江東区が収納する東陽二丁目駐車場の時間貸

使用料（現金分）の指定公金事務取扱者

◎江東区告示第 1 3 5 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名
名称 東京地下鉄株式会社
所在地 東京都台東区上野三丁目 1 9 番 6 号
代表者 代表取締役社長 小坂 彰洋
- 2 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 3 委託年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 指定の内容
江東区が収納する東陽二丁目駐車場の時間貸使用料における交通系電子マネー収納の指定納付受託者

◎江東区告示第 1 3 6 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
 - (1) 公益財団法人江東区文化コミュニティ財団
東京都江東区東陽四丁目 1 1 番 3 号
 - (2) 一般社団法人江東区観光協会
東京都江東区東陽四丁目 5 番 1 8 号
 - (3) 亀戸いきいき事業協同組合
東京都江東区亀戸四丁目 1 8 番 8 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務
- 3 指定日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地
ヒューマンアカデミー株式会社
東京都新宿区西新宿 7 丁目 5 番 2 5 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
江東区地域振興部文化観光課が作成する有償の製作物等の頒布代金の収納事務
- 3 指定日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したため、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 指定納付受託者の名称及びその主たる事務所の所在地
 - (1) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目 1 番 2 2 号
 - (2) ユーシーカード株式会社
東京都港区台場二丁目 3 番 2 号
 - (3) P a y P a y 株式会社
東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
- 2 指定納付受託者の納付方法
次の国際ブランドマークが付されたクレジットカードを使用する納付方法
 - (1) J C B、D i n e r s C l u b、A M E R I C A N E X P R E S S
 - (2) V I S A、M a s t e r c a r d
次の利用可能な電子マネーを使用する納付方法
 - (3) P a y P a y
- 3 指定納付受託者が納付する歳入等
特別区民税・都民税・森林環境税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料

4 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

◎江東区告示第 1 3 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

(1) 名称 シンテイ警備株式会社

(2) 所在地 東京都中央区新富一丁目 8 番 8 号

2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容

令和 8 年度放置自転車撤去に係る手数料の徴収

3 指定日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託日

令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 の規定に基づき、下記のとおり指定納付受託者を指定したので、江東区会計事務規則（昭和 3 9 年規則第 1 3 号）第 4 2 条の 3 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 指定納付受託者の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社 D G フィナンシャルテクノロジー

所在地 東京都渋谷区恵比寿南 3 - 5 - 7

代表者 篠 寛

2 指定年月日

令和 8 年 4 月 1 日

3 指定の内容

キャッシュレス決済を利用して江東区に収納される教育センター使用料の指定納付受託者

◎江東区告示第 1 4 3 号

江東区介護保険料の収納事務について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

指定公金 事務取扱 者の名称	住所	委託内容	指定 日	委託 日
株式会社 NTTデ ータ	東 京 都 江 東 区 豊 洲 三 丁 目 3 番 3 号	江東区介護 保険料収納 事務のとり まとめ及び モバイルレ ジによる江 東区介護保 険料の収納	令 和 8 年 4 月 1 日	令 和 8 年 4 月 1 日
株式会社 しんきん 情報サー ビス	東 京 都 港 区 港 南 一 丁 目 8 番 2 7 号	MMK設置 店の表示の ある加盟店 舗における 江東区介護 保険料の収 納	同上	同上
株式会社 セブン- イレブ ン・ジャ パン	東 京 都 千 代 田 区 二 番 町 8 番 地 8	直営店舗及 び加盟店舗 における江 東区介護保 険料の収納	同上	同上
株式会社 ファミリー マート	東 京 都 港 区 芝 浦 三 丁 目 1 番 2 1 号	同上	同上	同上
株式会社 ポプラ	広 島 県 広 島 市 安 佐 北 区 安 佐 町 大 字 久 地 6 6 5 番 地の 1	同上	同上	同上
ミニスト ップ株式 会社	千 葉 県 千 葉 市 美 浜 区 中 瀬 一 丁 目 5 番地 1	同上	同上	同上
山崎製パ ン株式会 社	東 京 都 千 代 田 区 岩 本 町 三 丁 目 1 0 番 1 号	同上	同上	同上
株式会社 ローソン	東 京 都 品 川 区	同上	同上	同上

	大崎一丁目1番2号			
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区幸町一丁目2番2号	au PAY、d払い、Pay Payに係る江東区介護保険料の収納	同上	同上
KDDI株式会社	東京都港区高輪2丁目21番1号 THE LINK PILLAR 1 NORTH	au PAYによる江東区介護保険料の収納	同上	同上
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	d払いによる江東区介護保険料の収納	同上	同上
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	J-Coin Payによる江東区介護保険料の収納	同上	同上

◎江東区告示第146号

江東区保育料の収納事務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

指定公金事務取扱者の名称	住所	委託内容	指定日	委託日
株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目3番3号	公金収納事務のとりまとめ及びモバイルレジによる公	令和8年4月1日	令和8年4月1日

		金収納		
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	MMK設置店の表示のある加盟店舗における公金収納	同上	同上
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗及び加盟店舗における公金収納	同上	同上
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	同上	同上	同上
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	同上	同上	同上
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	同上	同上	同上
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上	同上
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上	同上

◎江東区告示第147号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定公金事務取扱者に委託したので告示する。

令和8年4月1日

江東区長 大久保 朋 果

記

1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地

- (1) 名称 公益社団法人江東区シルバー人材センター
会長 関澤 邦正
- (2) 所在地 東京都江東区東陽六丁目 2 番 1 7 号
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等の内容
江東区枝川区民館及び江東区東陽区民館の使用料に係る使用料の徴収
- 3 指定日
令和 6 年 4 月 1 日
- 4 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 4 9 号

特別区民税・都民税・森林環境税及び軽自動車税の収納事務について、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、地方自治法第 2 4 3 条の 2 第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 契約の相手方 東京都豊島区東池袋 3 - 1 - 1
株式会社セゾンパーソナルプラス
取締役 山田 眞
- 2 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 3 委託の内容 特別区民税・都民税・森林環境税、
軽自動車税の収納事務
- 4 指定公金事務取扱者指定日
令和 7 年 4 月 1 日
- 5 委託日
令和 8 年 4 月 1 日

◎江東区告示第 1 5 0 号

介護保険法第 7 9 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 8 5 条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 7 0 8 0 7 3 8 8
- 2 事業所の名称及び所在地
アウケアプランセンター江東大島
東京都江東区大島 2 - 3 2 - 1 0 東急ドエ

- ルアルス亀戸 1 0 3 号
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
スリーエス株式会社
東京都千代田区飯田橋 3 - 1 - 8
代表取締役 千田 桂太郎
- 4 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第 1 5 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和 8 年 4 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
一般社団法人 Bridge for All
東京都千代田区九段南 1 - 5 - 6 りそな九段ビル 5 階 K S フロア
- 2 事業所の名称及び所在地
Life Bridge
東京都江東区東陽 4 - 1 1 - 3 3 サンイースト 2 1 5 0 4 号室
- 3 指定年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第 4 号

下記により、令和 8 年第 3 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 8 年 3 月 23 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

- 1 日時 令和 8 年 3 月 26 日（木）午後 2 時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第 1 教育長職務代理者の指名について
 - 日程第 2 議案第 15 号 江東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
 - 日程第 3 議案第 16 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第 4 議案第 17 号 江東区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 5 議案第 18 号 江東区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 6 議案第 19 号 江東区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 - 日程第 7 議案第 20 号 江東区学校運営協議会規則の一部を改正する規則
- 4 報告事項
 - (1) 令和 8 年第 1 回区議会定例会（教育委員会関係）について ほか

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 19 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 17 条の規定に基づき、令和 7 年度第 3 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 16 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

〔別紙〕

- | |
|---|
| 令和 7 年度第 3 回定期財務監査報告書 |
| 第 1 監査の範囲 |
| 1 監査の対象事項 |
| 令和 5 年度、6 年度及び 7 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について |
| なお、豊洲特別出張所については、令和 6 年度及び 7 年度における財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について |
| 2 監査の対象施設 |
| (1) 豊洲特別出張所 |
| (2) 出張所
亀戸 |
| (3) 保育園
森下、東雲、辰巳第三、亀戸、亀戸第二、大島、わかば、東砂第四、南砂第一 |
| (4) 児童館
亀戸第三、大島、大島第二 |
| (5) 江東きっずクラブ
きっずクラブ亀戸第三児童館、きっずクラブ香取（亀戸第三児童館所管）
きっずクラブ大島第二児童館、きっずクラブ北砂（大島第二児童館所管） |
| 3 監査の実施期日 |
| 令和 7 年 10 月 1 日から同年 11 月 28 日までのうち 20 日間 |
| 第 2 監査の手続 |
| 施設の概要及び歳入歳出予算の執行状況についての資料を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。 |
| なお、「施設の安全対策」を重点監査項目として、監査を実施した。 |
| 第 3 監査の結果 |
| 監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、おおむね適正かつ効 |

率的に執行又は処理がされているものと認められ、重点監査項目である施設の安全対策についても、特に指摘する事項はない。

なお、監査の際に散見された誤記その他の事務上の軽微な誤りについては、関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第 4 監査委員意見

監査の結果に記載したほか、一部の施設管理・運営に関する以下のような事案について、監査時及び講評において所管部署とも連携し改善・検討するよう求めた。

1 保育園について

- (1) 給食室の暑さによる体調不良が生じないよう、熱中症対応を検討されたい。
- (2) 給食にかかる予算について、近年の物価高騰に対し経済動向を見極め、サービスの低下が生じないよう検討されたい。

2 施設全般について

各施設の老朽化等による安全性の低下や、サービスの低下を招かないよう検討されたい。

講評を受けて、既に改善及び検討が図られている部署もあるが、さらなる行政サービスの向上及び規程を遵守した事務執行や施設管理に努められたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 8 年第 1 回定例会）

2 月 1 9 日から 3 月 2 7 日まで会期 3 7 日間にわたって開会した令和 8 年第 1 回江東区議会定例会において、別記の事項を議決した。

1 議案（区長提出）

- | | |
|-----------|--|
| 議案第 1 号 | 令和 7 年度江東区一般会計補正予算（第 5 号） |
| 議案第 2 号 | 令和 7 年度江東区国民健康保険会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 3 号 | 令和 7 年度江東区介護保険会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 4 号 | 令和 7 年度江東区後期高齢者医療会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 1 0 号 | 砂潮橋改修工事請負契約 |
| 議案第 1 1 号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第 1 2 号 | 議決を得た契約の契約変更について |
| 議案第 1 3 号 | 江東区行政手続条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 4 号 | 江東区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 5 号 | 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 6 号 | 江東区公告式条例等の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 7 号 | 江東区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 8 号 | 江東区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 1 9 号 | 江東区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 2 0 号 | 江東区長及び副区長の給料等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 2 1 号 | 江東区監査委員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 2 2 号 | 江東区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例 |

- 議案第 23 号 江東区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 24 号 江東区江東公会堂条例の一部を改正する条例
 議案第 25 号 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
 議案第 26 号 江東区子ども家庭支援センター条例の一部を改正する条例
 議案第 27 号 江東区旅館業法施行条例の一部を改正する条例
 議案第 28 号 江東区営住宅条例の一部を改正する条例
 議案第 29 号 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 30 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 31 号 江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 （以上 3 月 13 日原案可決）
 議案第 5 号 令和 8 年度江東区一般会計予算
 議案第 6 号 令和 8 年度江東区国民健康保険会計予算
 議案第 7 号 令和 8 年度江東区介護保険会計予算
 議案第 8 号 令和 8 年度江東区後期高齢者医療会計予算
 議案第 9 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
 議案第 32 号 江東区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
 議案第 33 号 江東区国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例及び江東区国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例
 議案第 34 号 江東区介護保険条例の一部を改正する条例
 議案第 35 号 江東区国民健康保険条例の一部を改正する条例
 （以上 3 月 27 日原案可決）
- 2 選任同意（区長提出）
 議案第 36 号 江東区教育委員会教育長選任同意方について
 本多 健一郎
 議案第 37 号 江東区教育委員会委員選任同
- 意方について
 安部 敏啓
 （以上 3 月 27 日同意）
- 3 議案（議員提出）
 議案第 1 号 事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書
 （3 月 27 日原案可決）
- 4 請願及び陳情
 5 陳情第 107 号 J R 総武線亀戸駅東口にエレベーター及びエスカレーターの設置を求める陳情
 （3 月 13 日採択）

